

## 平成22年第4回西会津町議会定例会会議録

### 第1. 招 集

1. 日 時 平成22年6月11日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成22年6月11日
2. 閉 会 平成22年6月16日
3. 会 期 6日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	11番	長谷沼 清 吉
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	長谷川 徳 喜
3番	青 木 照 夫	8番	佐 野 悦 朗	13番	清 野 邦 夫
4番	荒 海 清 隆	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
5番	清 野 佐 一	10番	大 沼 洋 平		

#### 2. 不応招議員

な し

平成22年第4回西会津町議会定例会会議録

平成22年6月11日（金）

開 会 10時08分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	11番	長谷沼 清吉
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	長谷川 徳喜
3番	青木 照夫	8番	佐野 悦朗	13番	清野 邦夫
4番	荒海 清隆	9番	武藤 道廣	14番	清野 興一
5番	清野 佐一	10番	大沼 洋平		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	農林振興課長	佐藤 美恵子
副町長	和田 正孝	建設水道課長	酒井 誠明
総務課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
企画情報課長	杉原 徳夫	教育委員長	矢部 征男
町民税務課長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	大竹 享
商工観光課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 渉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

## 第4回議会定例会議事日程（第1号）

平成22年6月11日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告  
陳情の受理、委員会付託

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 報告第1号 平成21年度西会津町繰越明許費繰越計算書

日程第8 報告第2号 平成21年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書

日程第9 報告第3号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類

日程第10 報告第4号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

日程第11 報告第5号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（議員互助会世話人会）

（各常任委員会）

（議会広報特別委員会）

(各常任委員会会場)

- 総務常任委員会…… [議員控室] (第1会議室)
- 経済常任委員会…… [議会委員会室]

○議長 ただいまから、平成 22 年第 4 回西会津町議会定例会を開会します。

(10時08分)

開会にあたり一言あいさつ申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配布のとおり 8 件の議案及び 5 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した陳情は 3 件であり、陳情の要旨等はお手元に配布の陳情文書表のとおりでございます。

次に、本定例会の一般質問の通告は、11 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配布の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告があり、その写しを配布してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、2 番、多賀剛君、13 番、清野邦夫君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 6 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 16 日までの 6 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

3 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配布の議長諸報告のとおりであります。その中の会津耶麻町村議会議長会の活動について申し上げます。

去る3月29日に開催されました会津耶麻町村議会議長会議において、任期満了に伴う役員改選の結果、私が会長に選任され、その職務を行っておりますので報告いたします。会長の任期は本年4月1日から2年間であります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は3件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配布しました陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、廣瀬渉君。

○代表監査委員（例月出納検査結果報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一 検査執行の日なのですが、規定では12日と、こう書いてあると思うんですが、いずれも12日から相当日数を要している。これは、生身の人間だから都合もあることとは思いますが、どちらの、監査を受けるほうの立場で遅くなるのか、監査委員の都合によって遅れるのか、そのどちらでありますか。

それともう1件は、もうすでに、5月分はまだ6月になったばかりだからいいのか。

その1点だけです。

○議長 監査委員。

○監査委員 ただいまのご質問いただきました件につきましては、規定では12日というふうになっておりますけれども、町のいろんな行事等の関係、あるいは時にはこちらの事情もあるんですけれども、そういう形で12日からはだいぶ遅れているのが実態の状況です。

それで今後このことにつきましては、やはり規定がありますので、その規定を直す方向で今検討に入っているということでもあります。そのことにつきましては、後でまた議会等でも、条例改正ですか、そこに提出されるような方向で今検討している。具体的にはまだこれからなんですけれども、そういう状況にあります。

そういうことでちょっと遅れておりますけれども、間違いなく検査執行しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長（町長提案理由の説明）

○議長 日程第7、報告第1号、平成21年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。本件の報告、説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 報告第1号、平成21年度西会津町繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定によりまして、本年2月の議会臨時会及び3月の議会定例会においてご議決をいただいたところではありますが、今次の繰越事業の主なものといたしましては、平成21年度国の補正予算関連事業でありまして、第1次補正分で26件、第2次補正分で16件、その他が3件の計45件であります。この45件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告を申し上げます。

それでは1の一般会計から順次ご説明を申し上げます。

まず、1款議会費、1項議会費であります。公共施設デジタル化整備事業で繰越額は20万円、完了予定は7月30日であります。

2款総務費、1項総務管理費であります。まず第1点目は公共施設内トイレ改修整備事業で、繰越額は1,377万9千円、完了予定は7月30日であります。

第2点目は公用車更新整備事業で、繰越額は356万9千円、完了予定は10月29日であります。

第3点目は公共施設デジタル化整備事業で、繰越額は162万8千円、完了予定は7月30日であります。

第4点目は携帯電話等エリア整備事業で、繰越額は5,496万8千円、完了予定は9月30日であります。

第5点目は支所庁舎修繕工事業で、繰越額は710万円、完了予定は7月30日であります。

第6点目は温泉宿泊施設改修整備事業で、繰越額は3,909万2千円、完了予定は7月30日であります。

第7点目は公園施設修繕事業で、繰越額は954万5千円、完了予定が10月31日であります。

第8点目は野球場施設改修事業で、繰越額は2,500万円、完了予定は7月31日であります。

次に3款民生費、1項社会福祉費であります。まず第1点目は国民健康保険特別会計診療施設勘定繰出金で、繰越額は1,919万6千円、完了予定は10月29日であります。

第2点目は社会福祉施設改修事業で、繰越額は1,000万円、完了予定は9月30日であります。

第3点目は介護老人保健施設改修整備事業で、繰越額は1,011万円、完了予定は6月30日であります。

2項児童福祉費であります。子ども手当用システム改修事業で、繰越額は352万3千円、完了予定は10月29日であります。

次に4款衛生費、1項保健衛生費であります。まず第1点目は保健センター施設改修事業で、繰越額は640万円、完了予定は9月30日であります。

第2点目は、水道事業会計繰出金で、繰越額は573万3千円、完了予定は10月30日であります。

第3点目と第4点目は、いずれも簡易水道等事業特別会計繰出金でありまして、第3点目は管路施設台帳作成事業分で、繰越額は496万7千円、完了予定は10月30日であります。

第4点目は施設修繕事業分で、繰越額は750万円、完了予定は9月30日であります。

第5点目は新型インフルエンザ接種助成事業で、繰越額は110万円、5月31日に完了しております。

第6点目は、温泉リハビリプール修繕事業で、繰越額は310万円、完了予定は8月31日であります。

第7点目は、在宅健康管理新システム導入事業で、繰越額は1億円、完了予定は6月30日であります。

第8点目は、睡眠モニター健康管理システム導入事業で、繰越額は1,700万円、完了予定は9月30日であります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費であります。まず第1点目は、園芸ハウス復旧補助金で、繰越額は70万2千円、4月23日に完了しております。

第2点目は、農業集落排水処理事業特別会計繰出金で、繰越額は352万5千円、完了予定は10月30日であります。

2項林業費であります。公共施設デジタル化整備事業で、繰越額は63万円、完了予定は7月30日であります。

次に、8款土木費、1項道路橋りょう費では、まず第1点目は、町道改良舗装事業で、繰越額は5,559万3千円、完了予定は12月28日であります。第2点目は、橋りょう高欄修繕工事業で、繰越額は700万円、完了予定は12月25日であります。

3項都市計画費であります。いずれも下水道施設事業特別会計繰出金でありまして、第1点目は管路施設台帳作成事業分で、繰越額は327万5千円、完了予定は10月30日であります。

第2点目は、施設修繕事業分で、繰越額は800万円、完了予定は9月30日であります。

4項住宅費であります。町営住宅団地修繕工事業で、繰越額は400万円、完了予定は9月30日であります。

次に、9款消防費、1項消防費であります。第1点目は、消防施設修繕工事業で、繰越額は1,520万円、完了予定は12月25日であります。

第2点目は、全国瞬時警報システム整備事業で、繰越額は605万1千円、完了予定は9月30日であります。

次に、10款教育費、1項教育総務費であります。まず第1点目は、職員宿舍改修事業で、繰越額は210万円、完了予定は8月31日であります。

第2点目は、耐震診断事業で、繰越額は340万円、完了予定は12月24日であります。

第3点目は、老朽化文教施設解体撤去事業で、繰越額は3,621万4千円、完了予定は9月30日であります。

2項小学校費であります。まず第1点目は、耐震診断事業で、繰越額は105万円、完了予定は12月24日であります。

第2点目は、小学校施設改修事業で、繰越額は2,650万円、完了予定は10月31日であります。

第3点目は、理振法購入事業で、繰越額は25万8千円、完了予定は6月30日であります。

4項社会教育費では、耐震診断事業で、繰越額は210万円、完了予定は11月30日であります。

次に、2の下水道施設事業特別会計であります。1款総務費、1項総務管理費であります。まず第1点目は、施設修繕事業で、繰越額は800万円、完了予定は9月30日であります。

第2点目は、管路施設台帳作成事業で、繰越額は327万5千円、完了予定は10月30日であります。

次に、3の農業集落排水処理事業特別会計であります。1款総務費、1項総務管理費で、管路施設台帳作成事業で、繰越額は352万5千円、完了予定は10月30日であります。

次に、4の国民健康保険特別会計、事業勘定であります。1款総務費、1項総務管理費で資格・賦課システム改修事業、繰越額は459万9千円、完了予定は7月31日であります。

次に、診療施設勘定であります。1款総務費、1項施設管理費で、西会津診療所増改築事業、繰越額は1,919万6千円、完了予定は10月29日であります。

次に、5の簡易水道等事業特別会計であります。1款水道費、1項簡易水道費であります。まず第1点目は、施設修繕事業で、繰越額は750万円、完了予定は9月30日であります。

第2点目は、管路施設台帳作成事業で、繰越額は496万7千円、完了予定は10月30日であります。

なお、各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書の報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで報告第1号、平成21年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

日程第8、報告第2号、平成21年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告を行います。本件の報告、説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 報告第2号、平成21年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本報告書につきましては、平成21年度水道事業会計の中で地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した管路台帳整備を実施いたしましたが、年度内完成が見込まれなかったことから、平成22年度に予算繰越を行ったことにより報告するものであります。

それでは報告書をご覧ください。

平成21年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

詳細につきましては、次ページの平成21年度西会津町水道会計予算繰越計算書にて説明させていただきます。次ページをご覧ください。

平成 21 年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書、1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、水道台帳作成事業、予算計上額 573 万 3 千円、支払義務発生額はありません。翌年度繰越額 573 万 3 千円。この財源内訳は一般会計の地域活性化・経済危機対策臨時交付金により本会計に繰り出されたものでありまして 573 万 3 千円であります。不用額はありません。翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額はありません。繰越理由につきましては、台帳を作成するための仕様をどのようにするかを検討に不測の日数がかかってしまったことによるものであります。完成予定は 10 月 30 日であります。

これで説明を終わりますが、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、本議会に繰越額の使用に関する計画を報告するものであります。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで報告第 2 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

日程第 9、報告第 3 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。本件の報告、説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 　報告第 3 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況についてご説明を申し上げます。お手元に配布いたしました平成 21 年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書をご覧いただきたいと思ひます。

まず、1 ページの土地開発公社事業報告書の 1、総括事項についてご説明申し上げます。平成 21 年度中に喜多方地方土地開発公社が公有用地取得事業として受託した事業は、記載のとおり喜多方市の 2 事業でありまして、本町事業はございません。

記載の 2 事業の個々の明細については、別記公有用地明細表 8 ページに添付してございます。のとおりであります。全体で期首残高が 5 億 2,579 万 1,973 円、当期増加高が 451 万 6,553 円、当期減少高が 5,936 万 1,307 円となり、当期末の喜多方地方開発公社の所有地は、面積が 11 万 7,092 平方メートルで、4 億 7,094 万 7,219 円となりました。

平成 21 年度の損益計算は、収益合計が 6,044 万 4,421 円、費用合計が 6,042 万 7,432 円で、1 万 6,989 円の当期利益となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、986 万 9,149 円となっております。

なお、これらの明細につきましては、3 ページに貸借対照表、4 ページに財産目録、5 ページに損益計算書、6 ページにキャッシュ・フロー計算書、7 ページに現金及び預金明細表を添付しておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

次に、理事会の議決事項であります。1 ページ後段に記載しております。理事会は 2 回開催されております。議決事項は平成 20 年度の事業報告及び決算の認定、平成 21 年度及び平成 22 年度の事業計画と予算の調製を行っております。

なお、ただ今説明しております平成 21 年度の事業報告及び決算につきましては、去る 5 月 25 日に認定を受けております。

次に、平成 22 年度の事業計画でございますが、1 枚の用紙を配布しておりますのでご覧いただきたいと思ひます。公有地取得事業として喜多方市の 3 事業、事業費といたしまし

て6,630万6千円が計画されておりますが、本町の事業はございません。

なお、本町では、これまで、この喜多方地方土地開発公社事業を活用して商業団地造成事業や住宅団地造成事業などの事業を行ってまいりましたが、住宅団地造成事業の償還が平成16年度末をもって完了しましたことから、本町における未償還残高はございません。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し報告といたします。以上で報告を終わります。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　9ページであります。借入金の明細書ということで、広域市町村圏から借りて返済しておるわけですが、こういう借りる場合の手続とかはどのようにして行われてきたのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

もう少し詳しく言いますが、今回はじめて市町村圏組合からの貸し借りができたように記憶しているわけですが、これが広域の議会に付されたような記憶が、私、ありませんので、そういう点ではどういう、する必要がないのか、また、どういうことで、短期の借入でしょうから、その点であります。

あれなんでしょう。期首残高が、当期減少高で期末残高0ですから、この期間中に借りて期間中に返済したということでしょう。ですから、その経緯を説明してくださいということです。

○議長 　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 　ただいまの質問にお答えします。

期首残高が6億3,754万1,669円となっております。当期増加高0ということでありまして、さらにここ会津いいで農業協同組合から5億2,666万3千円というような形で、新たな当期増加高というような形で出てまいります。したがってこの借入金につきましては新たな借り換え作業が行われたということだろうというふうに思います。

そういったことで、借り換え業務でありますので、広域の議会にお諮りするような内容ではなかったのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 　11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　理解はできませんが、よく調べて後でお知らせいただきたいと思っております。

○議長 　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 　ちょっと細部にわたりまして調査をしましてご報告申し上げます。

○議長 　14番、清野興一君。

○清野興一 　この土地開発公社の定款見ていないんであれですけども、これは脱退は自由なんですか。西会津町にとって、ずっと利用してない経過があるんですよ。今報告のとおり最終的な借入金というのは平成16年度で完済している。この土地開発公社がなければ事業をしていくのに非常に困るというものなのか。もう、ご承知のとおり喜多方市がほとんど合併しちゃって、あと北塩原と当町しか喜多方市以外では加盟してない。この際、脱退も視野に入れるべきではないかと思うんですが、町の方針などありましたらお知らせください。

○議長 　町長。

○町長 確かに、現在のところ町が公社を利用しているところはございません。しかし、これまで住宅団地とか商業団地、あるいはさゆり等々のこれまでの一連の経過の中には関わっていた記憶がありますので、ただ、脱退をすとかしないとかという問題ではないんじゃないのかなというふうに思っております。これから西会津町が新たな事業計画、都市計画等々によって、その土地の購入が必要だという場合によっては手元の金額をどうしても融通できない場合について、こういうところの利用というものも考えることができるんじゃないか。

しかし、これが担保として、喜多方市が返せなかった場合に西会津町がこれに代わって返すというような状況は発生しておりませんので、すべて喜多方市の関係についてはそれぞれの自治体で責任をもって対応するというようなことの内容でありますので、今後そうした考え方が果たして妥当かどうかは、即答できるものではありませんので、十分検討させていただきたいと思えます。

○議長 これでは報告第3号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第10、報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。本件の報告、説明を求めます。

商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご報告いたします。

内容につきましては、お配りしてあります書類のとおりであります、その概要について申し上げます。1ページをお開き願います。

はじめに、事業報告から申し上げます。

平成21年度は、温泉健康保養センターやさゆり公園などの施設における第2期目の指定管理のスタートの年であることから、第1期にも増して利用者の満足度を高めるため、安全安心を第一に快適な利用環境の提供に努めるとともに、接客サービスの向上を図るための研修会を実施するなど、公社として鋭意努力を重ねてきたところであります。

指定管理者2年目となる地域資源活用総合交流物産館「よりっせ」については、道の駅の責務である利用者に対する快適な休憩環境の提供に努めるとともに、地場産品やミネラル野菜、菌茸類等の地域産業の活性化についても推進してきたところであります。

また、施設の管理運営業務のほかにも、農業振興普及実践事業や観光振興事業など、公社設立の趣旨である地域の活性化を図る事業についても拡充を図りながら事業を展開してきたところであります。

地方の経済は依然低迷しており、世界的な資源高や物価の高騰による消費意欲の減少など、経営環境が依然として厳しい状況において、総体的な費用削減と営業の強化など経営改善に努めてきました結果、平成21年度決算において578万4,107円の黒字となりました。

平成21年度も黒字決算であることから欠損額は減少され、累積欠損は1,739万5,720円となったところであります。

次に、(2)事業の内容、(3)会社の概要、(4)役員及び従業員の構成、(5)資本金の増

減につきましては、1ページから3ページに記載されているとおりであります。

続いて、4ページの平成21年度の決算について申し上げます。

まず、(1)の貸借対照表であります。表、左の資産の部から申し上げます。

流動資産の内訳は、現金・預金、売掛金、棚卸資産、未収入金、前払費用、仮払金であり、合計で4,808万5,649円の計上であります。

現金・預金の増などにより、前年度と比較して657万314円、率にして16%の増となりました。

固定資産の内訳につきましては記載のとおりであり、合計で267万9,136円の計上であります。

したがって、資産の部の合計は、5,076万4,785円であります。

次に、表、右の負債及び資本の部について申し上げます。

買掛金は食材などの未払い分であります。

未払い税金は消費税と法人住民税であります。

未払い費用は3月分の光熱水費及び一般管理費等の未払い分であります。

預かり金は職員の源泉所得税や社会保険料負担金等であります。

前受け金はロータスインの利用券や食事券の未利用分などあります。

流動負債の計はほぼ前年度同額の3,266万505円となりました。

以下、資本金3,550万円、前期繰越損失金2,317万9,827円、及び、当期末処分利益578万4,107円を計上し、資本計は1,810万4,280円となったところであります。

したがって、負債及び資本の部の合計は5,076万4,785円であります。

なお、ただいま申し上げました、資産の部の未収入金、負債及び資本の部の未払い税金、未払い費用、預り金につきましては、5月末までにすべて処理されております。

次に、5ページの(2)損益計算書について申し上げます。

まず、右の欄の収益の部についてであります。売上高の営業収益に雑収入などの営業外収益を合わせた収益の部の合計額は4億4,318万2,806円あります。「よりっせ」の売り上げは伸びたものの、大規模修繕工事に伴う長期休業などによる影響によりまして、ロータスイン営業部門の売り上げが減少したことなどにより、前年度と比較して815万4,495円、率にして2%の減となりました。

次に左の欄の費用の部であります。仕入れや一般管理費それに人件費などの営業費用の計、4億3,721万1,753円、それに、支払利息1,946円、法人税18万5千円までの合計額が4億3,739万8,699円となりました。

したがって、収益の部の合計額4億4,318万2,806円から、ただいま申し上げました営業費用などの4億3,739万8,699円を差し引いた578万4,107円が当期利益であり、昨年度に引き続き平成21年度も黒字決算となったところであります。

費用の部の合計は記載のとおり、4億4,318万2,806円あります。

次に、(3)の利益金処分計算書につきましては、記載のとおりであります。当期末処分利益578万4,107円を前期からの繰越損失金2,317万9,827円に繰り入れますので、次期繰越損失金は1,739万5,720円となりました。

次に、平成 21 年度の事業計画について申し上げます。

事業計画の内容につきましては、7 ページから 9 ページに記載されているとおりであります。平成 17 年度から平成 21 年度まで 5 年連続で黒字決算となったところでありますが、依然厳しい経営状況にあることから、より一層の経費削減と営業強化を図り、経営の改善を図るよう支援してまいりたいと考えております。

以上、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 この振興公社については、発足当時は当面一人歩きするようになるまでとか、というような申し合わせがあって、株式会社設立されたわけです。私の記憶では町の出資が 90 パーセントとで、あと森林組合、農協、商工会、それらが、微々たるものと言ったらおかしいんですけども、90 パーセントも町でやってきたわけです。

その中身についてうんぬんかんぬん言う前に、もうそろそろ独立してもいいんじゃないか、早々じゃなくて遅すぎるくらいなんです。株式会社ですから、いつまでも町がかかわるのはどうかと思うんですけども、その辺、町長はどのようにとらえているのか。

そして、独立させるのかさせないのか、それを含めて答弁してください。

○議長 町長。

○町長 まず、認識的にちょっとはっきりしておきたいと思うんですが、これは株式会社でありますから独立しているとかという問題じゃなくて、完全にこれは民間会社でありますので、独立をしております。ただ、議員がおっしゃりたいのは、この公社の社長が町長になっているということからしていわゆる関連性、あるいは町との下請け機能的な関連のあるような形じゃないのかと、こうおっしゃりたいと思うんですが、まったくそういうことではなくて、独立をし、そして営業そのものすべてについてはこの株式会社振興公社の中で行っていると、こういう認識を持って対応しているところであります。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今回の町長の答弁ですと、独立はしてるんだと。このように言っておられますけども、中身はやはり毎年委託金ということに対して何千万円という赤字補てんをしてるんですよ。だからして、私は、これ独立して、その独立した株式会社振興公社で努力をして、そして売上が上がった、収益が上がったというんだったらね、月給は 50 万円だろうが 100 万円だろうが、決してそんなことはどうこう言うすべはありません。

がしかし、ずっと赤字赤字でやってきて、その補てんは町でやってるんですよ。だから、そういうのはやはり私はどうしても理解できないんですよ。したがって、やはり経営そのものについて早く町がかかわらなくてもできるようなそういう体制をつくってもらいたいと。

それから何回も質問できないからついでに言うんですけども、このロータスインにつきましてはこの前も議運でちょっと申し上げたんですけども、売上が年々減少傾向にあることから、部門ごとの目標値を設定して、その達成に向け職員が一丸となって新たな企画の開発や営業の推進に取り組んでいくと、このように記載されておりますけども、私があのロータスインの売店と申しますか、ああいうところを見た場合には、こういうことは誰で

も書けるんですよ、良いことは。がしかし実態は、私ちょっと目についたのは、お土産売り場、あそこちょっと見たんですけども、西会津特産の下駄なんか陳列されているんですよ。値段の3,500円とか5,000円と書かれている値段のほうが裏返しになっている。そういうあれがあるんですよ。ガラスケースですから、見ようがないんですよ。だから売ろうというそういった意思がまったく欠けている。

うまいこと、努力してるなんていうのは真っ赤かの偽りですよ、私がとらえれば。もっと企業努力というんだったら、ああいうところまで目を配って、100円でも1,000円でも収入にしようという姿勢が私は見あたらない。そういうことあなたどういふふうに感じているのか、もう一回お願いします。

○議長 申し上げます。第4号につきましては、報告のありました書類の内容については質疑することはできますが、公社自体に係る問題、経営方針だとか、それらについては質疑できないことになっておりますのでご配慮くださいますように、改めてお願い申し上げます。

町長。

○町長 まず経営の内容についてであります。独立するとか、あるいは町から赤字補てんをするとかということではあります。決して赤字補てんをしているつもりはないし、まったくそういうことはできないことになっております。

したがって、町から事業委託をしているわけです。いわゆる指定管理者を振興公社が町のすべての、あのさゆり公園周辺の、あるいは温泉施設を含め、「よりっせ」も含め、すべて振興公社が指定管理として町の、本来町で業務を行うべきところを受けているわけですから、それにかかる費用等について町はそれに合う対応をしている。そういう内容でありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、内容についての意見等がございましたので、その点については十分心にとめながら経営努力をするように指導してまいりたいと思います。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 22年度の事業計画の中の施設営業部門、今町長が言われましたように指定管理者に委託してるわけなんですけど、このことについて、町の商工会が発行する商品券の利用の中身が同一施設内で使われる、商品券が使われるものと使われないものがあるというんですね。私、お客さんからそのようなことを聞いてはじめて知ったんですけど、分かる範囲内でいいですから、詳しく説明してください。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 大変失礼しました。ただいまの公社、ロータスイン等で使用できる町の商品券というご質問でありますけども、町のほうで把握はしてございませんで、今のご質問については例えばロータスインの売店では使えるけれども、そのほかの場所では使えないというようなお話だと思うんですが、大変申し訳ありませんが、現在把握してございませんので、きちんと把握した上で、なぜそのような違いがあるのかということは後日報告いたしたいと思います。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 町では指定管理者というところに委託をし、そしてロータスインというもの

の管理の仕方をしているわけです。その指導をする町が、その指定管理者に対してどのようなことを申し述べているのか、これがきちんとなっていれば同じ施設内のロータスインに入って商品券を利用するようであれば、すべてのお土産品から入場券から、それからレストランの利用から、それから食堂の利用からすべて利用できるような方法を町が指導するのが私は当然だと思うんですけど、詳細については後日報告するというんですけど、どのような、こういう公の施設である以上はきちんとしてご指導を指定管理者にさせていただきたいと要望も含めて、もう一度お答えを求めます。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。ただいま議員さんおっしゃられたとおり、ロータスイン、さゆり公園、町の公の施設については町が公社に対して指定管理ということで管理運営を委託してございます。当然、指定管理者ということであれば公の施設の有効活用、さらには住民サービスの向上、それが管理運営する上で基本でございます。今おっしゃられたとおり、商品券が使えるとこ、使えないとこあるというのは当然住民サービスの面からすれば不便をかけているということだと考えております。

ただし、使える、使えないについては別に制約があるような場合もあるかもしれませんので、ここだと使えるけれども、ここはいろんなあれがあつて使えないという、そういうこともあるかもしれませんので、きちんと調査した上、後日報告したいと思います。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 「よりっせ」での農産物の販売を注目して見てきたわけではありますが、ミネラル野菜や菌シイタケ、順調に伸びているということで喜んでいますが、町の肝煎りで一般野菜も栽培して販売していくということが言われきているわけではありますが、一般野菜の販売について、地場産品等の販売ということに含まれるんでしょうが、一般野菜という言葉が出てこないというのは、町と振興公社の間でまだよく話し合いがなされていないのかどうかというような心配もありますので、一般野菜の販売等で「よりっせ」どうなっているか。

それともう一つは、副社長に副町長がおなりになれましたが、伊藤町長は選挙のマニフェストで、振興公社の社長は民間人がつきますと約束をして、マニフェストで述べて当選されたわけではありますが、それを、町長が社長をやらないというマニフェストで言ったということを、副社長の副町長さんがおわかりかどうか、それをお答えしていただきたいと思います。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 マニフェストの部分でよろしいでしょうか。承知してございます。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 「よりっせ」における一般野菜の販売についてのご質問ですが、「よりっせ」での一般野菜の販売につきましては、7月の初旬ころからだいたい5軒くらいの農家のかたが販売を予定されてございます。なお、昨年度まではミネラル野菜、それから菌茸類だけの販売でございましたが、昨年度の実績でいきますとミネラル野菜につきましては約5%の増、それから菌床のシイタケ関係につきましては、前年度比で3.7倍くらいの伸びを示してございます。以上です。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 売上もかなり順調に伸びて 4 億 3,700 万円を超えているわけではありますが、そのうち約 3 分の 1 近くは受託収入なんですよね。この 1 億 300 万円という受託収入、町以外からはどの程度、どういうところから受託収入が入っているかということが 1 点と、それから受託収入の最近の傾向として、減少傾向にあるのか増加傾向にあるのか、その点を教えてください。

それと、監査報告が出ていますけど、これは本物からコピーして報告してると思うんですが、1 人のかたは印鑑がないのね。奥のほうにか、失礼しました。

あとそれと、振興公社の役員、それぞれ報告になってますけど、この任期というのはそれぞれ違うんですか。例えば副町長が副社長に就任されたというのは前任者の残任期間とするのか、あるいは丸々定款で定める任期をもって任期とするのか、社長からずっとそれぞれの任期を教えてください。以上です。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 まずご質問のうち受託収入について申し上げます。

受託収入につきましては、総額で 1 億 357 万 9,687 円ということでございまして、そのうち町からの部分につきましては 1 億 219 万 3,269 円であります。それ以外の部分につきましては社会福祉協議会から受託しております屋内ゲートボール場の管理運営費であります。ですから、ほとんどが町からということであります。

それから受託収入について動向はどうかということですが、昨年度、20 年度の受託料の額を申し上げますと、1 億 347 万 9,500 円ということで、今年は 10 万 187 円、前年より増加しております。町の委託料につきましては、指定管理の委託料ということで 3 年間の指定であれば基本的には同じ額が 3 年間委託料となりますので、ほぼ変わりがないということでございます。

それから役員の任期の関係でございますが、今年の 5 月 24 日に定時株主総会がございまして、ちょうど取締役の、役員の任期が満了となりましたことから、すべての役員のかたが再任であったり新任であったり、選任されたところでありますので、任期はすべての役員のかた、同じということでございます。任期は 2 年でございます。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も 1 点だけお尋ねしたいんですが、昨年の概要の中で施設の大規模改修工事に伴う長期休館によって利用者減、収入減があったということなんですが、私の記憶からすると確か 2 週間ぐらい休館しておりますよね。それで今年も今月から来月にかけて 3 週間程度の配管工事等で休館するというようなことでありますけれども、これは何日か休館して工事をしなければならぬというのは当然分かりますけども、普通の民間であれば営業しながら何とか工事を、例えば仮設のバイパス工事をしながら、浴場内の改修が終われば営業するとか、そういうことは考えておられましたか。

また同じように今年、去年よりも長い間休館するということは、これの影響で利用客収入は当然減少してくると思うんです。その点はいかがでしょう。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 ロータスインの工事の関係の休館で、極力調整をすることによって休館

の期間が短くならないのかというおただしでありまして、工事にあたっては町、それから振興公社、それから業者まで入ってどうやったら短い間の休館で済むかという話し合いは当然してございます。

今回、この6月から7月にかけて、もう工事始まってございますけども、屋根の塗装工時、それから地下配管の交換工事ということで今始まってますけども、それにつきましても関係者集まりまして極力その休業期間の短くなるようなこととということで、当然お風呂については地下配管の交換であれば使えないわけでありまして、営業部分といいますか、レストランとか宴会についてはできるんじゃないかというお話だと思んですけども、そこらについても公社のほうとよく打合せをした中で、極力期間を短縮しながら、営業に影響のないようにとということで打合せをしながら進めてございます。

○議長　これで報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第11、報告第5号、委任専決処分事項の報告を行います。本件の報告、説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　報告第5号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、昭和53年6月30日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は1件で、交通事故に係るものであります。

それでは、報告第5号をご覧いただきたいと思えます。

事件の発生年月日は、平成21年12月21日であります。その内容であります、会津坂下町字大道地内の国道49号と県道会津坂下会津高田線の交差点におきまして、赤信号のために停車しておりました相手方車両に町有車が追突し、損傷を与えたものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成22年3月19日、賠償額40万2,908円で和解したところであります。過失割合は、当方100%、相手方0%であります。

交通事故の防止及び安全運転につきましては、機会あるごとに注意をしているところですが、さらに徹底した注意の喚起を促し、安全運転に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上をもちまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき委任専決処分事項の報告といたします。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　町の公用車、町だけじゃなくて、振興公社なり福社会なり等も使っていると思いますが、今回、この事故の車はどこが使用していたのか。また、車を運転するには正式な職員もおるでしょうし。あるいは委託、嘱託、臨時の職員もおられるわけですが、今回の事故はどういう立場の人がこの事故を起こしたのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ご質問にお答えをいたします。

今回の事故を起こした職員でございますけれども、健康福祉課のほうで介護認定業務を担当している臨時職員ということでございます。調査業務に出かける際に事故を起こしてしまったということで、本人に対しては厳重に注意をしたところでございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 分かりましたが、マスコミ等では、西会津ではありませんが、臨時の自治体の職員が不祥事等を起こしています。ですから、交通事故も町の方針が臨時とか嘱託とか、そういうところにはなかなか伝わりにくい面もあるのかなど。これが一つ今回こういう形で出たのかという気がしますので、そういう臨時の職員にもより厳しいモラルで仕事に励むように、もっと強く指導といいますか、教育といいますか、すべきだと思いますがいかがですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 お答えをいたします。まさに議員おただしのとおりでございますけれども、われわれ正規の職員はもとよりでありますけれども、臨時職員、それから委託職員ということで多くの職員を抱えておりますので、議員がおただしのように委託職員、臨時職員も含めまして綱紀の粛正に努めてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今ほども総務課長の説明でありましたんですけれど、当方 100%の過失というようなことで、以前から見るとだんだん被害額が加算されているように、その事故によって、こういうような金額にならんかもしれませんけれど、この町から、またこの職員、それから福祉会並びに振興公社等に対して町長が交通事故の撲滅運動の先頭に立って、今後は一切こういうような事故を起こさないんだというような強い指導力をもってやる意思はありませんか。

○議長 町長。

○町長 議員おっしゃるとおり、つい最近も交通事故が西会津町で起きてしまって、死亡事故ですね、非常に残念なケースだと思っております。なお、これも一人一人が、私も含めてしっかりと交通事故に対する認識というものをもう一度もって対応していかなければならないと、心を新たにしているところであります。

同時に、私は口酸っぱくして言ってるのは、交通事故に対する三悪、いわゆる飲酒運転とか、あるいはスピードとか、そういう交通違反にかかわるようなことは決してやってはならないということで、もしこれが明らかにその本人の意思であったならば、これは重大な決意をもって対応するということを言っているわけでありまして。

したがって、今度の場合について、別だとは言いませんけれども、この話を私も伺いました。報告を受けました。ちょうど冬、冬期間でありまして、本当に手前からブレーキをかけたんだけど、すうっと行ってしまったということでございまして、何ともいたし方のない事故にあってしまったということでございまして、そのことについては厳しく今後こういうことないようにということで総務課長はじめ、そういう指導をしたところでご

ございますので、今後はやはり交通事故が1件も起きないような、そういう取り組みをしてまいりたいと、このように思っております。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 冒頭にも申したとおり、町長はやはりこの町内から交通事故をなくすんだ、撲滅運動の先頭に立ってやる意思があるかないかということも含めて聞いたわけなんですけれど、そのようなお答えの中身では、私はそのように受け止めないんですけど、もう一度町長、私は最高のトップの責任者として、やはり町職員の公用車、福祉会の公用車、そして振興公社の公用車については私が徹底指導して、撲滅をするんだと、図るんだと、そういう強い意思を再度私は求めたいと思います。

○議長 町長。

○町長 まさにそういう気持ちで今答弁したというふうに思っておりますので、議員のおっしゃるとおり、そういう気持ちをしっかり持って、これから対応していきたいと思えます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 時間になりましたので簡単に申し上げますが、今ほどの質問にもあったとおり、町側とか、また町長とかってそういうことも議員おっしゃってありましたけど、最近の私体験したことをちょっとお話申し上げたいと思います。

1週間にまだなんないんですけど、駅前から行って、西校からさゆり公園に行くあの道、丁字路ありますね。あそこ一時停止にはなっておりますけども、左を歩いていたのがまさかと思うところで右も左も見ないで右折を、かっと出るんですよ。ああいうことを見ますと、やはりドライバーだけじゃなくて、交通対策何とかというのあるんでしょう、町で。

今ここは議会ですので、固有名詞は出しませんから、後で私は言います。ああいう人もいるんですから、やはり歩行者、そしてまたそういったかたにも十分それを徹底して指導しなきゃならないと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 事故の撲滅につきましては今ほど町長がご答弁申し上げたわけでございますけれども、ただいま議員からもおただしのありましたように、この交通事故を1件でも減らしていく、なくしていくということで、これは町民一丸となって対応していかなければ交通事故はなくなっていくというふうに考えておりますので、そういった主たる機関を通じましてしっかりと対応していきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長 これで報告第5号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、皆さんに申し上げます。この後、午後1時より全員協議会を開催いたします。その後、議員互助会世話人会を開催しますので、役員のかたは議会委員会室にお集まりください。その後、各常任委員会を開催し、陳情の審査等を行ってください。

それでは委員会会場を申し上げます。

総務常任委員会、議員控室。経済常任委員会、議会委員会室であります。その後広報特別委員会を行いますので、委員のかたは議会委員会室にお集まりください。

本日はこれで散会いたします。(12時10分)



平成22年第4回西会津町議会定例会会議録

平成22年6月14日(月)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	11番	長谷沼 清吉
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	長谷川 徳喜
3番	青木 照夫	8番	佐野 悦朗	13番	清野 邦夫
4番	荒海 清隆	9番	武藤 道廣	14番	清野 興一
5番	清野 佐一	10番	大沼 洋平		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	農林振興課長	佐藤 美恵子
副町長	和田 正孝	建設水道課長	酒井 誠明
総務課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
企画情報課長	杉原 徳夫	教育委員長	矢部 征男
町民税務課長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	大竹 享
商工観光課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 渉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第4回議会定例会議事日程（第4号）

平成22年6月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 多賀 剛   | 2. 目黒 一   | 3. 荒海 清隆 |
| 4. 青木 照夫  | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 清野 佐一 |
| 7. 佐野 悦朗  | 8. 武藤 道廣  | 9. 長谷沼清吉 |
| 10. 長谷川徳喜 | 11. 清野 興一 |          |

○議長 平成 22 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

2 番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。2 番、多賀剛でございます。今定例会に 3 点の一般質問通告をしておりますが、定例会初日に行われました全員協議会の中で小学校適正配置の問題に関しまして、町当局、教育委員会よりご説明がありました。しかし、多くの町民の関心事でもありますので、あえて通告どおり質問させていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。

まず 1 点目の質問といたしまして、長い間町民の皆さんの懸案でもありました小学校適正配置につきまして、一つのステップを越えたとの思いから、小学校適正配置と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

教育委員会より、これからの小学校のあるべき姿、理想とする小学校の基本方針が示され、皆さんご承知のとおり去る 5 月の 11 日、第 6 回の小学校適正配置審議会において、今後の児童数の見込みから教育効果を高めるために、早期に 5 校を 1 校に統合するのが望ましいとの四つの附帯意見を添えて答申されました。

それを踏まえ、答申書の内容を十分に尊重し、今後町として具体的計画を作成するということでありました。子どもは地域の、町の宝であります。未来を担う子どもたちの学校の建設については早期に完成、開校できるよう最大限の努力をするのはもちろん、子どもたちが進んで学習や運動ができ、喜んで通学できる素晴らしい教育施設としなければなりません。

町ご当局は、これから具体的に検討し、計画を作成なさるのでありましょう。しかし、年々子どもたちの数が少なくなっている中、今までのようにあまり時間をかけられないのも事実であります。

以上のことから、新しい校舎の完成時期、新校舎での開校するまでの大まかなタイムスケジュールをお示しいただきたい。

二つ目に教育委員会にお尋ねしたいんですが、今ほどの統合小学校は新校舎の完成に至るまでは、いくら早期にと言ってもここ 1、2 年で完成できるものではありません。そこで教育委員会では一日でも早く正常な教育環境で学習させたいとの意向から、昨年耐震補強工事が完了した野沢小学校を使って暫定的に開校したいということでありました。

そこで問題となるのが新小学校の名称や校歌、あるいは校旗、校章などであると思われれます。これらの問題がクリアできれば暫定開校ができるのでありましょうか。また、これらの製作にはどれくらいの期間が必要となるのでしょうか。暫定開校の時期はいつになるのかお示しいただきたい。

三つ目といたしまして、廃校となる今後の校舎の利活用についてお尋ねいたします。こ

これはこれから廃校となる小学校校舎ばかりではなくて、旧中学校や分校を含めてではありますが、旧新郷中学校の国際芸術村やいくつかの校舎に関しましては再利用されているようですが、全体としてあまり計画的に有効利用されていないように感じられます。

自分たちの母校が負の遺産として廃墟と化し、朽ち果てていくのはあまりにもしのびない。できるならば何とか有効利用の方法はないのか。そんなことを考えているかたはたくさんいらっしゃると思います。廃校となって、さて、今後どうするのかと検討を始めるより、今のうちから早めに活用方法を調査検討しておくことも必要ではないでしょうか。

例えば都市部の児童生徒の林間学校や雪国体験など、交流拠点として整備をすとか、グリーンツーリズムなどでイベントの拠点として活用するとかいろいろあると思います。地域の人々がコミュニティーの中で上手に利活用できるような支援整備が必要なのではないのでしょうか。その点も併せてお伺いいたします。

2点目の質問といたしまして、ごみの回収方法についてお尋ねいたします。本町においては周辺他町村に先駆けて細部にわたるごみの分別に取り組み、ごみの減量化あるいは資源化に努めてまいりました。昨今の生活様式の変化からくるのか、あるいは細かい分別からくるものなのか、はたまた季節的な要因によるものなのか、分別されたごみの種類や量にも変化があるように思われます。また、地域によっては収集回数が少なかったり、あるいは冬期間など道路状況の要因で収集できなかったりと、収集に関する諸問題もでてきているのも事実であります。

ここで、私は一度分別されたごみの種類や量を再調査し、回収方法や収集回数の見直しが必要なのではないかと考えます。また、燃えるものや生ごみ等に関しましては臭いの問題や防犯上の理由で難しいのでありましようが、ペットボトルやビン、カン、プラスチックやビニールなど、資源ごみに関しては役場などの駐車場の一角を利用して常設のごみステーションを設置できないものかと考えます。今はほとんどのご家庭に自動車があります。決まった収集日、時間にごみを出すことができなかった場合や、冬期間など収集日を待たずに大変な量になってしまったような場合、町内の何カ所かに常設のごみステーションがあれば自分で持っていくことができる。

また、大きな視点で見れば、常設のごみステーションがあることによって、ごみの不法投棄をなくしたり、町の環境美化にもつながることになると考えます。ぜひ、実現できないものか町ご当局の見解をお尋ねいたします。

3点目に、雇用対策についてお尋ねいたします。雇用対策についてはここ何回か、各定例会ごとに質問させていただいておりますが、まだまだ十分な状況にはないと思っておりますので、同じような内容も含まれますが言い続けることも必要との観念からあえて質問させていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

一昨年からの雇用情勢の悪化は現在も続いており、町内においても相当数のかたがリストラや事業停止などにより職を失い、いまだ仕事につけないかたが大勢いらっしゃいます。そんな中で県のふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出基金事業などで、町では有期の雇用を創出し、雇用対策に取り組んでおります。これはこれである程度の成果をあげ、緊急の雇用対策としては一定の効果が上がっているものと認識しております。

しかしながら、この対策は有期の雇用であり、あくまでも緊急避難的な対応でしかない

と思っております。本来の雇用対策、いわば地元企業に継続雇用ができるのか、長期にわたり腰を落ち着けて安心して仕事ができる環境づくり、これこそが本当の意味での雇用対策ではないでしょうか。今まで行ってきた雇用対策の効果をどのようにとらえているのかお尋ねいたします。

また、町長は地元企業経営者や事業主と懇談、意見交換をし、新たな雇用の創出はできないか。そのためには企業や事業所に対して有効な支援策はないか検討したいということでありました。その後新たな雇用の創出はできましたでしょうか。また、有効な支援策はできたのでありましようかお伺いいたします。

また、地元企業の求人情報を収集、提供し、きめ細かな雇用対策を進めるために、職業紹介所を開設するとのことでありました。その後の状況はどうなっていますか、その点もお伺いいたします。

以上の3点を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは2番、多賀議員のご質問のうち、私からは雇用対策についてお答えをいたします。

まず、「これまで行ってきた雇用対策の効果をどのようにとらえているのか」とのご質問でございますが、世界的な金融危機に端を発した景気の低迷に伴い、全国的な雇用情勢の悪化が続く中で、本町では昨年度、国の「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出基金事業」を活用しまして、事業費2,540万円で31人、15事業の雇用の確保を図ってきたところでございます。

また、さらなる雇用の確保を図るため、町単独の雇用対策事業も実施をいたしまして、事業費660万円で22人、10事業の雇用を創出したところでございます。補助、あるいは単独を合わせますと昨年度は事業費3,200万円で53人、25事業の雇用の確保を図ってきたところであります。町といたしましては、短期間の雇用ではありますが、厳しい雇用情勢の中における失業者対策として一定の効果があったものと認識しているところであります。

今年度につきましても、当初予算に2,710万円を計上いたしまして、15人の雇用を創出する予定でございますが、今後県の追加要望があれば、積極的に要望に応じて、一人でも多くの雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。現在、各課に町として必要とする事業の構築を指示しているところであります。

次に、「企業経営者や事業主との懇談、意見交換で新たな雇用の創出はできたのか」とのご質問でございますが、昨年12月からこれまでの間に、私自身が町内の企業14社を訪問いたしまして、企業の現状や町への要望等を伺うとともに、意見交換、さらには雇用の維持確保の要請を行ってきたところであります。現下の企業を取り巻く厳しい現況から、新たな雇用の創出ということには至りませんでした。

各企業からは、設備の増設や雇用の拡大に対する補助金の創設や除雪費の支援などの要望が出されてまいりましたが、現在、これら支援策について検討しているところであります。早急に具体的な内容を決定し、これらを実施してまいりたいと考えております。

また、今回の企業訪問については、多くの企業の皆さんから「かつてなかった良い機会

であった」ということで、好意的に受け取っていただきましたことから、今後もこれらの機会を見ながら継続してまいりたいと考えております。

次に「無料職業紹介所の開設について」であります。今月3日に商工観光課職員が2名、東京都での職業紹介者の資格を得るための講習を受講して資格を取得してまいりました。

現在、福島労働局と開設に向けた協議中でありまして、許可が下り次第、無料職業紹介所を開設をいたしまして、町内の企業等からの求人情報の紹介など、企業と求職者との仲介業務を積極的に展開をしながら、雇用の安定を図るとともに企業支援等に当たってまいりたいと考えておりますのでご了解いただきたいと思います。

このほかのご質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 2番、多賀剛議員の小学校適正配置についてのご質問にお答えいたします。

町長が主要事項報告の中で申し上げましたように、町では小学校適正配置審議会の答申を最大限に尊重し、教育委員会と協議のうえ、「統合小学校の開校は平成24年4月とする。統合小学校の校舎は西会津中学校の隣接地に新築整備し、整備までの間は野沢小学校の既存校舎を活用する」ことなどを盛り込んだ小学校統合に向けた町の基本方針を定めたところでありまして、この基本方針に基づいて今後の作業を進めて行くこととしております。

質問は、新校舎完成までのスケジュールについてであります。はじめに、統合小学校の開校に向けてのスケジュールから申し上げます。開校に向けての作業は、主に教育委員会が中心になって進めることとなります。新小学校の校名の決定、校歌・校章の制定、県の教育委員会との協議、スクールバスの運行計画の策定などのほか、仮校舎となる野沢小学校の一部改修工事についても必要となりますが、万全の準備を進め平成24年4月の開校を迎えたいと考えております。

次に新校舎整備についてであります。統合校舎新築工事につきましては、多くの整備財源が必要となりますことから、まだ具体的な整備日程の決定には至っておりません。

今後は西会津中学校整備時のように、国の補正予算など有利な財源を活用した整備に向け、本年度中に基本構想を策定し、来年度には基本設計業務を完了し、そうした機会に的確に対応できる体制を整えておきたいと考えております。

なお、これらの作業を進めるにあたっては、学校関係者と町民の代表等で組織する統合推進委員会、仮称でございますが、を立ち上げ、ご意見をいただきながら進めてまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

次に、廃校校舎の利活用についてのご質問にお答えします。

このたびの小学校適正配置審議会の答申に、「閉校となる学校施設は、その活用方法を検討することが望ましい」との付帯意見が付されました。

議員からの質問にもございましたように、小学校はそれぞれの地域におけるシンボリックな施設であり、地域の皆さんにとって格別に愛着のある施設であることから、本議会終了後に計画しております、小学校統合に向けての地区説明会の中で地域の皆さんからのご意見をいただき、それらを参考としながら、地域活性化を図るための施設等に活用するなど、

できるだけ施設の存続を図る方向で検討していきたいと考えているところであります。

しかしながら、野沢小学校を除きいずれの施設も耐震化が図られておらず、おただしの中でございました児童の宿泊施設、グリーンツーリズムの受入施設等不特定多数のかたに利用いただく施設とする場合には、耐震補強工事や大規模な改修工事が必要となります。費用対効果等も十分踏まえ、利用計画を策定する必要があるものと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 2番、多賀剛議員のご質問のうち、ごみの回収方法についてお答えをいたします。

現在、本町でのごみの分別は12区分となっております。住民の皆さんにしっかりと分別いただいていることから、喜多方広域環境センター山都工場や、財団法人日本容器包装リサイクル協会などからも、喜多方広域管内で一番進んでいると高く評価されております。

近年におけるごみの収集量の推移は、平成18年度は1,674.4トンでございましたが、平成21年度には1,575.0トンと減量化が進んでおります。

次に、ごみの種類別の推移をみると、可燃ごみ、不燃ごみの収集量は、平成18年度は1,443.6トンでございましたが、平成21年度には1,342.0トンとなりまして、減少傾向にございます。一方、プラスチック製容器包装など、いわゆる資源物の収集量は、平成18年度は174.4トンでございましたが、平成21年度には174.7トンとわずかではございますが、増加の傾向にございます。

これらのことから、全体的なごみの量は減少しているわけでございますが、プラスチック製容器包装など、いわゆる資源物はむしろ若干増えております。

ごみの収集回数につきましては、今後、地域でのごみの量、また種類などの調査を行いながら検討していく考えでございます。なお、冬期間の対応でございますが、これまで、積雪によりまして道路やごみ収集所の状態が悪く、冬期間に収集を見合わせていた箇所がございましたが、これらにつきましては、本年度から、できる限り収集を実施していく考えでございます。

次に、常設の資源ごみステーションの設置についてお答えをいたします。

曜日や時間を問わず常に資源ごみを出す場所があることは、町民の皆さんの利便性を向上させる一つのアイデアかと思えます。しかしながら、決められた日に決められた分別のもとにごみや資源物を出すことが、環境に対する意識を高めるものであると認識をしていることから、常設にすることで分別の習慣が失われることや、不法投棄を助長することにもなりかねませんので、現時点では、常設のごみステーション設置に関しましては、慎重に検討をしていく必要があると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 まず小学校の適正配置について再質問をさせていただきたいと思えます。

ただいまご答弁いただいたようにこの小学校の新校舎の建築というのは相当なお金もかかりますし、確かに重要な問題であります。しかし、それゆえに財政の問題を前面に出して先送りさせるようなことがあっては絶対ならないと私は考えております。その辺を強く要望しておきます。

私の質問の中で教育委員会についても質問したわけでありましたが、教育長はこれから小学校統合に向けての取り組む事項をお示しになり、その中で子どもたちの目線、熱い気持ちを大切にしながら取り組んでいくんだと。具体的にはどういうことなのか、その点を教育委員会にお尋ねしたいと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 多賀議員の再質問にお答えを申し上げます。

適正配置審議会の中で十分にご議論いただき、そして子どもの目線に立って審議を深めていただいてあのような答申を賜り、そして主要事項報告の中で町長が町の基本方針を表明したところでございます。

私ども教育委員会といたしましては、まさに喫緊の課題でございまして、奥川小学校におきましては本年度入学生が1名、新郷小学校におきましては2名。学習面におきましては、おかげさまで先生がたのご努力によりまして、1人、2人の授業ではありますが、子どもの反応に対して「C君はこう考えているよ。D君はこう考えているよ、どうだい」という問題を投げかけて、何とか確かに理解をするように努力をさせていただいているところでありますが、何と言いましても社会性を育てていくのは本当に容易なことではなくて、困難を感じているところでございます。そういうことから、町といたしまして24年4月に開校するという方針が決められたところでございます。

さて、多賀議員のご質問にございましたように、統合をして24年4月に開校する。口では簡単でございますが、大変な事業でございます。多賀議員さんからご指摘をいただいているとおりでございまして、まさに新しい校名、校歌等をどうしていくのかと。野沢小学校があるからほかの4校の子どもたちが来て、野沢小学校の校歌をうんぬんと、そんなレベルではなくて、1人の子どもも20何人のお子さんもすべて対等の立場で新しいスタートを切る。これが大原則ではないかと、こんなふうに思います。

そういう意味で子どもの目線を堅持し、教育的に考えて24年4月の統合に町内のすべての子どもたちが、まさに多賀議員がおっしゃられたように町の宝でございます。町を背負って立つかけがえのない存在でございます。そういう子どもたちに統合に向けて大きな期待を持ち、そしてますます頑張るぞという意欲を高めてもらうように進めていく必要があるかと思えます。

簡単に申し上げますれば、それは教育的と言ってしまえばそれまででございますが、したがいまして、新しい学校の名前をどうするかと。お子さんたちにしてみれば自分たちがこれから学ぶ学校の名前をどうしたらいいだろうか。そこでまた考えてもらう。私ども大人から言えば考えさせたい。校歌はどんなふうにしたらいいか、校章、校旗はどうしたらいいかも、可能な限り子どもたちに参加をさせていただいて、24年の4月を期待、そして意欲いっぱいにして迎えさせてあげたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

したがいまして、進め方につきましては、時間的な制約もございまして、本議会終了後、直ちに町長部局と私ども教育委員会が一緒になりまして、5地区におきまして地区説明会を開催させていただき、そしてその後直ちに校名とかの公募、子どもたちの教育を考えながら進めていきたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

また、大事なことで県教育委員会との協議というのがございまして、これは見通しの

申し上げますと、来年、平成 23 年の 9 月の議会におきまして新しく設置、それから廃止する、そういう町の条例をご議決いただければ十分間に合うという形になるものでございますから、それに向けまして早速、今年 9 月、10 月ころから、まだ文書にはよりませんけれども、口頭で協議を県教委としていく予定でございます。

また、統合に向けまして、本当にこれから検討していかなければいけないのが、いわゆる子どもたち、小学校 1 年、2 年、まだ生まれて 6 年でございます。満 6 歳になって入学するわけですから、体力的な問題がございますので、負担をかけないように、子どもの目線に立って直通のスクールバス、簡単に言葉で言えばそれなんです、負担が増えないような形で、それこそ保護者の皆さん、地域の皆さんともご相談、また、新しく立ち上げる統合に向けての委員会等でご意見をお聞きしながら、子どもたちの目線が堅持されて、本当に 24 年 4 月を迎えられるように努力してまいりたいと思いますのでよろしくご支援、ご協力を賜りたいと思います。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 ただいまの教育長からの答弁で大まかなところは皆さん、私も理解したつもりであります、細かいところまでご説明いただきましてありがとうございます。

24 年の 4 月開校というゴールがもう決まっているわけですから、本当にこれからの作業というのは大変忙しいことになると思います。ゴールに向けて、何とかスムーズにみんなの意見を反映させるような形で進めていただきたいと思います。

あと、教育委員会にもう一つお尋ねしておきたいのは、西会津中学校の隣接地に中学校と、小中一貫ではなくて連携を強くした学校をつかって運営していきたいというようなことでもありますけれども、具体的に小中一貫と小中の連携学校と、どういうところが違うのか私よく分かりませんので、その点を説明していただきたいのと、あと、新校舎の建設には大変なお金かかるの私も十分理解しております。

今ある中学校、あれは 1・2・3、3・3・3 の 9 クラスのキャパシティーがあるわけですね。その部分を最大限使っていただいて、私は新校舎の建設に取り組んでいただき、小中の連携学校というのを運営していただきたいと思います、その点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 具体的に校舎建築の問題が現実化した時点で、また私ども教育委員会の考え方を町長部局のほうにご説明申し上げて、最終的に町の計画ができ上がるという手順になるかと思いますが、本議会の中で町長も申し上げましたように、既存の中学校の施設、せっかくあれだけの施設ができておりますので、これを今の少子化の流れの中でなるべく有効に使っていきたい。これが基本的な私どもの考え方でございます。それは小中連携、あるいは、やがては、究極的には小中一貫を目指したいというふうに私も思っておりますが、小中連携というのは、ご承知のように平成 14 年から福島県が全国に先駆けて 30 人学級を実施いたしました。小学校 1 年と 2 年、中学校 1 年でございます。

現在はそれをさらに進めまして、小学校 1、2 年、中学校 1 年以外の学年については 30 人程度学級という形でやっております。それは 30 人じゃなくて 33 人とか 34 人で切っておりますが、33 人、34 人を超えたら 2 学級にしますよという大変ありがたい県の施策で

ございまして、これは全国に先駆けてやっているところでございます。

今、6、7年経過しまして着々と成果を上げているところでございますが、それをさらに、それに拍車をかけてもっと効果を高めたい。そのために申し上げているのが小中連携でございます。と申しますのは、小学校で順調に学力が高まって、中学校に進学したときに部活動が新しく始まったり、教科担任制、これが導入されておりますので、子どもたちがなかなか中学校生活に適応できない。適応するのに時間がかかるという問題がございます。そこに視点を当てて、スムーズに小学校から中学校につないであげましょうというのが小中連携の私どもの考えている、まず基本的な考え方でございます。

じゃ、具体的にはどうすればいいかということなんですが、可能であれば、小学校の例えば5年6年のうちに、教科担任制、あるいは専科制とも言っているかと思いますが、基本的な教科である国語や算数について、お一人の専門的な免許を持っている先生に教えていただいて、中学校につながるための準備をしていただく。これだけでも中学校に進んだときの適応ははるかに効果的になります。

それから、隣接したところに校舎がありますと、放課後になれば小学生がお兄ちゃん、お姉ちゃんたちの部活も、帰るまでの間見学することができる。目の当たりにすることができるわけですね。そういうことで小中連携教育、これは本県の施策をさらに効果的にするためにやっていきたいなと、こんなふうに思っているところでございます。

もっと効率的なという点で申し上げますと、県内の学校でもやっているところございますが、小学校と中学校が本当に隣接していれば、校長先生は一人でも間に合う。小学校と中学校を兼務して校長先生を配置していただいて、そしてその校長先生の定数の分を一般の教諭の枠にさせていただいて、多く先生をいただくことができる。そうしますと、子どもたちに対してもっと効果的な教育を展開できるという定数上の有利な点もございます。

そんなことも含めまして当面、小中連携で大いに効果を上げて西会津の将来を背負って立つ子どもたちを健やかに育てていきたいなという強い願いを持っております。

それから、校舎についてご質問ございましたが、これにつきましては、町長が申し上げておりますように三点セットうんぬんというお話ございましたが、私もまったく同感でございまして、あれだけの運動場を持っております。県下でも誇れる運動場でございます。

ただ中学校も少子化が進んで生徒数が減ってきておりますので、あの広い運動場では2学年一緒に体育やってもまだまだ余るくらいの広さでございます。それから体育館、立派な体育館でございます。あの体育館、全部月曜日から金曜日まで埋まっているかということそうではありません。中学校は今8クラスプラス1で、9クラスでございます。体育で全部使っても、表でやる学年もあれば中でやる学年もありますが、空いている時間はたくさんございます。したがって、体育館とか校庭などは共用できるのではないかと、そういうふうに見通しております。

特別教室の中でも、美術室だとか、家庭科室だとか、そのような教室についてはもう十分間合う。音楽なども間に合う。これは学習指導要領で定められておりますように、中学校は1週間約2時間でございます、音楽の時間。小学校もその程度の時間でございましてから、1週間全部通しても十分間に合うと。これから現実味を帯びてきたときに、さらに検討しながら、そしてなるべく効果的にそういう共用できる場所を共用する。それがまた

小学生と中学生との交流にもつながります。そんなことを基本的に考えておきまして、そのような方向で検討してまいりたいなど、こんなふうに思っております。

ただ、もう一つ、小中一貫でございますが、連携をさらに強化しまして、もっと効果的にということになりますと、東京の品川区あたりでやっておりますような小中一貫教育、こういう姿もございます。それは小学校6年、中学校3年、9カ年を小学校4年生まで、それから5、6、例えば中学校1年を別の中間の時期に置いて、そして2年、3年になったら今度は進路指導を中心にしてという徹底したやり方でございますが、これも必ずしも流行にとられることなく、不易の部分を中心にしながら、小中連携の効果を見極めながらその先をさらに見据えて努力をしていきたいなど、こんなふうに思っております。

いずれにしても、本町のかけがえのない子どもたちを、多賀議員さんの思いと同じように、健やかに育ててまいりますように努力してまいりたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 ただいまの教育長の話、これから行われる各地域での説明会の中で、今のような話を十分にさせていただいて、地域の廃校となる学校の保護者、あるいは地域の人というのは大変さみしく思ったり、いろんな思いがあると思いますので、これから、明るい、今のような話を、これからこういう学校つくるんだと。これからの子どもたちはこういう学校で学ばせるんだというようなことを十分今のような説明をしていただきまして、コンセンサスを得ていただきたいと思います。

質問を変えます。次にごみの問題についてお尋ねしたいんですが、今、答弁いただきましたようにごみの量は総体的に減少しているが部分的には増えている量もあるということなのですが、今の収集サイクルといいますか、方法というのは、これいつごろ決まったものなんですか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ごみの収集の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

現在、町のごみの収集はステーション方式という方式をとっております。各ステーションを収集車が回って回収をするという方式を行っております。このごみの種類につきましては、喜多方広域の処理場のほうで分別がいろいろございまして、その年度ごとに少しずつごみの種類を増やした形で現在12区分という形になっております。現在の12区分になりましたのは平成18年でございまして、それから現在の区分で収集をしております。

区分の中で燃やせるごみ、燃やせないごみ、さまざまなごみでございますが、それについては各地区ごとに曜日を決めて、1週間万遍なく回るような形でやっております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 18年から今の区分に分けて収集しているということなんですが、やっぱり地域によってはパッカー車1台では積みきれないほどの荷物が出る時もあるというような話も伺っております。それと、先ほどの答弁にありましたようにプラスチック類は、総体的に減ってるけども、そういう部分については増えてるというようなことなんで、やっぱり一度地域の実情に合わせて、例えば少なくなっているごみは収集頻度を少なくしても構わないと思うんです。多いものに関しましては増やすことはできないか。総収集回数増やさ

なくても、そんなことはできないかなと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ごみの種類が変わってきたということで先ほど答弁申し上げました。確かに全体的には量は減っておりますが、いわゆる資源ごみ、特にプラスチック製の容器包装、これについて微増という形でございます。現在、収集形態はプラスチック製容器包装、これは基本的に1カ月2回収集をするようにしております。ほかのごみに比べますとやはり近年こちらの種類のごみが増えるということがございます。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、やはりごみの内容、種類、また地域ごとにやはりこれからしっかりとらえていく必要があるのではないかなというふうには考えております。したがって、これから地域の中でどういう状態にあるのかを再調査をいたしまして、その上で改善をしていきたいというふうには考えております。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ地域の実情に合わせて改善できるところは改善していただきたいと思いません。

あともう一つお話ししました常設のごみステーションに関しましてですけども、この要望は私聞くとところによると結構多いんです。特に冬場なんかは収集できなかつたりするともうとんでもない量になってしまって困る。答弁にありましたように、いろんな意識付けの中で環境に対する意識が変わってくるだとか、不法投棄だとか、そういうことは当然心配はされますが、24時間オープンしなくても、例えば朝から夕方までそこに、そうすればプレハブとスーパーハウスみたいな建物が必要になるのかもしれませんが、そういうものを利用して、極端な話、季節的でもいいです。冬場だけでもそういう資源ごみに関しては常設のごみステーションで回収しますよというようなことはできないか。

ある意味そこまで持ってくる人というのは不法投棄、そこに種類以外のごみを捨てていく人も中にはいるかもしれませんが、それはどっかの道端とか何かに捨てられるよりはよしとして、取りあえずやってみる価値はあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 常設のごみステーションの関係にお答えをしたいと思います。

ごみの種類によりまして、冬期間に確かに回収が少なくなっているものがございます。具体的には空き缶やペットボトル、こういったものについてはやはり冬期間収集場にどうしても積雪があるということでなかなか分別をするための箱や何なりを置くのが難しいということがございまして、収集回数が少ないということで町民の皆さんからもやはり冬期間の間ある程度ためておくんですが結構量が多くなるというようなお話がございます。

町としましては、これまではこういったもの、また、雑誌、紙類については小学校、中学校ということで集団で回収をいただいております。学校によっては春先にすぐに集団回収があるということでそちらのほうにためておいていただきたいと思いますというふうなお話をしております。

先ほど常設をいたしますと、分別の習慣が失われていくんじゃないかということでご答弁申し上げました。資源物でございまして基本的に出すに関しては、例えば洗って出すとか、あとある程度分けて出していただくということが大変重要でございます。そういっ

た点からはずっと常設で 24 時間置くというのはちょっと危険なのかなというふうに考えておりました。

ただ、時間をある程度区切るとか、日を決めるということをするればある程度の改善は得られるのかな。ただ、本来その集落ごとに、今、集積所をもうけてますから、そこに出していただく。日は決めるとともに時間も決め、また、地元にはクリーン推進員さんということで指導していただくかたがおりますので、かなりうちの町は今そういう点ではきれいに分別がされているのかなというふうに考えますので、やはりある程度そういうかたの指導のもとでやっていかないとちょっと難しいのかなというふうに思いますので、そういう点慎重に検討していく必要があるということでございます。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 確かにいろんな諸問題があるかと思いますが、これはぜひ私やっていただきたい。それで、そこに例えば朝 8 時から 6 時とか時間的に制限をつけて常設のごみステーションをオープンさせるのであれば、当然今言ったような人の配置とか何かも必要になるかと思えます。そこで、やっぱりごみの出し方とか細かい指導ができたり、私は相乗効果があるような気がします。

それで、人がなかなか、グリーン推進員さんばかりに任せておけないということであれば、先ほど質問別になりますけども、緊急雇用の中で、例えば何人かそういう担当者を決めて各ステーションの状況を見てもらうとか、そういうことも考え方としては可能なのではないかというふうに思います。ぜひ、これは検討していただきたいと思いますが、再度お尋ねします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 今のステーションの関係、いろいろ大変ご提案をいただきまして、またいろいろなアイデアをいただいたところでございます。町としましても、いろいろ諸課題もちろんあるわけでございますが、それらを含めて、慎重に検討は進めていきたいというふうには考えております。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 じゃ、質問を変えまして、最後に雇用問題に関しましてお尋ねしたいんですが、先ほど職業紹介所を開設するために資格を得るための講習に参加させ、労働局と開設に向けて協議中だということでありましたが、本当に私、これ期待してる声が結構多いです。

具体的にはいつごろ開設の目途が立ちますか。その点をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 無料職業紹介所のご質問でございますが、現在、先ほど町長が答弁しましたとおり、福島労働局と開設に向けた協議中でございます。開設の許可が下りるのは通常 2 カ月と言われておりますが、公の機関でございますので、2 カ月よりは早くなるということで今やりとりをしております。

通常、無料職業紹介所は民間でも、個人でも、無料じゃなくて有料で開設することもできます。町で無料で開設するようなケースもございまして、町の場合は若干早く許可が下りるということで、2 カ月以内には下りるということでございます。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛　その無料職業紹介所、2カ月以内には開設できるということではありますが、今6月ですから、7、8月ぐらいに開設できるのかなと理解しました。

具体的にはどういうことをしますか。その点お尋ねします。

○議長　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　無料職業紹介所の具体的な業務内容でございますが、一番の業務として、一番多い業務が多分町内の各企業さんからこういった人材を募集したいというような各企業からの要望を出していただいて、今失業されているかた、当然町に対して私はこういう技術があるとか、こういう得意分野があるとかというようなお話をいただきながら、企業と職を求めているかた双方の希望とマッチングするといえますか、そういった仕事、これは当然資格がないとできない仕事でございます、そういった仕事を中心になると思います。

あとそのほかハローワークとの連携も当然取りながら、失業されているかたの要望を極力かなえていくような業務になると思います。

○議長　2番、多賀剛君。

○多賀剛　今まであった職業紹介窓口みたいな、要はハローワークとの取次所みたいな認識ではなくて、今言ったようなきめ細かな対策をするための無料職業紹介所だと思っておりますので、ぜひこれをなるべく早く開設いただいて、町内の雇用情勢の改善に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長　1番、目黒一君。

○目黒一　皆さんおはようございます。1番、目黒一でございます。通告書に沿って一般質問をいたします。

私は第3期中山間支払事業についてお聞きします。中山間支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において5年以上農業を続けることを約束した農業者のかたがたに対し、交付金を交付する制度であり、西会津町が昨年度の取り組みは集落協定で40協定、個別協定で12名が参加していると伺っております。

そこで、産地対策では先般各地域で説明会を開催しましたが、交付要件がどのようになったのか、また変更点は何かをお尋ねします。

次に、今年度の参加申し込みは期限までにどのくらいになるかも併せてお尋ねいたします。

続いて、次でございますが、平成22年度水田農業改革推進対策、すなわち生産調整についてお聞きします。平成21年度の実施状況については、配分対象農業者が1,275人、水稻生産実施計画書提出農業者は1,225人、町の生産目標配分数量が5万9,107俵に対して実生産数量、すなわち実施計画書提出者が5万9,078俵との報告があり、生産調整目標は達成しておりますが、平成22年度の実施計画書提出者の町への配分状況は5万7,903俵であります。昨年度より1,200俵余が減少しております。

そのような現状の中で本年度の実施計画書提出農業者は何人で、実生産数量はどのようになっているかをお尋ねして一般質問といたします。

○議長　農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 1 番、目黒一議員の中山間直接支払事業についてのご質問にお答えいたします。

本町では平成 12 年度から 10 年間にわたってこの事業を実施してまいりましたが、本年度から新たに開始される第 3 期対策では、特に高齢化の進行に配慮した、より取り組みやすい制度に改正されました。町では、3 月と今月の 2 回にわたり、町内 5 地区において制度の説明会を開催してまいりました。現在、各集落で話し合いが行われているところであり、今月下旬まで事業参加の報告をいただくことになっております。今月末には参加者が確定する予定です。

次に、協定参加者の生産調整実施要件に係る国の方針決定についてのご質問であります。第 2 期対策までは協定参加者は生産調整を実施することが交付金の交付要件となっていました。第 3 期対策においては、生産調整未達成者へのペナルティ措置は廃止されました。これは、今年度から始まる米戸別所得補償モデル事業により、生産調整を実施することで直接所得補償を受けられる仕組みとなったからであります。

次に、第 3 期対策での変更点についてのご質問であります。国では、高齢化の進行等により取り組み面積の減少や協定からの離脱又は協定組合の解散などを懸念しており、より取り組みやすい制度を目指した改正となりました。

主な変更点として一つ目は、体制整備単価に係る交付要件の新設であります。協定内で後継者のいない高齢農家が何らかの理由で農業を続けられなくなった場合、別の協定参加者等がその農地を引き受ける集団的サポート型といわれる要件で、相互扶助体制を協定に明記すれば、10 割単価の対象となるものであり、本町においてはすべての協定で該当が見込まれる、有利な改正点であります。

二つ目は、加算措置の新設として小規模・高齢化集落の農用地を近隣の集落協定が一体的に取り込んだ場合、その面積に応じて加算単価が新たに適用されることになりました。

三つ目は、団地要件の緩和であります。小規模な団地や飛び地等でも、共同取り組み活動が行われ合計で 1 ヘクタール以上あれば協定農用地として取り込むことが可能となりました。

町では、この事業は農地の保全や多面的機能の確保、さらには共同活動により集落機能を維持して行く上で高い効果があったものと考えております。第 3 期対策においても継続的实施と協定未締結集落への取り組み等を図っていく考えでありますのでご理解をお願いします。

次に平成 22 年度水田農業改革推進対策についてのご質問にお答えいたします。

今年 1 月、県より本町に対し、22 年産米の生産目標数量 3,474.18 トンが配分されました。これは、21 年産米の配分数量と比較し約 9 トンの増加となりましたが、福島農政事務所が発表している面積換算に用いる町の平均単収が 22 年産については 522 キロとなり、昨年と比較し 10 アール当たり 18 キロ増えたことから、面積に換算すると、逆に約 22 ヘクタール程度の作付可能面積の減少となりました。

町ではこれを受け、2 月 10 日に町水田農業推進協議会を開催し、22 年産米の配分方針を協議し、決定したところであります。配分方針は、水田耕作農業者一律配分を基本としますが、認定農業者及び 3 ヘクタール以上の担い手農業者については追加配分を行うこと、ミネラル米栽培者及び 50%減農薬・減化学肥料の特別栽培米に取り組んでいる生産者につ

いても 21 年度の実績に応じて追加配分を行うこととしたものです。さらに、直播栽培・有機栽培を実践する農業者に対しては慣行栽培との比較により減収分について追加配分を行うものです。

これにより、農家への一律配分率は 62%、転作率は 38%となり、各農家に今年度の生産目標数量を通知したところであります。

また今年度は、意欲ある農業者が水田農業を継続できるよう、米に対して国が直接支払いにより所得補償を行う「米戸別所得補償モデル事業」が始まりました。交付の対象となるには、米の生産調整を達成することが条件になります。

現在この制度の加入申し込みの受付を行っているところであります。

一方、今年度の水稻生産実施計画書が 5 月末まで、対象農家の 87%のかたから提出されましたが、町全体の生産目標数量を超過しており、町としての生産調整実施状況は、現在のところ未達成の状況であります。

町としては、計画書の未提出者と対象農家に対して、「米戸別所得補償モデル事業」への加入により水田経営の安定を図られるよう、生産調整の実施と制度への加入推進を積極的に取り組んでいるところであります。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 ただいま、農林振興課長から答弁いただきました。それで、1 期、2 期対策につきましては 10 年前から実施したわけですが、それに対して西会津町の経済効果はどのくらいの効果があったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 町に対しての経済効果ということのご質問ですが、この事業は全体で集落協定、個別協定の皆さん合わせまして町全体では約 6,500 万円の交付金が交付されております。その金銭的な面で地域のかたの米生産への補償、それから地域を守るいろんな取り組みにそれらのものが使われ、効果が上がったものと考えられます。

また、金銭的な面だけではなくその地域全体を守るための共同活動の取り組みによって地域を守る仕組みができたり、集落全体で農地とその地域を守る動きがあったということで大変高い効果があったものと感じております。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 それでは今農林振興課長から効果があったということですが、私もそれは本当に良かったなということで西会津管内の参加しているかたにつきましては、大変集落に活性化ができたのではないかなというふうに理解しております。例えば水害等で U 字溝入れないとどうしてもしょうがないというような田畑等に、やはり集落で相談しながらそれを申請をして、町にお願いをして各集落で実施をするというようなことなど、また、集会所等、その資金を使ってやっているということもお聞きしております。この点につきましては非常にいい制度だなというふうに思います。

なお、今ほど説明ありましたが、転作未達農家の集落につきましても第 3 期対策につきましてはその対策がフリーになったといいますか、別にそれを各集落でその転作未達者についての農家には関係なくなったというようなことですが、各集落でやはり今推進中だということですが、さらなる地区の集落協定の締結を、多くの協定を結

んでいただけるようひとつお願いしておきたいと思います。

それから米戸別所得補償制度ということで今年度から新たになるわけですが、これにつきましても現在のところ申し込み中だということでございますが、町としましては、全体の生産調整が達成してないということも今お聞きしたわけですが、それらのことも踏まえて、平成 22 年度の目標見込み等、もし考えておられるようであればそれらもお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 今年度から始まりました米戸別所得補償を今までの産地づくり交付金と別になったわけですが、産地づくり交付金は町内全体で 21 年度 1,700 万円程度交付をされておりました。今回の米戸別所得補償制度に加入対象者が町内全域のかたが加入されれば、町内では約 8,000 万円程度の交付金が交付されることになります。

ただ、現在のところ加入者の数が大変少ないということで、町だけでなく国全体で加入申し込み者が少ないために、再度加入促進を図ろうという動きが出てますので、町でもそれに合わせてさらなる加入促進のための対応をしていきたいと考えております。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 今、本当に生産調整につきましては、各農家個人個人の考えでやっているということになるわけですが、そこで少しでも多くのかたが生産調整に協力できるようさらなる推進を町当局にはお願いしておきたいと思います。

それから、今ほど課長から話あったわけですが、産地づくり交付金、これは昨年度まで実施しておまして、高い評価を得ているということは皆さんがたもご承知のとおりであると思います。それで、今後産地づくり交付金の制度を町独自で計画する考えがありますかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 産地づくり交付金については、国の制度で行われておまして、国からの交付金でそれをそれぞれの町村が特色ある取り組みで減反政策を実施してきたという経緯があります。国の方針そのものが減反をした人にメリットを与えるのではなくて、今度米戸別所得補償といいますか、生産調整を実施したことによる補償を行うというふうな方向性が変わりましたので、まずは今の制度であります有利な米戸別所得補償に入っていて、生産調整をして経営の補償をしていただくということと、あともう一つ水田利活用自給力向上事業というのがありますので、それは減反した田んぼにいろいろなものをそれぞれ作ったかたに対し、品目ごとの補償がされる制度ですので、それと合わせて実施していただければ今までの産地づくり交付金以上の補償が米農家のかたには入ることですので、その二つの制度を推進しながら実施していきたいと考えております。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 今、課長から答弁いただきました。町長にお尋ねするわけですが、産地づくり交付金ということで町独自でしていただければいいのかなと思います。それで、来年度からそういういろんな各地域の産地づくりに大切だと思われるような点について再度町長にお尋ねしてみたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長　　今ほど農林振興課長から国や県その他の具体的な今度の農政の転換と新しい取り組みについて説明いただいたわけでありますが、町もこれから産地化形成というものを十分検討していかなければならないというふうに思っています。今までミネラル野菜という一つの農政の方針を確立してきたわけでありますので、私はそれはそれとして、これは振興していくべきだし、そしてこれまで培ってきたいろんな技術がありますから、今度はそれらを産地化できるようなものを、品目を定めながら取り組んでいくことが必要ではないかというふうに思っております。

例えば、多品目をやはり必要とする場合もありますので、そういったことで具体的な品目別に今度は農家の皆さんが今後消費者が何を求めているのかという研究テーマを自ら定めながら、そうしたことを取り入れて、そして例えば「よりっせ」とか、あるいは一般野菜でもいいんですけれども、そうしたことで多くの皆さんに西会津町の野菜として提供できればなど。

そのために一つの産地化形成が各地域ごとに行ってできるというようなことであれば、これからの西会津の新しい農政の方向づけだというふうに思いますので十分議員のおっしゃる内容については町としても真剣に取り組んでみたいなというふうには思っています。

○議長　　1番、目黒一君。

○目黒一　　今、町長から答弁いただきました。まさにそのとおりだと思います。これから、まして高齢化人口が多くなるということも踏まえながら、やはり町の産地化形成の十二分なる推進に邁進すること希望して私の一般質問終わりたいと思います。

○議長　　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　　皆さんおはようございます。4番、荒海清隆でございます。私は今回の一般質問に西会津町振興公社について3点ほど質問をさせていただきたく通告書を出しております。

振興公社については今議会の初日に町側から振興公社の報告書が提出されました。質疑応答を経て承認されたところでありますが、私は私の視点から質問をさせていただきたいと思っております。

まず、振興公社の基本的な運営方針であります。町は振興公社設立時において3,000万円を出資しており、全体の85%に近い出資額である大株主であります。そこで町として振興公社の運営方針をどのようにとらえているのでしょうかお伺いをいたします。

2番目に経営状態をどのようにとらえ、また指導をしておられるのか、このことについてもお伺いいたします。近年3、4年間は経常収支が黒字となっているわけですが、累積の欠損金の解消にはまだまだほど遠い実態であるわけでありますので、この辺の経営状態の把握はどこまでできているのかも伺いいたします。

その次になつかしCarショー、先月でしたが行われたわけでございますが、率直に申し上げて大変立派な素晴らしいイベントであったと思います。直接見れなかったのですが、テレビで拝見しての感想です。それゆえに、あれだけの車を一堂に集めるには相当な必要経費もかかったんじゃないかなと。いらぬ心配かもしれませんが、その辺のことでなつかしCarショーはどのような形態で行われているのかを伺いたいと思います。

以上、質問の趣旨申し上げましたのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 4番、荒海議員の西会津町振興公社の運営についてのご質問にお答えします。

まず、町振興公社の基本的な運営方針についてであります。議員もご承知のとおり、振興公社は地域経済活性化の先導的担い手となるべく平成3年10月に設立されました。

その設置目的は、農家や各種団体等の民間では立ち上がりから取り組むにはリスクの高い地域資源の利活用による産業や町おこしの推進、公共施設等の効果的な管理運営と利用促進、新たな就労の場の確保などであり、設立から現在までの間、特産品開発や新規農産物導入実証試験などの各種事業や温泉健康保養センターをはじめとした公共施設の管理運営を行ってまいりました。

町といたしましては、今後も振興公社が設立の趣旨である地域経済活性化の先導的担い手としての役割を果たしていくための取り組みを支援してまいりたいと考えております。

なお、振興公社の具体的な運営方針につきましては、取締役会や株主総会の中で、決算状況や監査報告、事業計画などを承認していただきながら運営しているところであります。

次に「経営状態をどのようにとらえ指導しているか」とのご質問ですが、今議会の報告第4号でご説明したとおり、平成21年度の経営状況は、売上合計が4億4,318万円で人件費や管理経費などを差し引いた、当期利益は587万4千円の黒字となったところであります。

しかし、5年連続の黒字決算となったものの、営業面においては、長引く景気低迷による売り上げの減少が予想されることや、年度末の累積損失金が約1,740万円あることから、町としては今後も安定した経営が図られるよう、振興公社の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次になつかしCarショーのイベント形態についてのご質問ですが、西会津町振興公社、商工会、観光協会、飲食店組合などの各種団体や町内企業など合わせて17団体で組織しております西会津クラシックカーで元気な町へ実行委員会が主催となり実施しており、交流人口の拡大や地域の活性化が図られる事業であることから、町は後援をしております。

なお、「予算総額は」とのおただしでしたが、現在、決算集計中でございますが、おおよそ総額で事業費180万円程度のイベントでございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまご答弁いただきましたが、設立の目的である地域経済活性化の先導的担い手として町の発展と町民の利益に資する各種事業を行うというようなことであります。その事業の中でありますが、部門別事業として分けられておまして、産業振興部門、施設管理部門、それから施設営業部門、それと組織管理部門の4部門に分かれていますと報告されております。

その中でも産業振興部門の中にある観光振興の事業、そして農業振興普及事業、これらについて再度お伺いいたしますが、この中での農業振興普及事業としてミネラル野菜の市場流通システムの構築、堆肥供給システムの構築、そしてミネラル野菜を利用した加工品の開発検討、四つめに新規農産物導入の実証栽培とあります。

この中においても私お聞きしたいことは、ミネラル野菜を利用した加工品開発の検討、それと新規農産物導入の実証栽培についてどのように町としてはとらえておられますか、お聞きいたします。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 おただしの振興公社の産業振興部門で取り組んでおります事業のうち、新規農産物導入事業、それから加工品開発事業についてのおただしでございますが、まず新規農産物導入事業につきましては、振興公社、平成3年に設立されまして、設立後、ハトムギ茶の開発、それからグラジオラスやスイセン等の球根栽培などに取り組みまして、昨年度につきましては稲科の植物でマコモという植物がございます。それ、照会ありまして健康食品の材料になるということで昨年度休耕田を利用して作付けをいたしました。本年度も引続き栽培実証してございます。今年の秋には刈り取りをしまして、どの程度の収入、それから経費になるのかというデータをきちんと出しまして農家のほうに落とせる作物であれば積極的に農家のほうに広めていきたいと考えてございます。

それから加工品につきましても先ほど言いましたハトムギの加工でありますとか、そのほか花卉を使った加工でありますとか、古代米を使った加工とかさまざま取り組んでございましたが、ここ数年につきましては、都市等との、例えば世田谷でありましたり、横浜でありましたり、物産、ミネラル野菜はじめキノコ類、町の製品の出展の際にミネラル野菜を使った漬け物ですとか、そういったものについて取り組んでございます。

今後につきましても、積極的に新規農産物の導入、それから加工品開発につきましては積極的に町も支援してまいりますので取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは実証栽培ということで昨年マコモですか、それを栽培されたわけですが、昨年度どのくらいの収量が上がりましたか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 マコモの栽培でございますが、昨年度から始めまして、ただ照会があつて取り組む時期が、稲科の植物なので、稲と同じ時期に植えつけるのが通常でございまして、昨年照会ありましてからすぐ準備はしたわけでございますが、時期的に植える時期が遅れまして、最終的に秋までに育ちが悪かったということで、単年ではなくて多年草だそうでございますので、今年は引続きそのまま去年植えっ放しと言いますか、今年になればかなり育ちが見込めるということで、昨年は刈り取りまではできませんでした。今年の秋に初めて刈り取り、乾燥、調整して業者のほうに売る計画でございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 昨年マコモは確かに植えられたことは分かっておりますが、昨年はそうすると収穫はなかったということなんですね。それで今年はいくらか収穫あると思うんですが、その収穫したものは乾燥してどの辺まで加工して出すというような考えですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 秋に刈り取りをしまして、それをある程度の長さにして、それを乾燥させまして、あとは業者に送るだけです。業者のほうで乾燥したマコモを粉末等にしまして商品にするということでございまして、公社が行う作業は刈り取り・乾燥まででござい

す。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そのマコモの栽培は振興公社ですべてやってるわけなんですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 公社ですべて実施しております。なお、町としましては公社に対して農業振興普及実践事業補助金ということで、先ほど荒海議員さんがおっしゃられたミネラル野菜の流通調査事業、それから堆肥販売、今の新規農産物導入と合わせまして補助金を出してございます。その中で公社が対応していくということでございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 その点については理解をいたしました。最近、私は思っていることは、農業振興事業が少し停滞ぎみではないかというふうに思っております。ハトムギとかグラジオラスは過去の話でありますので、これからはやっぱり積極的にもう少しやっていただきたいと思っております。

その中で、産業振興部門の中で観光振興事業があります。この事業も観光に対して今いろいろ期待も大きいことと思っておりますが、報告書の中ではまず観光産業の振興ですか、それが一番先に載っておって、その次農業振興事業。私思うんですが、観光事業もいいんですよ、確かに。小学生、中学生の修学旅行、高校生の修学旅行のあっせんとか、そういうのでは生産性がないんじゃないですか。

公社そのものにはお金は入ると思いますよ、あっせんすれば。それでもただ地元の人間が修学旅行に行くと金も落ちてくるだけです。

それよりは、やっぱり一部報告書の中にも入っていますが、交流人口深める。人を呼ぶということに重きを置く。そうであってほしいと私は思っております。

その辺の考え方なんですが、どのように課長は考えておられますか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 公社の旅行業の関係でございますけども、今議員おっしゃるとおり小中学校の修学旅行ですとか、西会津高校の修学旅行、それから一般のかたの旅行ということで、昨年度公社の売り上げで5,000万円を超える売上がございました、観光業で。

ただ、公社が行う観光業につきましては、ただ単に観光業だけやっているということではなくて、昨年12月に設立されました西会津元気グリーンツーリズム協議会、これから都市等から多くのかたに西会津に来ていただいてグリーンツーリズム等で町を活性化していこうという目的で設立されましたグリーンツーリズム協議会の事務局業務を振興公社が行ってございまして、その事務局の担当は旅行業の免許も持ってますし、それなりのノウハウを持っている職員であります。

そういったことからただ単に旅行業務を扱うのではなくて、町の活性化に資するということでグリーンツーリズム協議会の事務局についても業務としてやってございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 まさにその辺をお聞きしたかったわけでありまして、そこでグリーンツーリズム協議会の事務局をやっているということですが、昨年からできたわけでございます

ので、その実績等お聞かせいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 グリーンツーリズム協議会につきましては、先ほど申し上げましたとおり 12 月に設立されまして、設立後月 1 回は必ず集まって体験プログラムの作成、皆さんで集まっている色々な意見を出しながら西会津町に都市から人が来ていただいたときにどんな体験をしてもらえるのかといった、協議ですとか、あとは農家民泊、民宿の受入について勉強会を開いたり現在活動しております。

正式に今年度補助金 90 万円ご議決いただきまして、その補助金と会費、それを財源としながら今年度につきましては研修視察でありますとか、講演会でありますとか、そういった取り組みをしながら、今年はあとモニターツアーということで協議会で作成しました体験プログラムをモニターという形で都市等から来ていただいて体験していただくと、そういった事業まで含めまして、来年、再来年の本格実施に向けた作業を進めているところでございます。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 グリーンツーリズム協議会で今年度予算をとって研修からやるということによって理解はできましたが、ただ、研修だけで終わることなく、それが来年につながるような、これはお願いですが、頑張ってくださいと思います。

それで町長にお聞きしたいんですが、町長、振興公社の社長ということで、これは何年も前からいろいろ質問に出ているわけでごさいます、古くて新しい問題だと思いますが、町長が社長をやっておられるということについて町長はどのようにお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 端的に言って町長が振興公社の社長をやるということについては、私は基本的にはそれは適任者がいればやはり代わってやるべきだという考え方に立っております。それは現在でも変わってはおりません。先回の株主総会にあたりまして、将来的にはそういう方針ということについても述べさせていただいたわけであります。

ただ、現在、この振興公社全体のまず運営方針、先ほども話ありましたようにこれまでの運営方針というものについても一度やはり見直していこうと。それは組織的な内容、あるいは今ほどいろいろな角度から出ました事業内容。そして抱え込んでおりますいわゆる累積欠損、これらについての経営上の課題について、私はある程度目途が立った時点で本格的にそのことについては、自らの進退について明らかにしていきたいというふうに考えているところであります。

おかげさまで昨年まで 2,300 万円の累積欠損がございました。今回の 500 万円余の剰余金が出ましたので、そのままそっくりこの 2,300 万円を埋めるためにその処分をしたところでありまして、現在は先ほど言いました 1,700 万円余になってまいりました。したがって、これらの目途が、やはりこれから 4、5 年にははっきりと目途を立てて、そして正常な運営というものについて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから私はやっぱり西会津町のこれからの政策の課題で一番大事なのは、議員も質問されておりましたけれども、観光行政ということについてもっと真剣に取り組んでいく必要があるというふうに思っています。これは単に旅行という内容ではなくて、これから新た

にいられておりますが、農商工連携としたまちづくりとい観光産業も含めてそうした対応をしていきたい。あるいはそういう中で、国や県が進めておりますけれども、着地型観光ということにしっかり西会津もそれに対応できるような体制をつくっていくことが私は必要だというふうに思っておりますので、この部分をやはりどこでどう担っていくのか。現在グリーンツーリズム等々立ち上げましたので、これらを拠点にしながら、今ほど申し上げたような内容をこれから3年、4年先、はっきりと西会津町がこれに沿って確実に町が発展していく、そういうところをきちっと対応していかなくちゃならない。そういう目でぜひ見ていただきたいものだというふうに思いますので、そういう方針を持って現在取り組んでおります。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 確かに町が3,000万円を出資して、全体の85%近いわけですから、社長として、また町長としても責任が大きいと思います。そのためにも累積欠損がなくなれば経営状態が安定してくるんじゃないかという、その時点になれば適任者に社長になってもらいたいというただいまの町長のお話分かります。

そこでその累積欠損がなくなるのは非常に喜ばしいことなんですが、去年の監査報告書の講評の中に、剰余金が出たのは「よりっせ」の効果が大きかったというような講評が入っております。ということは「よりっせ」でもうけてきたのをこっちで使って何とか黒字になったんだというとらえ方を監査もしているようであります。

なぜか今回は監査の講評は入っておりませんが、それでは前にも私質問したことがあったんですが、「よりっせ」で働く人たちと同じ指定管理者の中にあるわけですが、「よりっせ」で働く人たちが一生懸命働いて、その中で黒字にしても、本体が黒字にならない限り働く人たちにとっては大変働きにくい場ではないかなというふうに考えております。

そこで、もう少しこの観光業にしても、農業の振興事業にしてもまだまだふんばっていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。町長どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに振興公社の中において「よりっせ」の存在というのは非常に大きいわけがあります。つまり、「よりっせ」の売上というものについての振興公社全体における決算の状況の中で非常に大きなウェイトを占めていることは事実であります。

しかしながら、それだけに頼ることなく自らの目標と働く人たちがそれぞれ何をしなければいけないのかということの意識をどういうふうにして感じてもらうか。そして本体であるいわゆる現在のロータスインの事業、こういったところにどう結びつけていくかということで、それぞれ私は「よりっせ」しかやらないとか、私はロータスインのどこのこの部署だとかということではなくて、現在まさにそういうことを通しながらみんなが一緒になってこの振興公社全体を盛り上げていこうとする気運に立っていることは事実であります。

そのための、私が先ほど言いました組織の見直し、そしてみんながどの部署にあっても同じような状況に対して、それぞれ同じ立場に立って一生懸命それぞれの部署でやってみましょうと。こういうことで現在運営されてございます。

それともう一つは、やっぱり現在の観光行政というのは、すべてがそうでありますが、経済的な状況に左右されるわけです。私は一所懸命頑張っても、やっぱり経済が疲弊してしまっているような今日の状況では、まさに観光業務と一体となった売上の中でも落ちてくるというのはやむを得ないことだと。そして総合的に考えた場合について、来年度の目標と今年をどういうふうに結びつけ、さらにその目標にどう到達していくかということについて、みんなでグループ的に討議をしてくださいと。そういうことを今積極的に進めているところでありますので、これも少しずつ改善していくのではないかと。

そして新しい意味における経営感覚というものを働く従業員一人一人が持ってもらうということにつながってくると思いますので、そういった方針でもって運営しているところでもあります。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長の方針は分かりましたが、観光業は景気に左右される。だからこそやっぱり地元の経済がしっかりしないと駄目だと思うんです。それはやっぱり基幹産業である農業に軸足を置くべきではないかというように考えております。今後農業の実証栽培、そしてまた加工のほうも大いに先導的な役割を担っていただきたいと考えておりますが、商工観光課長その辺、加工の面でどうでしょうか。何か考えておられますか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 加工品開発の面で何か考えはあるのかというご質問でございますが、実際各地域でありましたり、各集落でありましたり、実際加工品やりたいんだというようなお話、町に来てございます。町としまして、集落単位、もしくは地域単位でそういった取り組みもうとされるかたが現実おりますので、商工観光課、そして農林振興課と、農産物でありましたら農林振興課ということで連携をとりながら、各種補助事業とかもございまして、ただ、加工したいというお話はございますけども、なかなか作るだけは施設と材料があればできますけども、なかなか作ったあとの販路までは皆さんなかなかちょっと考えてないところがございますので、そういった販路まで含めて町としてそういったやる気のある集落、もしくは地域を支援してまいりたいと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 その販路なんですけど、生産したものがただ捨てられるとか、地域には加工すれば売れるんじゃないかというようなものがたくさんあると思うんです。あっても加工施設がないがゆえに何にもならないと思うんです。ですからぜひそういう加工施設を振興公社あたりでつくってやるようになれば、また町の農家も利益のある作物を作ることができるんじゃないかと、こんなふう思うんですが、振興公社でそういう機械を導入してやるというような考えはないんですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 加工施設、振興公社で取り組む考えはないのかというご質問でございますけども、当然振興公社の地域活性化の先導的担い手となるべく役割からすれば、当然、公社で加工施設を運営するというのも選択肢の一つだと思ってございます。

ただ、具体的に今現在公社で加工施設を整備するという計画はございませんけども、今後必要性があればそれらについても検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 振興公社の設立目的はそういうリスクのあるものを先導的な立場でやっていくんだというような目的であると思うんですが、それがなかなかできないというようなことに対して私疑問持ってるんですが、こういうもの作って、あるんだから皆さんどうですかというようなことをなぜできないのかなと思うんですよ。

加工するものはいっぱいあります。ただ、やらないだけであって、個人で施設を買うとなると乾燥機一つにしても相当な金額になると思います。その辺もって、先導的な設立目的を持っているんですから、やってみたらどうでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 加工施設につきましては、振興公社が設置するというケースも考えられますし、あと町で加工場を整備するという考えもございます。そこら辺整理をしながら必要性があれば設置について、公社が設置するのか、町が設置するのか、含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長にお伺いしますが、町ではそういう加工施設を作るというようなことを考えておられますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これから新しい農業と加工の問題については、十分町としても検討していかなくちゃならないというふうに思ってます。

そこで、じゃ、具体的にどういう形でまず手始めにやっていくかということですが、それにはやはり生産者がその気にならなければならないということでもあります。その生産者の団体が私たちでこういう設備を導入していただいて、そして私たちで少しやってみたいという機運が高まれば、じゃ、具体的にどういう形をとって行っていくことがいいのかと、こういうことをきちっと対応してみたいと思います。

今、作ったものについて皆さん集まってくさいということではなくて、町として考える場合については確かにそういうことでこれから進めていく必要があるだろうと。

もう一つは、振興公社で具体的にこういうことについて対応できないかということと決してそうではないと思います。例えば管理棟においては、あそこを少し調べましたらば、ものを作って、売って出すことも自由なわけでありまして、したがって今あのままの状態がいいのかどうかということ考えたときに、店を開くことも可能であります。そしてあそこでものを作って加工することも、設備的にきちっと整っておりますし、あるいはまたそれだけの設備を許可を得て対応しているわけですから、有効的な活用方法というものもあるんじゃないか。こういうことも振興公社の中でできればこれから検討してみたいなということでもありますので、今後おっしゃる内容については十分前進的に、前向きに検討して行って、西会津町の加工特産品ができるような、そういうものについて目指していきたいなというふうに思ってます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま町長であり、また振興公社の社長である町長さんから大変意義ある答弁をいただきましたが、あの管理棟を利用できるというようなこと、一步前進したよう

な感じしております。ぜひ、それが実現できるように願っております。

質問を変えます。なつかし Car ショーですが、課長、先ほどちょっと私聞き漏らしたんですが、いくらかの経費がかかったか再度お聞きします。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 先ほど申し上げましたとおりまだ仮決算の段階でございまして、はっきりした決算額は出てございませんが、先ほど大変申し訳ございません。答弁の中で 180 万円ほどというお答えをしましたが、大変失礼しました。約 170 万円、総額で、収入歳出ともだいたいそのくらいかかってございます。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 車を出展する人たち、結構遠いところから来ておられるというような話を聞いたんですが、車を出展する人たちには経費を出しているわけですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 車を展示されているかたにつきましては、参加料をいただいております。払っているということではなくて、逆にいただいております。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると車を出展する人たちはどんな遠くから来ても自分の車を見せるために参加料を出していただいているということですか。分かりました。

それで、参加料を出しても参加したいという車を持つてる人たちは本当にありがたいことだと思います。

それで相乗効果もあると思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 先ほど答弁でもお答えしましたとおり、主催につきましては振興公社、商工会はじめ 17 団体で主催しているイベントでございます。町としましては、交流人口の拡大、それから地域の活性化が見込まれる。1 万 2 千人ものかたが町内外から訪れるということで、そういった町内の活性化が図られるということで町は後援ということでございます。

当然、今ほど申し上げましたとおり、これだけ多くの方が西会津においでになるわけですし、かなり経済的な効果はあると認識してございます。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 このイベントについては素晴らしいイベントであると思って質問したわけですが、そういう経済効果等も今後ともあるようにやっていただきたいというようなお願いをして私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(12時01分)

○議長 再開します。(13時00分)

3 番、青木照夫君。

○青木照夫 3 番議員、青木照夫でございます。今次の定例会におきまして 2 項目ほど通告させていただいております。

1 点目、診療所に関連すること。2 点目、緊急時の災害で命を守るハザードマップの作成についてお尋ねいたします。

はじめに、わが町の診療所は群岡診療所と西会津診療所の二つがあり、お医者さんにとって町民の健康管理と安心な生活を守っていただいている重要な診療施設であります。しかし、運用面で気になることがあります。まず、12月議会の補正予算で一般会計から2,900万円を繰り出されました。同じく3月の補正予算で2,900万円、さらに22年度の当初予算には2,000万円が計上され、議会で議決されたところであります。

以上のことから多額の繰出金となっております。今まで当初予算で一般会計から繰り出されたお金が計上されたことはありません。診療所経費の大幅予算増加の要因については担当課長から説明がありました。それは、事務長職が新しく設置された経費と職員の高齢化による人件費の増加。また、薬代の増加が主な要因であるということでありました。今後運営の合理化を図るとの答弁がありましたが、真にやむを得ない事情もあると思いますが、膨大な額であることから次の点について確認的に質問いたします。

一つ、診察の後には処方された薬が与えられますが、その薬代が増加する傾向は医療機関では共通の悩みであると聞き及んでおります。そのため、できるだけ新薬からいわゆる安価なジェネリック薬品に切り替えている医療機関が多いようであります。

そこで伺います。当町の診療所におけるジェネリックの割合はどの程度進んでいるのでしょうか。できれば過去2、3年の実績などお示しいただき、今後の方針をお聞きしたいと存じます。

二つ、運営の合理化を図るということで検討され、配置されたと思いますが、事務長を配置するには当然に人件費が余計にかかるわけでありまして。事務の再配分などで人員の増加をせずに業務をクリアする方法は考えられないのでしょうか。このことは当然検討されたと思いますが、いま一度事務長を置かなければならない必要性と必然性についてご説明していただきたいと思っております。

三つ、委託費の人件費についてお尋ねいたします。週2回の診療で午後2時からとなっており、月8回を条件として年間の人件費が1,000万円以上と聞き及んでおりますが、この金額には人件費以外の何らかの医療経費が含まれているのでしょうかお伺いいたします。

質問事項2、緊急時の災害で命を守るハザードマップの作成、配布についてお尋ねいたします。昨年、私はハザードマップについて12月の定例会においても質問いたしております。そのときの答弁は、緊急時の災害対策であることから、早急に取り組みますとの答弁をいただいております。過日町内の地区別に分割された土砂崩れなどの危険箇所を示した地図が地区住民に配布されました。ハザードマップ作成に着手したこと自体は住民の安全確保への第一歩として評価をいたします。しかし、せつかくのハザードマップでありましたが、大まかな危険箇所、避難場所などは明記されておりますが、緊急時における肝心のライフライン、つまり通信網、食料、飲料、燃料などの施設や保管の場所の表示が必要であります。見やすく、分かりやすいハザードマップに仕上げていくのが今後の課題であると思っております。次の点について3点ほど伺います。

一つ、町全体の危険箇所を知るためには町内すべての地区のマップが必要であります。今後、住民のライフラインのすべてをまとめた小冊子を作成し、全家庭に配布する考えはないでしょうか。今日の車社会では広域の移動はもはや常識であり、町全体の危険箇所を知っておく必要があるからであります。

二つ、緊急災害時に道路の崩壊は予測されます。そこで通行が困難になり、不能のなった場合の回避所や迂回ルートを示すことが必要であり、目印が必要です。また、道路の幅員も不明であります。周辺道路自体が分かりにくい点もありますが、これなどの点について当局はどのように考えているかを伺います。

三つ、非常時には欠かせない緊急の食料の保管場所、ご飯、水、燃料、人命の安全確認のための緊急通信の施設など、今後整備が進むと思いますが、それらの情報もマップ上に示されていることが必要になると思います。山間地域が多く点在していることから、安心・安全を確保する上で、これらを含めたこと、町では今後どのようにしていく方針なのかをお伺いいたします。

以上、二つの項目に対して質問を申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは、3番、青木照夫議員の質問のうち、ハザードマップに関する質問にお答えをいたします。

はじめに、ハザードマップは、土砂災害の被害を最小限とするため、地域住民の皆さんに活用してもらうマップであります。事前に地域の危険箇所を知ってもらい、災害の際には、いち早い行動をとってもらうよう、昨年度に作成をし、本年度になり町内の全世帯に配布をいたしました。

私が主要事項報告の中で申し上げましたように、去る6月6日、奥川飯根地区の極入自治区を会場として、福島県と共催により福島県土砂災害防災訓練を実施いたしました。当日は、消防署、警察署、消防団などの関係者をはじめ、多くの地域住民の方に参加をいただき、本番さながらの訓練として実施したものであります。

ハザードマップは、この訓練で実際に使用したところ、危険箇所がはっきり色付けされていることから、特に、危険箇所の把握、災害箇所の確認、避難経路の確認などに大変有効であることを再確認できたところでございます。

おただしの町全体図のハザードマップ配布についてであります。ハザードマップは、住民の皆さんに活用していただくことで、その効果が発揮されます。住民の皆さんが活用するときは、住んでいる自治区とその周辺までが必要な範囲であります。

したがいまして、範囲としては、町を4分割したハザードマップで十分でありまして、全体図を全世帯に配布をするという必要はないのではないかと考えているところでありますのでご理解いただきたいと思います。

次に、災害時の迂回路についてお答えをいたしますが、災害が発生した際は、普段から使用しているルートで避難することが第一であります。議員がおただしのように、崩壊などでそのルートが使えなくなる場合もあります。このため、避難路や迂回路については、自治区の中でいろいろと調査をしていただき、ハザードマップにその際に記入するなど有効に活用していただきたいと思いますと考えております。

次に、緊急食料の保管場所、緊急通信の施設をマップ上に表示することについて、お答えをいたしますが、まず、緊急資材等の保管場所は、現在芝草の水防倉庫に保管してございます。備蓄食料は役場に保管しております。また、緊急通信施設としては、防災行政無線が整備されております。この防災行政無線については、自治区長や消防団などが使用で

きる施設であります。これらをすべてマップに記載することは無理があると考えております。

町では、西会津町地域防災計画に基づきながら、今後、避難指示や現地災害対策本部の設置などに関する各種マニュアルを順次作成する方針でありまして、併せて、地域住民の皆さんへ防災に対して適切に対応していただけるように、関係自治体への啓発活動に努めていく考えであります。

その他のご質問については、担当課長より答弁させます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 ご質問のうち、町診療所に関するご質問にお答えいたします。

はじめに、診療所におけるジェネリック医薬品の使用割合と今後の方針ということでございますけれども、ご承知のとおり、新薬が販売されてから特許期間のおよそ 10 年が経過しますと、どのメーカーでもその薬の製造が可能となり、ジェネリック医薬品として販売できます。このジェネリック医薬品は開発費がかからないことから、新薬より安価なため、診療報酬の薬価も引き下げられており、医薬品購入費の抑制と併せて医療費の削減や、患者の一部負担金の軽減にもつながることから、国ではジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組みを行っております。

町診療所では、ジェネリック医薬品も含め、患者に必要な医薬品及び患者の意向を尊重した医薬品を提供しておりますが、ジェネリック薬品の使用率は増加傾向にございます。

平成 21 年度の実績では、医薬品全体の 17.4%、品目にして 180 品目となっており、率では国全体のシェアとほぼ同率となっております。

町診療所では、今後も厚生労働省が進めているジェネリック医薬品使用促進方針により、医薬品購入費の抑制と患者の負担軽減に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、町診療所事務長の必要性と必然性についてのご質問にお答えいたします。

町直営の西会津診療所と群岡診療所には医師、看護師、検査技師などの専門職と事務職員が、正職員、委託職員を含め総勢 21 名おります。

このうち窓口会計等を処理する事務職員として平成 20 年度までは、町職員をそれぞれの診療所に 1 名ずつ配置し、事務長職は役場本庁の健康福祉課長補佐が兼務で診療所全般の事務を統括してまいりました。

しかし、町診療所における医療サービスを充実させるためには、医療現場の現状を詳細に把握し、常に医師と情報を共有し、町と医師との連絡体制を強化させるとともに、看護師等の医療専門スタッフの人事管理や指導等を行い、西会津診療所と群岡診療所を管理する立場の職員の配置が必要であり、医師からも強く要望されていたところでございます。

そのため、事務長を本庁での兼務職ではなく、現場に配置する必要があったことから、平成 21 年度より職員の増加はせず、事務職員 2 名のうち 1 名を事務長として診療所内に配置したところであります。増員をしたわけではございません。

また、今年 3 月末で、町の地域医療の一端を担っていただいております町内の開業医が閉院したため、現在では町が運営している西会津診療所と群岡診療所、そして奥川と新郷の出張診療所を含め 4 診療所が本町の医療を担っているところでございます。

そのため、町診療所が地域医療体制の充実を図り、町民が安心して暮らせる医療機関として運営をしていく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に委託医師の件費についてのご質問にお答えをいたします。

西会津診療所では、平成 13 年から毎週火曜日と木曜日の午後 2 時から整形外科の診療を行っておりますが、その業務を喜多方市在住の医師に委託しております。整形外科の受診者は一日平均平成 21 年度実績で 36.7 人と多く、町民にとつてもニーズの高い診療科目となっております。

このことから、町の地域医療サービスの充実を図るため、平成 22 年度も継続して診療をしていただくために、前年度同額の年 1,320 万円で委託契約を締結したところであります。

ご質問のありました、この委託金額は件費のみの金額であり、医薬品等の経費は一切含まれておりませんのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 診療所関係のほうから質問したいと思ひます。

今ほどの課長の答弁がありました、当然町民の多くの医療にかかわることで大切な設備であります。その中で、なぜかこういう質問ということは単純であります、12 月の補正で繰出金が 2,900 万円、3 月でも同じく 2,900 万円。それで 22 年度の当初予算では 2,000 万円と大変高額な金額であります。当然これは議員にとってはチェックしなくちゃいけない、中身を知る必要があるということで取り上げさせていただいたわけですが、今る説明がありました、当然事務長の設置から、いろんな経費から伺いました。当然だと思ひます。

その中でお聞きしたいことがあります。委託医師のことでございますが、今説明がありました、週 2 回、午後 2 時から、という診療でございますが、患者さんも大勢のかたが見えられているということで、その中で私の質問の内容には経費が含まれているのかということですが、含まれてないということをお願いしました。私は 1,000 万円以上ということだったんですが、この中で 1,300 万がしと載っております。その辺はもう一度ご答弁いただきたいと思ひます。経費を含めてどのくらいになるかということをお願いいたします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 委託医師のかかわる経費のご質問でございますけれども、委託費といたしまして 1,320 万円、件費です。そのほか医療にかかわる原材料費がございます。これが約 1,500 万円くらい。あとはそれにかかわる件費、看護師、あるいはレントゲン技師とかございます。そうしますと、診療報酬では単純に計算しますと約 3,200 万円くらい。診療報酬としては収入として入ってきます。

ですから、今申し上げましたように件費、それから原材料費を合わせますとだいたい同額かなというふうを考えているところでございます。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 同額かという答弁でしたが、では、一番最初に申し上げた繰出金 2,900 万円、合わせていろいろ高額になってますが、なぜそういう繰出金が必要になったかとい

うことをご答弁いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 21年の繰出金につきましては、最終的にいろいろ精査しました結果、人件費を支出しないわけにはいきませんので、薬代、薬品代が不足したということで薬代として5,800万円程度一般会計から繰り入れしていただきました。

22年度につきましては、当然診療所会計というのは独立会計でありますので、赤字にならないというのが原則でございますが、いろいろ経費もかかる、患者さんも多いわけですが結果的に支出に対して収入が見込めないということが当初から、今年の22年度は分かりましたので、先ほど申し上げましたように、本町の医療機関としてこれは絶対に存続していかなければならないということで、赤字に関する費用については一般会計からお願いするしかないという判断のもとに今年は2,000万円の繰出金を当初から運営費として繰り入れしていただくということでございます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは、今後の運営の内容についてはそういう、やっぱり上積みとかということは、見込みはどういうふうに予想されますか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 まず基本的には、先ほど申し上げましたように、この診療所は経費節減しながら収入、歳出と同じということが原則でございますが、今、なにしろ1日100人くらいの患者さんが西会津診療所に来ているわけです。ドクターも本当に大変なわけです。そこで、ぜひもう1名お願いできないかということで今われわれ一生懸命になって新しい医師の確保に作業しているわけですが、その医師が決まりますれば当然それにかかわる人件費も必要になります。

今年予算にはおよそ人件費相当の収入も見ておるんですけども、果たして本当に人件費分の収入が入るかということはまだ分からないわけです。ですから、今後新しい医師が見つければ歳入不足になって、また一般会計のほうからお願いする場合も出てくるかもしれない。

なお、私も調べましたけれども、平成10年、11年と、一般会計から運営費のために平成10年は5,500万円、11年は5,000万円というお金を一般会計から運営費のために繰り入れておったという実績もございますので、われわれといたしましてはなるべく一般会計のお世話にならないという考えでありますけれども、そういうこともあり得るということでございます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 薬のお話もありましたけれども、ジェネリック薬品ということで今いろんな機関で用いられていると。当町では17.4%使用しているということですが、先ほど薬代うんぬん、払えないというような答弁であります。その点についても今後はどんな予想をされますか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 前の議会でもご答弁申し上げましたけれども、薬代が年度またがって支払うような形になってしまったものですから、去年そのために整理をさせていただきました。

た。今年の予算につきましては、例年よりも 2,000 万円ほど当初予算で薬代を余計目に見ております。しかし患者数が今、町内の民間の医院が閉じてしまったものですから多くなってきたんですね。そういう意味ではもう少し薬代がかかるかもしれないというふうに思っておりますが、ぜひ当初予算の範囲内で薬代を支出するようにしたいと。

さらに今国が進めておりますジェネリック使用、これについても今年の国民健康保険につきましては、今年の 7 月 31 日いっぱい保険証が切り替えになるわけですが、保険証の交付と一緒にジェネリック薬品希望カードというものをに入れて、被保険者の皆さんに保険証をお渡ししたいというふうに思ってますし、それについて西会津の場合は診療所にもいろいろ説明をします。

それから、県ではすべての医師会にそのジェネリック医薬品の使用について、県のほうから直接医師会のほうへお話をすることになっておりまして、今後国が平成 24 年まで現在の 17%から 30%までジェネリック医薬品を伸ばそうということになっておりますので、その使用についてはわが町の診療所でも同じような考えで進みたいというふうに考えております。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 話が前に戻りますが、1,320 万円プラス経費が 1,500 万円うんぬんという答弁をいただきました。大変な金額だと思います。西会津の委託されているかたは 2 人いらっしゃいますが、それは群岡診療所ということから比べると大変な額ではないかなと思われれます。

その中で絶対に必要であるということですが、冷静に自分たちから見ると、私的な判断で申し上げると、もしこういう金額でプラマイ 0 であるということであれば何も言うことはありませんが、町長の目から見た場合、今後の経営体制の運用内容についてはこの内容でよろしいと思いませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 診療所運営にかかる委託医師との関係で申しているのか、あるいは委託医師だけの関係でその見解を求めているのか、そのところについて整理をしていただければ適切にお答えをしたいなというふうに思ってます。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 先ほど申しあげましたように、片方の診療所と天秤にかけるわけじゃないけれどもあまりにも高額過ぎると。そういうことに対して町長の判断はどうされるのか。金額に対しての質問であります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに週 2 回で年間契約が委託費の場合に 1,320 万円。それをどういうふうに見るべきかと、こういう適切な質問だというふうには思ってますので、これについては、私もこの金額についてはやはり高額だなという判断には立っておりました。しかし、これは今まで、13 年から現在の契約ですときておりまして、これがはじめから 1,320 万円ではありませんでした。毎年毎年少しずつ改定がございまして、今度の契約のときについては医師と話をいたしました。その結果いろいろ話し合いの過程にはございましたけれども、最終的には昨年と同額、21 年と同じということで契約をしたところでございます。

その内容については今ほど担当課長が申しましたとおり、診療報酬に対して支出の中での関係はどうなのかということですが、入ってくるもの、あるいは人件費として、あるいは必要な経費をプラマイでは0だということですので、住民の皆さんがこの医師に対して、多くの皆さんがかかっていらっしゃるということですので、患者さんの身になればやむを得ない措置なのかなというふうに思っているところであります。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 町長が確かに多額な金額であるということをおっしゃいましたが、私はそこに疑問があるわけですね。なぜかという、町長が就任されたときに私はすべてにリセットしますという答弁があったわけですね。だとするならば、私の素人の判断であります、私ならば、0ベースの考えじゃありませんが、今の先生と一緒に契約内容で、ただしその内容をどうせいろんなそういう契約の内容を聞かせてもらおうと、先生が向こうからいらっしゃる。午後2時から診療される。そういう中で1日30数名いらっしゃるかもしれませんが、片方の個人で経営されているお医者さんですけども、バスがあるわけですね。だとすると、午後2時からだと私はバスを利用して向こうに行ってみていただいて、契約の内容に変更すればもっと金額的にも浮くのかなと、素人判断で思いますがその点いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私が契約をする方針というのは、やっぱり利用していただいている、いわゆる患者さんの立場に立った場合について、せっかくお医者さんが来ていただいて、地元で診ていただくと、そういう利便性があった中でのこの委託契約であったというふうに理解したところであります。

ですから、就任早々、すべてのことにリセットしてすべて取り止めるというようなことでは決してありません。そのことは改めて言うまでもありませんが、いわゆる十分精査した中で取り止めるべきもの、あるいは継続していくもの、あるいは新しく取り入れるもの、それらについて申し上げたのでありますので、今回の場合についてはその利便性やあるいは経営的な、いわゆる支出の内容だけではなくて、総合的に判断した場合については現在の方法がよりベターではないかということで契約をしたわけでありまして。

○議長 青木議員、今の質問、もっと絞って、ただ金額、報酬が高いか、それだけのことなのか、その辺を絞って質問をしていただけますか。

3番、青木照夫君。

○青木照夫 今の答弁では、自分の納得するところはありませんが、質問を変えます。

では、ハザードマップについてお尋ねいたします。これ、確認でございますが、このハザードマップというのは町長から答弁いただきましたが、西会津町でいうと、野沢、尾野本、群岡、新郷、奥川で配布されたのかなと判断しますが、その中で、細かいことはそういう必要はないんじゃないかというような答弁いただいておりますが、今、私がハザードマップを広げてみます。

これは自分たちがいただいたハザードマップですね。これは野沢地区だろうと思います。これはタイトルが土砂災害ということですが、これを見て、私は一般のかたがたに聞いてみたんです。わかりますかと。どうですかと。特に高齢者のかた、わかりますか。ほとんど、こういう裏には公共的な施設は分かるけども、ほとんど分からないと。

なぜかという、これはまた後で聞きたいと思いますが、まずこのハザードマップを作成された課はどちらになっていらっしゃいますか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えいたします。ハザードマップの作成でございますが、これは平成21年度に作成をいたしました。そのときは町民情報課という課でございますが、4月の機構改革に伴いまして、4月からは町民税務課といううちのほうの課で担当しております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 これは今ほど申し上げたように、各5地区に、そこにふさわしいハザードマップを配布されたわけですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答え申し上げます。

今回配布いたしましたハザードマップは4分の1に分割されているということでございまして、町の全世帯に配布をしております。その該当する世帯の集落、そこが入っております部分につきまして配布をしたものでございます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今、車社会の世の中でありますので、この中を見ただけでも私がしょっちゅう行っているところは部落名も載っていません。それは先ほど言ったように、尾野本地区と野沢地区が区別されていたのかどうか。また、新しい野沢の町内、例えばさゆりが丘、あともとの促進住宅関係、それは載ってません。それから尾登、それから上谷関係、青坂、軽沢、それから泥浮山、程窪、長桜、これらも載っていません。それから林道も載ってません。当然、災害があれば危ないところばかりです。一方通行のところばかりですが、この袋小路になっているという意味ね。今、上谷関係の。それで林道の載っていないということで、これは野沢と尾野本が一緒の同じあれなんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、今議員申された内容については、土砂災害のためのハザードマップということでまずとりあえず作成をしたわけでありまして、4分割をしただけでは議員のおっしゃるとおりどこが何だかといの分からない。実は、例えばこの前、弥平四郎、極入等々によってどういう箇所が実際危ないのかということについてはこのとおり、各それぞれのいわゆる自治区ごとに写真入りで、そしてその地域にはこの地区、例えばこれは弥平四郎地区でありますけれども、弥平四郎地区が土砂災害があった場合、どういうところが災害の危険箇所なのかということで、これを図で示しているわけでありまして。

そして実際には箇所はどこなのかということも分かりやすくこういうのを作ってすべての、災害の起きる場所ですよ、土砂災害に関する危険箇所についてはこういう形ですべて自治区ごとに配布をすることにいたしました。

ですからこれからそれぞれ啓発活動を各自治区ごとに行うわけでありまして、町ではそういう災害箇所を有している自治区については、これからこのマップを渡して、そしてこの中でもっと自治区では必要な箇所であれば、もっと自治区ごとにいろいろ書き込みをすとか、これを有効活用をしていただきたいというふうに考えているところでありまして、ただ、これから地震等々になった場合について、これと同等でいいのかということ

になってくると、また別な視点で考えなくてはなりませんけれども、とりあえず最近における全国的な土砂災害に際しての町としての方針としてはこういう形をもってより分かりやすく対応しているというのが町の方針でありますので、これらは集会所とか何かで貼っていただいて、常に住民のかた、あるいは地域のかたに共有していただくという方針で臨んでおりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 課長に、その前に答弁をいただきましたんですけども、当然町長の言われた内容が大切なわけですね。ハザードマップ、確かに土砂災害、それから地震、いろんな面で火事とかいろいろあると思えます。私、いろんなところからマップというのはどういうものかという、取り上げたことあるんです。これは各自治区ではなくて、全町と、包括されたところでハザードマップを各家庭に配布するわけです。さっきも言ったように今は車でみんな移動しているわけですから、こういうところ、今町長が言われたように各自治区で写真入りの危険箇所とか、車の中にあればそれを見開きをすればすぐ分かるわけですね。

災害はいつどうなるかも、いつくるかも分からない時代でありますので、私はハザードマップというのは4等分というか、分けただけで貼っていただいてもなかなかそれは人間のそういう生命を守るということにまではいかないではないかなと思えます。その点、ハザードマップについて、もう一度、今町長が一部分に申されましたように大変いいことだと思います。全世帯に、そういう考えは、今後備える、また準備するということはお考えありませんか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 まずハザードマップでございますが、本来ハザードマップは災害による被害を予測をいたしまして、その被害を最小限にとどめるということで、そこに住んでいるかたが基本的にはお使いいただくというようなマップでございます。

今回作成いたしましたハザードマップは、土砂災害、急傾斜地や沢があって土石流が発生しやすいと、そういうことを明示をいたしましたハザードマップでございます。したがってこのハザードマップを使用していただくにあたっては車で移動しているとかそういうことではなく、やはりそこに住んでいるかたが、例えば夕方とか夜になってそういう危険性が増したとかそういうときのためにあらかじめそれを自分の家に置いておき、また、集会所に貼っていただいて、調べておいて伝えいただくマップでございます。

したがって、今回町を4分割したマップを全世帯に配布いたしました。先ほど町長も話したように、該当する集落ということで、土砂災害の危険性を持った集落が町内に34カ所ございます。ここにつきましては、詳しいハザードマップを配布をいたしながら、また説明をしながら実際に集落で話をさせていただくようにこれから進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今、あと町からは土砂災害ということのハザードマップだと説明がありましたが、私は一般質問の中ではライフラインという中で、土砂災害ばかりではなくて、地震、そういうことも大切なわけですね。じゃ、野沢地区ではそういうところがないわけですか

ら、さっきの質問になりますが、土砂災害ですから野沢地区の場合はそんなに危険箇所というのは、平地であり、ないわけですね。それに合わせて先ほどの、課長に答弁を求めるわけですが、部落の入っていない、また地区の名前が入っていないというところはどんな手順で入れていなかったのか、その点もう一度伺いたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 災害につきましては、さまざまな災害がございます。今回お配りしましたハザードマップは土砂災害ということで明示をいたしました。災害はほかにも、議員申されますように地震といったものがございます。これにつきましては、危険箇所というよりはむしろ避難ということがやはり大事かと思えます。一旦大きな地震になりますとどこの箇所が地割れになるか、また、建物がどのくらい残るかということを見ながら実際に避難をしていたかというものが最も大切でございます。

今回、お配りしましたハザードマップは土砂災害ということでお配りしたわけですが、その中には公共施設としての避難所というものが明示されてございます。そこにつきましては一旦地震とか起きました場合に避難をしていただくということで明示をしたものでございます。

そういう形で実際地震の場合どのくらいの規模になるかによってございますが、これから地震に対してもさまざまなマニュアル等策定をしながら安全で、安心なまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 私の今の答えは当然であります。私の言ったのは地名、部落またそういう自治区名が載っていないのはどういうわけかということです。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えを申し上げたいと思います。今回土砂災害ハザードマップ、そこについては土石流危険流域、又は急傾斜地ということで国県から指定がされてございます。それにつきましては各集落の中におおのの箇所の名前、また、その範囲について載せているところでございます。集落名でございますが、先ほどさゆりが丘とか具体的なお名前をいただいたわけでございますが、そこについてはこういう土砂災害関係の危険区域は確かなかったというふうに私記憶しております。

したがって、そこに集落名がなかったということでございますが、元図自体がそういう土石流、又は急傾斜地という危険な地域を明示したマップでございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今の答弁には納得できませんが、とにかく私の申し上げたのは土砂災害は確かに野沢地区には一部あてはまらないか分からないけども、地名が載っていない、それでも配布するという、そういう神経が私は理解できません。これを作成する段階で、チェックというのは当然あってしかるべきだと思ったんですが、これは職員のかたが当然見られて作成されたと思います。これだけ立派な紙質のいいところをつくったわけですね。それで自分の地区名が入っていないとしたら、これ見る気ありませんよ。これポイですよ。そんな感情的なものになりかねないということもあります。

これ以上お話申し上げてもあれですから一応これは、本日のあれは土砂災害ということで理解いたします。今後については、ライフラインとして地震、火事、それから水害に関するハザードマップをぜひお願いしたいと思います。以上で一般質問終わります。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 7番、五十嵐忠比古でございます。本定例会において通告に従いまして2点ほど質問をいたします。

まず1点目でございますが、西会津なつかし Car ショーについて、これは4番議員、荒海議員と重複になると思いますが、よろしく申し上げます。

去る5月30日にさゆり公園を会場として開かれた第7回西会津ふるさとなつかし Car ショーには約1万2千人の来場者と、250台の参加者があったと聞くが、次のことについてお伺いいたします。

まず、1点目でございますが、会場への入場は無料であるが、今回からは駐車場の駐車料金として1台あたり300円を徴収しているが、今回から駐車料金を徴収した経過を伺います。また、収入については実行委員会又は振興公社、町のいずれかに入るかについても併せてお伺いいたします。

2点目でございますが、1万2千人の来場者があったことは大いに町の交流人口の拡大になったと思いますが、町内宿泊者の増大、地元製品の販売等の具体的な相乗効果があったかお伺いいたします。

次の質問であります。銚子の口の観光と案内板の整備について再度お伺いいたします。銚子の口は県立公園に指定され、優れた景観を資源とした自然公園であります。誘客に向けた整備について次のことをお伺いいたします。

まず1点目でございますが、銚子の口整備については昨年に県の緊急雇用対策事業を活用して4名の雇用創出を行い、遊歩道の整備をいたしました。今後の維持管理はどうするか。また、新たな整備計画等の考えはないかお伺いいたします。

次2点目でございますが、今春に鉄道の河川側雑木帯を東北電力に依頼をし、伐採したと聞くが伐採雑木はそのままの状態で見捨てられている現状であります。まず景観を損ねると思うが撤去と処理について町の考えをお伺いいたします。

3点目でございますが、観光案内板の設置更新については平成21年12月定例会でも質問をしております。劣化した町内の観光案内板の整備についてはいつごろになるのか計画等があれば町のお考えをお伺いいたします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 7番、五十嵐議員のご質問のうち私からは銚子の口と観光案内板についてお答えをしたいと思います。毎回議員については銚子の口の質問をしていただきまして、大変関心を持っていただいております。ありがとうございます。

おただしのように、町では昨年度、緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、遊歩道の整備を行ったところであります。今年度におきましても県の森林環境交付金を利用して、木柵を設置する計画となっております。

銚子の口は、県立自然公園に指定されており、そのすばらしい景観などから、さらなる

整備を図ることにより、町内外から数多くのかたが訪れる観光施設になるよう、そうした認識のもとに整備しているところであります。

このことから、今後の施設整備につきましては、補助金や財源等を含めて早急に検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

また、今後の維持管理につきましては、周辺自治区やボランティア等と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして、銚子の口の伐採雑木の処理についてであります。今春、東北電力に依頼をしまして送電線下の周辺の雑木の伐採を実施いたしました。東北電力は雑木の伐採は行うものの、搬出までは行わないため、伐採木が現地に残ったままになっております。

町といたしましては、例えば、これら伐採木を有効に活用して、ベンチ等を整備するとか、施設の景観整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光案内板の整備についてのおたがしでございますが、観光案内板の整備につきましては、当初予算において 100 万円を計上しているところであります。

限られた予算であることから、町すべての老朽度の度合いや必要性などを考慮しながら、優先度の高いものから順次整備していく考えでありまして、現在、町内 35 カ所、43 枚の観光案内看板の確認と点検作業を実施しております。この作業が終わり次第、整備してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

このほかのご質問につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 7 番、五十嵐議員のご質問のうち、なつかし Car ショーについてのご質問にお答えいたします。

西会津ふるさとなつかし Car ショーは、4 番荒海議員にお答えしたとおり、17 団体で組織しております「西会津クラシックカーで元気な町へ実行委員会」が主催となり開催しております。

町は交流人口の拡大と地域の活性化につながる事業であることから、福島民報社、福島民友新聞社とともにイベントの後援をしております。

今回から、駐車料金として 1 台当たり 300 円を徴収した経緯ですが、今までは、財源として、出展車両の参加料や企業団体等の協力金、販売出店料、そして会津ふるさと市町村圏協議会の地域づくり応援事業補助金を充てて運営してはいたしましたが、今回からその補助がなくなり、運営協力費的な意味合いで、駐車料金として徴収させていただいたということになります。

このことから、収入については全額実行委員会の収入となります。

次に経済効果についてでございますが、ロータスインを含めた町内旅館等への関係者の宿泊は約 70 人であり、会場における 13 の出店の売り上げも好調であったと聞いております。また、イベント来場者が町内にも誘導されたため、当日の道の駅「よりっせ」や町内の飲食店等の売り上げも好調であったと聞いております。

なつかし Car ショーは、1 万人を超える集客力のあるイベントであることから、今後、町といたしましても実行委員会と連携を図りながら、町経済の活性化及び交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それぞれ町長と商工観光課長から答弁をもらいましたが、まあまあ、納得しておりますけれども、町長にはいろいろ銚子の口については大変力を入れてもらってありがとうございます。

また、銚子の口整備であります。銚子の口は本当に自然を残した観光地ですから、ぜひ誘客を図るような町でも対策をしてもらって、銚子の口であります。専門家を頼んで設計整備なんか考えていますか。町長にお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いつもいつも銚子の口でいろいろご質問等ご協力をいただいておりますので、一つだけ議員にお願いをし、ご協力いただきたいのは、これから全体的な、維持管理もそうありますが、やっぱり地域の人たちと一緒にみんなで銚子の口を守る、あるいは愛する会とか、そういうボランティアをぜひ、議員先頭に立って立ち上げていただきまして、ぜひみんなで対応していただければ非常に町としても助かるわけであります。

議員ご承知のとおり、銚子の口は県の自然公園になっておりますので、やたらめったに町として手を加えるわけにはまいりません。今回いろいろと整備をした段階においても県の振興局と連携を図って、連携というよりも許可を得ながら、いろいろ対応しているところでもありますので、景観全部をいろいろ対応してしまうということにはなかなかまいらないわけであります。

ただ、花を植えたり、そしてそこに少しならば木を入れて公園らしきのような、簡易な整備等についてはそれは許容できる範囲内ではないかなというふうには思っておるところであります。

したがって、今後整備をするにあたってそういう指摘のされないような、そしてそれと同時にやっぱり町として観光PRの一翼を担っていただけるような立派な施設として維持管理に努めてまいりたいというふうに思っているところでもあります。

今後、まだ町の観光の本当の意味での看板が設置されておりませんので、今後はやはり「よりっせ」のような集客の多いところに西会津町が誇れる観光施設の看板等々をPRして、ぜひ銚子の口のほうにもみなさん行っていただけるような、そんなPR等々について努めてまいりたいと思っております。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 どうもいろいろご理解ありがとうございます。

まず、ボランティア立ち上げですけども、私も先頭になってボランティア立ち上げに前進したいと思っておりますので、町の協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、町長に伺ひます。なお、誘客を図るには、まず、以前から私言っておりますあそこに吊り橋の考えは、町長の考えを聞きたいんですけど、よろしくお願ひします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 銚子の口を知っているあるかたの考え方とかですね、昔の話を聞きますと、何かそういう計画を以前に立てた先人たちがいるような話も聞いたわけですが、実現には至らなかったんでしょう。

ただ、これは果たして可能かどうかということについては、やっぱり土地との関係もあ

るわけですね。全体的に地滑り地帯である等々ありますので、そういうことが果たして可能かどうかということについては私一存で答えるわけにはなかなかまいりませんので、そういうことが可能であるのかどうなのか、いずれ正式な要請ではなくとも、そういうことが県の段階で、あるいは国土交通省の段階の中で、何か機会あれば話を出してみてもいいのかなというふうに思っているところであります。

それ以上私のほう独断的な判断ではお答えできませんのでご了解いただきたいと思えます。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 町長から答弁もいただきましたけども、私も部落の国土交通省との懇談の中でいろいろそういうこと申し上げておりますけども、あとは町長の人脈でよろしくお願ひしたいと思います。

あと、質問を変えます。なつかし Car ショーでございますが、観光課長よろしくお願ひします。

まず、今回から駐車料金 300 円徴収となっておりますけども、その内容についてお伺ひいたします。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 なつかし Car ショーの駐車料金についてのご質問にお答えいたします。西会津ふるさとなつかし Car ショーであります。今年が開催が第 7 回目でございます。昨年以前につきましては、まずイベントに充てる収入といたしまして、町内各企業さん等からの協賛金、それから展示する車両の参加費、それから出店、出店料、それから先ほど申し上げましたとおり補助金として会津ふるさと市町村圏協議会の地域づくり応援事業補助金という補助を充ててございました。その補助金が約 30 万円ほどでございます。

それら収入を合わせますと約 150～60 万円の収入でイベントの開催経費に充てていたわけでございます。その補助金が今回の開催分からなくなりました。期限付きの補助だったものですから、去年までで終わりだよということで今年は去年まで入っていた 30 万円がなくなったということで、開催にあたりまして運営費補助的な意味合いで駐車料金として 1 台あたり 300 円をいただいて開催経費に充てていたということでございます。

そういった理由から今回から駐車料金をいただいたということでございます。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古

課長から説明受けましたけど、納得はできませんでしたけども、その中身なんですけども、今回、何か参加車 1 台について 3,500 円ですね。去年は 3,000 円と聞いてますけども、それではやっぱり補助金なくなったので、予算的には足りなかったんですか、その辺をお伺ひします。

(「議事進行」の声あり)

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 町は実行委員会に入っていないでしょう。実行委員会のやったことを聞くとこころが違うんじゃないんですか。町はそれ以上答えられないでしょう。議長として適当にお取り計らいください。

○議長 質問に対して答弁されていますので、だから、それは何て言うの呼吸が合ってるのかと思って私は発言を許しております。

町側で 14 番議員がおっしゃるように、これは私の分野ではありませんよと、はっきりお答えいただければそれでよろしいです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに今 14 番議員おっしゃられた内容について、一般質問にあたっては答弁するほうとして、それぞれ全課長、私、副町長含めて、全部で磨り合わせをしております。したがって、各課長の答弁は町長が答弁したのと同じであり、また、その際にいろんなシミュレーションもしてございます。今回の場合については、確かに町が実行委員会でありませんので、この質問に対してはどうなんだろうかということを行いました。

しかしできる限り、町が知っている範囲の中で、お答えできる範囲の中では答えていきましようということで答えてくださいと、私のほうからそういうこと言いまして、あの運営費の中身の使い方とか、いくら金集めたとか、そういう具体的なことになるについては私のほうでは一切関知しておりませんので、そういうところについてはお答えできません。

ただ、町の駐車場ということについての、やはりそういうとらえ方について、果たしてそれでいいのかということについてであります。確かに今回駐車場ということについて町の施設でもあり、あるいはそれを委託しているところでもありますので、その文言についてはやっぱり適切かどうかというのはこれから町も十分検討しなければなりません。

しかし、実行委員会が協力をしていただくという部分については何ら町は口出しすべきものではないというふうに考えております。

○議長 7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 質問を変えます。

この駐車料金ですけど、これからまた継続という考えでおるんですか。答えられたら答えるでいいですから。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 駐車料金、継続かどうかというご質問ですが、それは実行委員会で今後検討することでありまして、町としましては関知する問題ではございませんので答弁は差し控えます。

○五十嵐忠比古 はい、分かりました。これで質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(14時19分)

○議長 再開します。(14時45分)

5 番、清野佐一君。

○清野佐一 5 番、清野佐一でございます。質問に入ります前に一言申し上げたいと思います。3 月定例議会においては町長の隣の席が空席でありました。今議会から和田副町長がおいでになり、そしてまた福島からおいでをいただき、本当に歓迎の意を表したいと思っております。ご苦労さまでございます。そしてまた、大変伊藤町長が心強く思っておられるんじゃないかというふうに思います。いずれにしても副町長の場合は単身赴任でございますので、くれぐれも健康に留意されまして、町発展のためにご尽力いただきたいと思います。それでは早速質問に入らせていただきます。

私は、本定例会に2点ほど通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

まずはじめに町政への取り組みについて質問をいたします。月日のたつのは早いもので、伊藤町長が就任されてからもうすぐ1年を迎えようとしています。その間、町長には今まで町の一議員としての日々の生活と、現在本町の首長としての多忙を極める生活との変化は計り知れないものではなかったかと推察するものであります。

町長は就任直後、9月定例会において町政に取り組む基本姿勢としてまず「町民との対話を重視すること」、次に「開かれた町政運営をすること」、そして「行政改革を進めること」の3点について表明をされました。

そして、今日まで3回の議会定例会において選挙公約実現のための条例の改正や新たな条例の制定など実施してきたわけですが、これらの政策の自己評価も含め、率直な感想をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、先の3月議会定例会において、平成22年度から平成24年度までの3年間の実施計画が示されました。この計画をより早く、よりスムーズに実施するためには町民との対話を通して理解を深め、協力を得ることや、少しでも早く予算措置をして実行に移すことなど、町長の手腕、力量によるものが大と思われそうですが、町政執行への意気込みをお伺いいたします。

次に、安全・安心のまちづくりについて質問をいたします。基本構想では、町民がより安心して暮らせる地域社会を目指すこと、消防・防災の中核を担う消防団の充実・強化を図りながら、火災や自然災害などに備え、町民・関係機関・各種団体が協力し、町民が安全で安心できるまちづくりを推進すること。防災に関する町民の意識を高めるために啓発活動を推進すること。多様化する犯罪や交通事故を未然に防ぎ、犯罪や事故のない明るい地域社会を目指すことなどとうたわれております。このように多岐にわたってうたわれておるところでございます。

私はこのたび定住促進住宅と西林東住宅の防災のあり方について通告をしておりますのでお伺いいたします。この住宅についてはかつて独立行政法人である雇用能力開発機構が平成7年に5階建てを2棟、内容的には1棟につき3DKで30戸分であります。この建設をし、働く人たちに安い家賃で住宅を提供し、雇用の促進を図るために、その名もずばり雇用促進住宅といわれてきました。

その後平成19年12月議会においてこの2棟を用地を含め約8,976万円で町が買い受けることになり、定住促進住宅と町営住宅、西林東住宅として町が管理運営することとなりました。今、本町においても定住促進や福祉向上を図る上からも安価な家賃での住宅の提供は大切であると考えます。しかし、高齢化が進むなか、防災の面からも安全の確保が最も重要だと思われまます。

現在、定住促進住宅に23世帯、西林東住宅に25世帯入居されているとのことですが、入居者の皆さんは現状を十分理解されての入居と思われるのですが、町としてのさらなる安全対策について考えておられるかお伺いをいたします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 5番、清野佐一議員のご質問のうち町政への取り組みについてのご質問にお答え

をいたします。

冒頭、議員から副町長就任にあたり励ましの言葉を賜りました。非常にありがたく拝聴いたしました。よろしくお願いいたしますと思います。

さて私は、昨年8月5日に町長就任して以来、一貫して、「町民との対話」「地域経済の均衡あるまちづくり」「みんなの声を聞く町政」を基本理念に掲げ、西会津町の新しい時代を創るため全力で町政運営に取り組んでまいりました。

この間、町長報酬の50%削減、黒塗り町長車の廃止、保育料2人目無償化、結婚祝金の創設、町民バス未運行地区対策、町民提案制度の創設、また町政懇談会の開催など、私の選挙時に掲げたマニフェストにつきましては、町民の皆さまのご支持と議員各位のご理解によって、順調に実現していると判断しているところであります。

しかしながら、多大な予算を伴う町並み景観関連事業や町縦貫道整備、小学校統合問題、社会経済とも関連する雇用の確保、企業の誘致、グリーンツーリズムと交流人口の促進、さらには基幹産業である農林業の振興など、喫緊に取り組むべき課題は山積しています。

1期4年間でどれだけ推進できるのか、現実の厳しさを認識しながら、一つひとつ前向きに取り組んでいきたいと考えているところであります。そのことが、町民生活と福祉の向上につながるものと確信しております。

次に、実施計画についての質問にお答えをいたします。実施計画については、基本計画にのっとり、具体的な事業財源も考慮しながら策定しているところであります。

昨年来、国では事業仕分けなどを行いながら、各種事業の見直しに取り組んでいます。また公共事業については縮減の方向で取り組まれていることもあり、本年度の事業実施にも少なからず影響があるものと懸念されるところであります。町といたしましては、県との連携や中央省庁への要望などを積極的に行いながら、実施計画に計上している事業については、計画どおりに事業が実施できるよう、事業費の獲得に最大限努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長から答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 5番、清野佐一議員のご質問のうち、町営西林東住宅及び定住促進住宅の防災対策についてのご質問にお答えいたします。

町では、町営住宅は住民生活の安定と社会福祉の増進のため、又定住促進住宅は雇用と定住の促進を図るため設置しているものであります。それらの公営住宅については、立地箇所の利便性や、住宅の広さ、また低廉な家賃設定が求められております。併せて、入居者が安心して過ごせるように防災対策を図ることは、5階建てという住宅事情からも非常に重要であると認識しております。そのことから平成20年度より、全ての公営住宅を対象に260基の火災警報機を設置したところであります。

おただしの高齢化等に向けた防災対策についてであります。当該住宅は比較的若い世帯の入居が多く、現在4階以上の階には高齢者は入居しておりません。また新たに入居なさるかたについてですが、高齢家族がいる世帯に対しては、入居申請があった時点でご相談申し上げ、空室の状況を考慮しながらできるだけ低い階への入居に配慮しているところであります。今後につきましては、避難手順のマニュアル等を作成していきたいと考えて

います。また一朝有事の際の防災訓練についても自治区長や関係機関と相談をしながら、実施について検討していきたいと考えていますのでご理解願います。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは質問をさせていただきます。

なお、今町長の答弁の中に黒塗り車の廃止というようなことでお答えになりましたので、それについてお聞きしたいんですが、それらについては今まで町内外、それで乗っておでかけになっているわけですが、そういうことについての反応というか、また町長ご自身が乗っておられて何かその思いというか、特別な思いありますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 どここの自治体の首長がこういう、つまり黒い車を廃止してるとかっていうことは自治体名は明らかにするなということではなくてですね、最近私が見たところ、ある町村においてはそれを選挙公約に掲げて、そして実際当選したときからそれを実行に移しているというところも最近あるふうに聞いております。

また、ある市においては、公用車を逐次そういうふうに代えているということでありまして、私からすればもっと身近に一般的、あるいはそういうことが今後普通になってくるのではないのかなというふうに思っているところがございます。いずれにしても、そういうことは各自治体うんぬんというよりも、私自らの考え方でありましたので、他の町村のいろいろなかたがたのコメントについては控えさせていただきたいなというふうに思っているところであります。

黒い車の件だけでありますから、お答えになったかどうか分かりませんが、そういうことであります。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、今まで町長は公約実現のためのいろいろ条例とか改正案であり、また新しい条例制定を出されたというようなことですが、そういう中で、議会のほうから修正が出されたことがあったわけですね。私はそれを私なりに考えてみますと、やはり町長があまりにも事を急ぎすぎるがために、やはり議会との対話というか、そういうのが足りなかったんじゃないのかなというような感もするわけですね。

今後、やはり町政運営にあたられていくにおいて、今度は副町長もおいでになったわけですから、そういう中での考え方というか、それは今までと変わらずにやっていくとか、もうちょっとワンステップ置いてやっていくかというような考えお持ちであるかどうかお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も議員の質問の冒頭にありましたように、就任してまだ1年にならないわけがありますから、これまでのこの運営についても十分に振り返っていくことというのは大切なことだというふうに思っているところです。したがって、議員各位からそういうご指摘があればそういうこともきちっと承っていかなければならないというふうに思っているところでございます。

今後の議会運営とか、あるいは今後新しい事業計画とかということについては、やっぱり議会との関係というものもやはり良好な中で行っていくべきだろうと、基本的にはそう

考えているところでありますので、今後この計画や、あるいは新しい提示の仕方なり、あるいは提案をする場合においては、今後十分検討して対応していかなければならないというふうに思っているところです。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 実施計画についてであります。これは3月において実施計画が皆さんに承認をされたわけですが、この中でコミュニティーに関する予算というのが全然計上されてなかった。今回、一般会計の補正にそういうことはあるみたいですが、そもそも一番協働のまちづくりというのをやる場合に、地域とのコミュニケーションをとったり、また地域がまとまって盛り上がる一番大事なことではないのかなというふうに思いますが、それらについて実施計画に入らなかったということには何かその理由があったのかどうか、それをお聞きします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 簡単にコミュニティーと言いますと、それはソフトであったりハードであったりいろいろ事業の中にはあると思うんです。例えば一番分かりやすいのはコミュニティーセンターといわれる集会所施設とか、あるいはそれに類するような対応の仕方というのはいろいろあると思うんですが、決して私個人の考えですが、この地域のコミュニティーセンターでこれから行う事業がなかったわけではありません。それは例えば野沢地域のほうから出されておりましたけれども、かつて幼稚園の跡地に対して、あの地域にそれにふさわしいコミュニティーのセンターをつくっていただきたい、こういう請願もございました。

しかし、これは基本的にはこれからその地域のかたがたと一緒になって、集会施設だけでいいのか、そうではなくてやはりそれを取り巻く環境の改善ということも必要になってくるのではないかと。道路整備もそうであるし、そして何よりもこれから裏通りといいますか、そういった道幅の狭いようなところについてはもっとこれを全体的な計画づくりを進めていくことが必要でないかと。

そういうことを総合してこれからコミュニティーをもっともっと広い意味において地域の皆さんと語り合いながら計画をつくっていききたい。そういう発想のもとに現在ございます。したがって、具体的な内容においてはこれからこれに該当する年度、あるいはこれからどういうふうにして計画を立てていくか、これが明確になり次第議会の皆さんにも提示をしてご意見を賜ると、そういうような取り組みを進めていきたいというふうには思っているところであります。

また、ある自治区においては集会施設をぜひ私たちは持ちたいということで今要望上がっているところがございますので、そういったところについては新しい事業年度の中に組み入れていくことも必要かなというふうに思っているところでありますので、まったく計画がないわけではございません。そういう意味においてはこれからこの計画にどう埋めていくかということもこれからの事業の一つであろうというふうには思っています。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 今、町長からご答弁いただきまして、私も心配していたところで、やはり集会施設がないということで何をやっても集まって相談もできないというようなことがありましたので、今多分その地区の話かなというふうに思ったわけですが、それで、やはり

コミュニティーということをちょっと広げてみると、一般にいわれる限界集落というような地域にこそもっと踏み込んでというか、そこを集落全体で何かをしていくというようなことが大切じゃないかというふうに思うわけです。

それに対してやはり町がある程度の集落を指定しながら、モデル的に、町がてこ入れをしながらモデル的に守っていくというようなことも必要ではないかと思うんですが、そういうことについてはいかががお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさにおっしゃるとおりでありまして、私先ほど言いましたようにコミュニティーについてはハードもあるソフトもあるということで、例えば今ほどのソフトの関係から言いますと、言葉あまり使いたくないんですが、限界集落という名のもとに一生懸命自分たちの自らの集落をどうこれから維持管理しようかということで、その優秀な集落に対して表彰受けたのが出戸集落でありまして、この前も来てまいりまして、これまでの村史ですか、集落のそれを今作成してほぼでき上がりつつあるというふうになっておりまして、その記念事業が行われるわけでありまして。

ここにはやはり福島大学が関わりがありまして、そして大学生も何度か訪れながらその集落の将来的な意味合いを含めて、どういうふうにしてこれからこの集落は成り立っていくんだろうかというようなことで一つの研究的な、あるいはモデル事業として対応されております。

20日でしたんでしょうか、また奥川にその学生たちがまいりまして、そしていろいろ地域の皆さんとまさにコミュニティーを開始する、そういう段取りもなんかつくっている見たいであります。

したがって、町としてこのスケジュールの中において、計画の中において、あれもこれもやるというのではなくて地域の中でそうしたことがちゃんと芽生えて、そして地域全体がやはりそういう機運が高まっているということについても非常に私は素晴らしい取り組みなんだというふうに思っているところであります。

そういったところについて、町としてできるものはいったい何なのか。町として今後協力すべき、あるいはやるべき課題はいったい何なのか、そういうことをこれから一緒に学んでいながら対応していきたいというふうに思っているところであります。これからは一つの集落ではなくて地域全体がもっと包含した形をとって、お互いにそれぞれの暮らしや、あるいはこれからのあり方というものをそういう中で対応していく時代になったのかなど。それがこれからの新しいコミュニティーであり、村づくりであるというふうに考えているところであります。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それとあと今町長が集落座談会というか、懇談会やっておられるようですが、それは今まで回数なり、またそれぞれの町民の皆さんの反応なり、またその収穫の具合というか、いろんな収穫があろうかと思いますが、その辺のことをお知らせいただきたい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これまで2カ所開催してまいりました。それはこれまでは集落から申し入れがあった時点でやってきたわけでありまして、町として計画を組んでこれからやるという方向

性も今、担当課のほうでもそれらの作業を進めているみたいでありますけれども、今後そういう計画に基づいて行っていけばいいのかなというふうに私自身思っているところではありますが、この2カ所については非常に多くのかたが、お集まりもほぼ100%に近い集落の人が集まって、そしていろんな、テーマがありませんから、実は集落のことであったり、そして交通の問題、例えば黒沢でいえばなぜバスが上まであがってこないの、どこに原因があるのとか、あるいは県との交渉はどうなってるの、というようなこともいろいろいろいろ出されながら、そういった中で、じゃ、何が生まれてきたのか。

それはただ決めたから、雪も降らないで、決めたから下にバスが待っているなんていうことではなくて、安全が確認できれば、雪が降らなくてもちゃんと上まで行く。そのぐらいの判断というものは必要だということで実施しておりますし、あるいは急なカーブの問題についてはもっといい方法がないかと。これは融雪をする取り組みはないかとか、いろいろ集落の問題で大変出されました。

あるいは学校が今空いているんじゃないか。全部を使わなくてもあの中で何かできないかというようなことも、あるいは集落特有の林業でこれから暮らす内容についてはいったいどういう暮らし方があるか。薪ストーブなどについてもっと普及させろとか、いろいろもうそういう角度から非常にアイデア等々も出まして、私は非常にいい傾向かなというふうに思っていたところでもあります。

何も町からすべて町のほうに要望するんじゃないかと、私たちが何かをやりたい場合についてはどう町は対応してくれるかというようなこともありまして、非常にアイデアとしては私は非常にいい集会、あるいは全体地域の声として上がってきたのかなというふうに思っています。

あるいは西林地区もそうではありますが、集会所の問題とか医者にかかる場合に待ち時間が長いとか、いろいろいろいろ個人的に思っていることについて話をいただきました。それを持ち帰り、あるいは担当していた課長、書き留めて実際できるものとできないもの、そして実際に受け答えの回答が必要な場合にはちゃんと自治区長を通して回答してあげるというようなことを一つ一つ対応していけば非常に効果的なのかなというふうに思ったところでもあります。

○議長　　5番、清野佐一君。

○清野佐一　それでは、公約どおりといいますか、それをそのとおりにしようとするお気持ちで一生懸命やっておられるという姿は拝見できます。やはりこれは町長に私が言うのは釈迦に説法みたいな話なんです、やはり町を治めるには、私なりに感じることを申し上げたいと思います。

町民の心をついにしていく配慮が、長たるもの一家の主ですから、家族仲良くというか、そういう配慮が必要ではないのかなというふうに思いますので、それは言われなくてもとうにやっておるということであろうと思いますが、そんなことも申し上げておきたいと思えます。

質問を変えたいと思います。安全・安心のまちづくりの中で、再度質問しなくてもいいほど丁寧な答弁いただきました。私がこれを取り上げたのは、今までは独立行政法人の雇用開発機構のものであったということいろいろな防災上のことがあってもちょっと手を

加えることはできないというような部分があったと思います。

でも今度町のものとなり、また町が責任を持ってその入居者のかたがたの安全を確保しなければならないということでもありますので、実態というものが、あそこ5階建てでありますけども、非常階段はない。あと消火栓が5階建ての2棟、今の町営住宅のほうですか、あそこ2棟の分については消火栓が1基。教員住宅の入り口のほうが消火栓が1基しかない。防火水槽はないというようなことでもありますので、お金のかかることでもありますから、先ほどの答弁の中でいろんなマニュアルを作成して予防とか安全対策に努めるというようなことをございますので、それをやりながら今後の安全対策、また、設備等も充実をしてもらいたいと思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

議員もお分かりのことと思いますが、西林東住宅と定住促進住宅につきましては、階段の両脇に部屋があって、何か火災等がありましたらその階段が使えないというようなことになってしまいますので、各部屋のベランダの壁を破っていただきまして、その隣に行っていていただいて別な階段を使って避難するというような状況になっております。

そのためにベランダに物を置いたり、また逃げる手順等につきまして、これからマニュアル等を作って住宅入居者のかたにご説明申し上げ、安全に避難できるようにしていきたいというふうに考えております。

また、おただしの消火栓等防火水槽につきましては、関係課と相談の上決めていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは多分西林東との懇談会というか、何か多分やられたんじゃないかと思うんですが、あれはまた別だったんですかね。防災訓練の日に、行かれたという話聞いたんですが、そういうときにそのような要望とか何かは別になかったですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 その防災訓練の対応の仕方については別に話はございませんでした。今の質問の中に出ましたように、私も非常口がないというのは初めて実は知りまして、じゃ、どういうふうな対応があるのと。早めにマニュアルきちっと作成をして、そして対応すべきじゃないかというふうな指示のもとに現在検討しているというところでもあります。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは十分な答弁になりましたので、これで私の質問終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時21分)

ご苦労さまでした。

平成22年第4回西会津町議会定例会会議録

平成22年6月15日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	11番	長谷沼 清吉
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	長谷川 徳喜
3番	青木 照夫	8番	佐野 悦朗	13番	清野 邦夫
4番	荒海 清隆	9番	武藤 道廣	14番	清野 興一
5番	清野 佐一	10番	大沼 洋平		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	農林振興課長	佐藤 美恵子
副町長	和田 正孝	建設水道課長	酒井 誠明
総務課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
企画情報課長	杉原 徳夫	教育委員長	矢部 征男
町民税務課長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	大竹 享
商工観光課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 渉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第4回議会定例会議事日程（第5号）

平成22年6月15日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 佐野 悦朗 | 2. 武藤 道廣 | 3. 長谷沼清吉 |
| 4. 長谷川徳喜 | 5. 清野 興一 |          |

○議長 平成 22 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

8 番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 皆さん、おはようございます。8 番、佐野悦朗でございます。今日は皆さんに、現在アフリカで行われているサッカーの世界選手権において、日本はカメルーンに 1 対 0 で勝利しました。本当に素晴らしいことだと思います。勝ち点 3 をあげ、この勝利に導かれてどんどん勝ってほしいという具合に思っております。

このような明るいニュースから今日は私はトップバッターとしてこの壇上に立てることが非常にうれしく思います。これから順次質問していきますので、よろしくお願ひいたします。

昨年、町長が 8 月 5 日に就任以来、長く副町長が誕生しませんでしたけれども、昨日 5 番さんが質問したように、副町長がこの 4 月から就任し、約 2 カ月になるんですけれども、まずあまり皆さんとの接触の機会がまだ短いもので、ここの壇上に立って答弁するということはないんですけれども、この 2 カ月余りの中で、副町長に就任してどのように感じ取って、本町のものはどのように感じ取ったか、ひとつ答弁の機会を私のほうから求めたいという具合に思っております。個人的な見解として短かにでいいですから、これからは町民の一人として感じ取ったことをお答えをさせていただきたいと思ひます。

私は今定例会に 2 点の通告を行っております。保健センターについて、この保健センターについて町長にお伺いしておきます。昨年の 8 月 5 日就任以来、町長は保健センター、旧保健センター施設に足を運んだことがあるでしょうか。まずそれを伺っておきたいという具合に思ひます。近くにあるものですから、たびたびいっているとは思ひますけれども、今の保健センターの状況を把握してあれば、私がこれから質問する、順次質問していく中身とうまくかみ合ってお答えをしてくれるのではないかという具合に私は思ひます。町長になる際に、町民との対話を一番重視し、町政にあたっては基本理念とするという具合に話しておられたんですけれども、人間である以上、長所もあり短所を持ち合わせていると思ひます。

今回私が質問する内容として、議員の時代は私とともに勉強した仲間ではあったんですけれども、今度は立場を逆転して、この町の最高のリーダーシップとなった。そして今、約 1 年になるかという現在、私と議員時代は前町長に対し、女流名人戦の中止を修正動議を 3 回も出した仲間でもあったんですけれども、これからもどうかそういう議員時代の厳しい自分を思い出して、これからの町民生活にきちんとした対応を求めるものでございます。

地域住民の一人として、あの保健センターを今、旧法務局跡地に移設し、そして今機能を発揮しているわけなんですけれども、あの保健センターを移設する際には、なぜ群岡地区、保健センターは町全体の施設ですから、群岡地区だけに話かけることなく、全体で話

せはいいかもしれませんけれども、やはり群岡地区では群岡地区なりの区長会というようなものがあり、そしてこの保健センターは福島県第1号として建設されたと私は記憶しております。

そういう古い歴史のある保健センターを町の業務として、そして合理化というような名において、役場の庁舎の近くに移設することによって機能が十分果たされるからこのようなことになったんじゃないかという、個人的には思うんですけども、この点についても、どうしてわれわれ群岡地区の人々、特に上野尻地区において一言、そのようなことが話せなかったのか、残念でなりません。どうか、これからは、あなたの目指す対話を中心とした町政執行に対し、こういうことがこれからはないようにぜひとも私から強く望みたいという具合に考えております。

そしてあなたは、あの町長に立候補したとき、さまざまな集落にいて、さまざまな自治区にいて、どんな小さなことでもいい、どんなことでもいい、ぜひとも皆さんと、これから私は町長に就任したら、必ず1年に1回くらいはここに足を運んで、皆さんの要望や要求、提言をお聞きし、町政に反映させていきたいという具合に熱く語っておったのが10カ月ほど前の話であったと思います。なぜ、私からいえば、現在のあなたは、なんか知らず知らずのうちに私のような人間から、こう飛んで離れていくような気がしてなりません。古い友人の一人として、もっともっと、本当に親身になって町民の皆さんと対話をし、そして皆さんのご意見や提言、要望、要求に対し、適切に今後答えていってほしいという具合に私は考えております。あなたの見解はどのようなことで、今現在になっているのかお伺いするものでございます。

2点目ですが、町道下野尻柴崎線についてお伺いします。この町道は幅員が狭く、そして深い沢に沿って屈曲している道路でございます。ガードレールも付いているところと付いていないところ、そういうことがあって、町の基幹道路である奥川野沢線のその橋の工事の際には、大型トレーラーが通れないので長い鉄板を敷いて補強し、そしてトレーラーを通すような格好で道路建設、橋の建設になったんですけども、あの道路を去年の7月に、当時は地域整備課という課であったんですけども、申し入れを行い、幅員を広げ、そして人命の尊重である安心・安全を図るためには、今トラロープでまだ崖崩れのところ10メートルほどロープを張っておりますが、去年1年前に私が申し入れた際と何ら変わっておりません。町として、本当にこれで良いのでしょうか。やはり町民の皆さんのご意見は聞く耳を持つ町政であると私は信じております。

そのような中身で、去年から要求し、要望してきたんですけども、これが一つも図られておりません。今年度の当初予算書をみれば、1億7,000万ほどの5カ所ですか、工事費が計上されております。その中で、下野尻柴崎線はそのガードレールの補強等についての工事計画はありません。これではあまりにも、バス路線でありますし、安全・安心につながるようなことができない、私はそのように断言します。一日も早くこの道路の建設に着手してくれるのが本町のあり方ではないかなという具合に私は思います。

また上野尻発電所があるわけなんですけれども、この発電所周辺には3,903万4千円というお金が、近隣の道路の施設やそういうところに使ってくださいというように、私は個人的には思うんですけども、こういうお金が配分されてはいるんですけども、これら

の周辺道路の改修になぜ活かされて使われないのか、これらについてもできるだけ本町の本音として、きちんとした答弁を求めたいという具合に思っております。そのような目的意識をきちんと持って、町民の安心・安全である道路の確保に一日も早く着手し、そして町民の安全に対し、もっと深く理解を求めるものでございます。

そのようなことで、私の質問を一旦終わりたいという具合に思います。よろしくお願ひします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 8番、佐野悦朗議員の保健センターに関するご質問にお答えいたします。

保健センターは、おただしのように昭和54年4月に設置をいたしまして、7年後の昭和61年4月から職員が常駐し町民に対する健康相談をはじめ、検診の事後指導、身体の機能回復のほか、各種保健事業を進めてまいりました。保健センター機能の、今回の一部移転の理由につきましては、保健・医療・福祉等にかかる国の制度が大きく変わってまいりまして、健康福祉課全体でこれまで以上に連携を密にして対応しなければいけなくなってきたことにございます。

具体的には、第1点目として医療制度改革に伴う特定健診の導入により、これまで保健センター、健康支援係が単独で行っていた健診事業を国民健康保険事業として実施することとなったことから、本庁の国保医療係と連携しなければならなくなったことにございます。

二つ目は、介護保険法の改正により介護予防事業が重視をされ、介護予防事業を実施する保健センター、健康支援係であります。それと本庁の介護係との連携が必要になったことであります。

3点目は近年、高齢者や障がい者、また児童や母子、そして認知症等に係る困難な事例案件が増加しておりまして、この対応について、保健・福祉・介護・国保等の担当者が常に一同に会し対応を協議し、連携を密にして、迅速に対応しなければならないことなどがあります。

そのため、本年4月の機構改革に併せて、これまで保健センターに常駐しておりました町職員を役場南庁舎に配置し、迅速な意思決定と対応を行い、さらなる住民サービスの向上を図るためでございます。なお、保健センターについては、従来からの機能訓練事業や健康相談などの各種サービスは継続して行ってまいります。また、群岡地区自治区長連絡協議会及び地区住民への説明等につきましては、これまでも各種サービスが群岡地区に限定されていたものではありませんでした。町全体のサービスとして実施してきたところがあります。

このたびの職員の役場南庁舎への配置は、さまざまな案件への迅速な対応と住民サービスの向上を図るためのものでありますことから、町民へのチラシとケーブルテレビでの周知、そして地区住民の皆さんへの説明会等は開催しませんでした。都合となるようなことがある場合は、その都度対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。なお、保健センターは地区公民館的機能も有していることから、その使用については、健康支援係のほか、群岡診療所でも対応しているところがあります。

その他のご質問等については、課長が答弁いたします。

なお、議員冒頭で私の基本姿勢である町民との対話についてのご意見がございました。私は、自らの時間があれば、議員のおっしゃる内容については十分意を持って対応しているつもりでございますし、また町民との対話というのは、私のなんとして基本姿勢の一つでありますから、決してそれを無にすることのないよう、あるいはそういうことが議員の心に残っていれば、それは私自信の努力が足りないのかなとこう思いますが、私はそういう姿勢はこれからも貫き通してまいりたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 8番、佐野議員のご質問のうち、町道下野尻発電所線の側溝の改良とガードレールの設置に対してのご質問にお答えいたします。

本町道は県道上郷下野尻線を基点とし上野尻発電所を結ぶ全長490メートルの路線です。ご指摘のとおり蟹沢川に沿って曲折しており川までは10メートル以上の高さがありますが、幅員は4.5メートル以上ある比較的広い路線であります。本路線につきましては、これまで路肩への擁壁の設置や舗装の打ち替え等を実施しておりますが、河川と急勾配の山に挟まれた道路であり、かつJR磐越西線と交差していることから工法的な問題があり、抜本的な道路改良を進めるにはいたっていないのが現状であります。

ご指摘のガードレールにつきましては、110メートル程度は設置されておりますが、冬季間の排雪場所の確保のため設置されていない箇所もあります。今後は現地を確認いたしまして、排雪場所等を勘案しながらガードレール設置を検討いたしたいと考えております。また側溝整備につきましては、幅員の比較的狭い箇所については現在敷設されております側溝にふたをかけるなど、対応していきたいと考えております。また路肩決壊箇所につきましては、融雪債を持って復旧したいと考えておりましたが、本年度、融雪債の発生がございませんでしたので、道路修繕費によって工法等を勘案しながら、ただいま検討中でございますので、ご理解願います。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 冒頭にも私は町長就任以来、保健センターに顔を出したことがありますかとお尋ねしたんですけれども、それについて何らお答えをもらっていないんですけれども、まずもって再度質問いたします。

それから、保健センター、これも去年の今ごろです。私は保健センターのあの子どもたちの乳幼児健診等に、非常にじゅうたんが汚れております。これをなるべく早く補修していただきたいという具合に申し入れを行っております。そのほかにもガラスが割れていたり、破損していたり、ストーブが狭い中に5台もあったり、なんか保健センター機能としての乳幼児期の健診には非常に不便ではないかという具合にして申し入れを行ったんですけれども、今年の2月の補正予算ですか、臨時議会の補正予算であったかなと思うんですけれども、400万円の、保健センターの補修費に400万円を計上しておりました。私が申し入れたからこの保健センターの改修費であるんだなという具合に思っておりましたけれども、保健センター機能は一つも改善されておられません。どういうことでこの400万円が計上された金が、どこに使用されていっているのか、この点について、本町としてはどのようにお答えをするんですか。私は求めたいと思います。

そして、この保健センター移設に伴って、保健センターの今後の活用は、今ほど町長がこれからの活用方法もさまざま今までどおりという具合に、従前どおりとやっていきたいという具合にお答えしているんですけども、ここと保健センターを行ったり来たりすることによって、非常に不便さを私は感じるのではないかと、そのように思うんですけども、本町としては毎定例会のごとく報告事項の中で交通事故が頻繁に発生しておりますので、それらについても何らかの形の中で、交通手段として自動車でくるという具合には思われるんですけども、これらについても、保健センターのその機能によってさまざまな人員が移動しなければならないと思うんです。そういうことによって不都合があらうかと思うんですけども、この点についてはどのように考えているのか、お答えを求めるものでございます。

それから、そうしたら、今まで2、3あげたんですけども、答えを求めて、それからまた再度質問をすることにします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員の冒頭の質問で、町長は保健センターに行ったことがあるかということですが、私は行っております。そしてまた、新しくこの移転をした後にも、きちっと職員等のお話をするなどしながら、不具合や、あるいはこれからの機能移転について、今後、保健センターが移転した場合と、ここに移った場合の違い、あるいは全体的な保健業務というものについては、影響があるのかどうなのか、そういうこともお話をさせていただきました。

その結果、仕事内容については、逆にいえば保健センターの2階よりも、ある意味においては非常に仕事がしやすいし、そして機能そのものについても何ら影響はありませんということございまして、そういうことありますから、ここに移りながら、新たな保健業務ということについて、しっかり対応していただきたいとこう申し上げてきたところでございます。

また、保健センターは、先ほどの冒頭でも申し上げましたけれども、昭和54年4月に設置をして7年後に、昭和61年4月から実はあそこに常駐したわけでございます。それは私からよりも担当課のほうが詳しいと思いますけれども、それは保健業務というところでいろいろ対応されてきたのかなということございまして、今後こうした不具合等があれば、やはりしっかり対応していかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 では保健センターに足を運んで、さまざまな話し合いを職員としたと、あなたはそう言うております。最近おうかがいしましたか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 最近というのは、いつのころか分かりませんが、新しくなってからのこちらの機能の移転については、十分話し合いをしたというふうに思っておりますが、しかし、かつての保健センターにあるときに対応したというのは、これは個人的な話でありますけれども、町長就任する前にいろいろな活動等で話し合いをしたということはございます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 現在の保健センターは、こちらの南庁舎に移設してから、物置のように2階はなっております。「うらら」という機械が山のように積まれ、そしてその日本間であります今までのところも、また山のようになっております。そして先ほども言ったんですけれども、あそこのじゅうたんの汚いようなところで、西会津町のこれから将来を担う乳幼児の子どもたちが健診を受けるようでは、本当に情けなく思いました。ぜひとも、この議会でも終わったら、町長自ら足を運んで、そして職員に対し、これでいいのかというようなことで、私から要望しておきます。ぜひともうかがって、その内容を、実情を見ていただきたいと思います。

きれいなところは、トイレもきれいですし、老人たちの機能訓練、障がい者の機能訓練の場所、それから食改さん、それから食事の勉強をしている、あそこは非常にきれいに整理整頓されております。どうして子どもたちのあの2階が、なぜ補正予算も取ったのにできなかったのか、これらについて保健課長から答弁を求めたいという具合に私は思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 おただしのありました保健センターの改修工事費用として、昨年の12月議会で400万円計上させていただきました。それは屋根の修繕ということで、私も登ってみましたけれども、これまで一度も修繕していなかったということで、非常にもろかったということで400万円を計上させていただきました。

その後、屋根に関する費用、若干足りないということと、今、佐野議員がお話されました中の検診室、あるいは検診室は住民の皆さんの集会の場でもありますので、あそこに対する整備と、カーテン、それからフローリングですか、を含めてプラス200万円を3月議会で追加計上させていただきました。600万円という費用を今回22年度へ繰り越したところでございます。

現在、建設水道課のほうに依頼工事としてお願いしまして、今、設計をしていただいているところでございます。設計ができ次第発注ということになりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今そういう具合に課長からお答えをもらったんですけれども、400万円は屋根の補修費に使ったと、そして今度、研修室の補修として200万円を今、今後そのじゅうたん等について新しくするのかどうかを含めてのお答えと思うんですけれども、これらについて早急に発注してまいりたいという具合に理解してよろしいんですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 先ほど申し上げましたけれども、まずあの屋根を改修するのに400万円くらいかかるだろうということで、12月に計上したわけですが、その後、精査しましたところ、どうも400万円では間に合わないということで、もう200万円を計上させていただきました。その中には、はっきり業者に頼んで設計したわけではございませんので、プラス200万円も屋根の一部として計上しましたけれども、その中で、できればフローリング、カーテンもやりたいということで、合わせて600万円を計上させていただきました。ですから、今、屋根が正式に設計して500万円かかれば100万円分できますし、550万円かかれば50万円ということで、今、精査しておりますので、ご理解いただきたいと思い

ます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 では、それはそのようにひとつ早急に補修して、利用するかたがたが本当に安全で安心して使われるように、早急に発注していただきたいと思います。

それから、先ほども質問のところでも話したんですけれども、「うらら」の機械ですね、あの機械はあれ不要になったためにあそこに設置してというか、日本間も山のようにあるし、そして今まで使っていた保健センターの事務所の中も、あのよう乱雑に置かれているんですけれども、あれらについては回収した「うらら」であるために、あそこに仮置きでもしておくしかないということで、ああいう具合な措置となっているんですか、お尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 在宅健康管理システム「うらら」につきましては、初めに平成6年に電話回線用として300台を設置したわけです。その後、ケーブル回線仕様のもので、およそ280台を設置しました。それで最後にIP版、いわゆるインターネット環境を使う機器として100台と、計689台を購入し設置したわけです。平成6年に設置したものは、もうすでに16年経過をしております、ほとんどがもう使えなくなった。さらにケーブルテレビ版につきましても、もう10年経過したということで、あの機械がもう造ってはおりませんので部品もないということで、使えないものについてはすべて撤去しております。今後は、新しい在宅健康管理システム、今、野沢尾野本地区で250台設置しておりますけれども、そういう方向で考えております。

したがいまして、撤去したあの旧「うらら」につきましては、一旦、保健センターの空いたスペースに一時置いておいて、あとで産業廃棄物か廃棄物かどうか、ちょっとこれから研究しますけれども、廃棄したいというふうに考えおります。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今、そのIPのほうは、野沢尾野本地区で約250台、順次これからは、群岡、新郷、奥川という具合に伸びていくという具合。じゃ全体で、町として計画の台数はどのくらいになるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 現在、ケーブルテレビの伝送路の光化工事を行っておりますが、今年までは野沢、尾野本地区が完成をしました。今後、群岡、新郷、奥川というふうに工事が進んでいきますけれども、それに併せてIP版の在宅健康管理システムしか使用できなくなるわけです。

現在、新しい在宅健康管理システムを250台設置しました。旧IP版、100台ございます。合わせますと350台、現在のところこの350台で運用していきたいというふうに考えております。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 質問を変えます。健康福祉課の問題については、これくらいにして、今度、道路の件について質問をしていきたいという具合に思っております。課長の答弁では、ガードレールは110メートルほど設置しておいて、あるという具合にお答えをもらったんで

すけれども、屋敷の沢の道路の場合、冬期間は一旦ガードレールをはずして、除排雪をしている場所もあります。町道である以上は町としても把握しておると思うんですけれども、じゃ下野尻、上郷柴崎線ですか、これについては、やはりそのような方法で除排雪ができるように一日も早くガードレールを設置するというような考えは、先ほどの答えではなかったんですけれども、再度あなたに、課長として責任のある答弁を求めたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 おただしのガードレールの件でございますが、取り外しのできるガードレールにつきましては、できるだけ土台がコンクリートになっている箇所については、そういう箇所を取り外して、冬期間排雪するというような箇所かございますが、本路線につきましては、路肩が、ほとんどが土でございます。土でございますと、そこに除排雪で雪を押しますと、どうしても基礎が動いてしまうというようなことで、なかなか維持管理が難しいということで、うちのほうではあまり採用していないというようなことで、採用しておりません。本箇所につきましては、ガードレールの所々抜くというような格好で排雪場所の確保を考えております。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 じゃ、土で路肩が土でできているために除排雪については崩れる可能性もあるので、維持管理が非常に難しいと、そういうことで屋敷のような具合にはいかないと、そういう答弁ですけれども、じゃ、去年から崩壊している10メートルほどの路肩のトラロープでやっている箇所は、いつまでに復旧するんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 路肩決壊箇所のご質問にお答えいたします。

路肩決壊箇所、先ほどご答弁申し上げたとおり、融雪債で対応するかと考えておりましたが、融雪債が今回ございませんでしたので、町の単独の修繕で対応するように、今、検討中でございます。その辺につきましては、工法等、下にコンクリートでやるのか、土のうでやるのか、また布団かごでやるのかというようなことで検討しておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいということでございます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 今の答弁では、今後検討したいという具合に思っているという具合にお話されたんですけれども、あの東北電力で、電源立地というような地域対策というようなことで、交付金が3,900万もこの町におりているという具合に私は質問の冒頭に話したわけなんですけれども、これらの3,904万3千円で、これらの使用方法としては、町に任せられた電源立地地域のお金なんですか。それとも、その周辺道路について、そういう具合に、そういう危険箇所があったら、そういう金を利用して早く直しなさい、補修しなさいという金のように私は感じるんですけれども、それらについて、ひとつ手短かに答弁を求めます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 水力発電所の交付金でございますが、これにつきましては、水力発電によりまして、その周辺の整備というようなことで、交付金ということで交付されているものでございます。それにつきましては、いろいろな事業に町で今、前年度にその交付金については町で計画を立てますので、今年度につきましては予算的にそれが振り分けられて

いないというような現状でございます。この工事につきましては、町道の修繕費で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 これらについては、今の課長の答弁では、前年度から計画的にもって、そして対処し、そしてこれらについての工事費を計上するというように私は受け止めたんですけども、それでよろしゅうございますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 そのとおりでございます。

○議長 8番、佐野悦朗君。

○佐野悦朗 私はこれをもちまして、自分の質問の時間内で終わらせることができましたので、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(10時47分)

○議長 再開します。(10時56分)

9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 9番、武藤道廣であります。私も大枠で2点ほど通告をしております。二つともこの不景気の町の状態に関しての関連性のある問題だととらえております。町の対応、いささか疑問点があります。答弁には誠意と説明責任をしっかりと理解できるような答弁をお願いします。

昨年から不景気が続き、町経済においても不況や雇用問題等、町民生活に大きな影響を及ぼしております。町の雇用対策としては、21年度は町単独も含めて、国県事業等で25事業で総額3,200万円程度の、53人の雇用がなされ、また本年も15人の雇用が予定されているとのことであります。また、商工観光課においては、無料職業紹介所の開設準備がなされ、一人でも多くの職のない人に職をあっせんし、それらの人々の生活の基盤の確立に努める政策が進められております。このような状況のもと、私にとっては理解しがたい職員雇用方法が取られました。その雇用の理由と定年制などに対する町長の見解を伺うのであります。

まず、役場職員の定年退職後の再雇用について伺います。一つは役場における定年制度をどのようにとらえられておられるのか、年齢や待遇等、今後の制度のあり方等を踏まえて、考えをお伺いいたします。

また、現下の経済状況や雇用の不安、高校大学の新卒者にとっては、就職先がなかなかないという悪環境が続く中で、職員の定年退職者を継続に再雇用される理由はなんなのでしょうか。

前段でも述べましたが、この対応対処は不景気が続き、雇用の問題等、町や町民を取り巻く環境がなかなか改善されない状況での、定年退職の職員の継続的再雇用は、雇用促進や雇用の場の確保を町長自らの方針で政策として取り組んでいる中で、矛盾したものと取られますが、どのように考えておられますか。

次に、税と町政について伺います。

国や県に先んじての町単独の福祉の充実や住民サービスの政策において、その実現にお

いては財源の確保が重要であります。交付税の使途が緩和されたと、そういう中でありましても、国や県の補助が大きな影響を町財政に与えます。その財源確保のために景気浮揚策として政策的に景気に刺激を与えるとか、あるいは雇用を促進するために企業、あるいは新たに雇用を、新卒者を雇用した事業所や、そういったところに雇用奨励金などで制度をもうけて対策を取るとか、あるいは収納率のアップを図るとか、いろいろな手段は考えられます。このたびの不景気の中での町民の税負担、そして不公平感がつのっております。町の対応について伺うものであります。

県税においては、前年比 10.6%のマイナスを見込んでおります。町はどのように町税収入見込んでおりますか、また農業や個人事業者の見込みと給与等所得者の見込みはどのようにとらえられておりますか。町民税の見通しと、それらが町政に及ぼす影響をどう考えておられますか、その対策を伺うものであります。

次に、税や使用料等の未収金の徴収対策と今までやられてきた経過、その効果及び今後の対応をお伺いします。滞納分として去年は1億を超えたというようなこともありました。その額はどの程度、そういった対策において減っているのか、増加しているのかお伺いいたします。

次に、景気低迷や雇用不安が続く中で、不納欠損処分を取り扱いと考え方を伺います。現況とその対策はどのように対処されておりますか、不納欠損処分のあり方そのものをどのようにとらえられておるのか、また最近のその対策はどのようにやられておるのかをお聞きします。また、不納欠損額の推移等も併せてお伺いするものであります。

国保税において、今次、応能応益の徴収比率を町単独で選定できるようになりました。今年度町は応能割 47%、所得割 37%プラス資産割 10%、応益割 53%、均等割 37%プラス平等割 16%と賦課割率をこのように算定されました。その理由と、それに伴う町民に対する影響はどのように考えておられますか。

税の収納率向上や負担軽減、または納税者の不平等感などについては、どのようにとらえられ、またどのように町民に対する理解を求めるのかを併せてお伺いするものであります。

以上で私の質問は、こういうことでしますので、理解できるような説明をお願いするものであります。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 9番、武藤道廣議員のご質問のうち、役場職員の定年退職後の再雇用について、お答えをいたします。

まず第1点目の定年制度の考え方と見解であります。一般的には、「広く定年とは、会社等で、ある一定の年齢に達した時に引退する年齢のこと」でありまして、労働者がその年齢に達すると自動的に雇用関係が終了する制度を、定年制といわれております。

町におきましても、民間の皆さんと同じ認識のもと、地方公務員法並びに職員の定年等に関する条例の規定に基づき、一般職員にあっては満 60 歳を迎えた日以降、最初の 3 月 31 日をもって定年退職することとなっております。この定年制度の運用にあたりましては、町職員の適正な人事管理、定員管理を行ううえで、非常に大切な制度であると認識しているところであります。

次に、職員再雇用の理由についてのご質問であります。町の業務委託等につきましては、行財政改革の推進に伴う事務事業の見直しや職員の定員適正化計画等の推移を見極めながら、職務の特殊性や専門性の高い知識、技能または経験を要する業務について、必要に応じて業務委託契約等を締結し、効率的かつ効果的な行政運営と予算の執行に努めているところであります。

次に、3点目の「町の雇用政策と矛盾しないのか」とのご質問であります。町が行う雇用対策事業につきましては、緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別交付金事業を活用するとともに、雇用促進対策窓口を設置いたしまして、できるだけ多くのかたに職に就いていただけるよう積極的に取り組んでいるところであり、町の雇用政策と矛盾を生じるものではないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 9番、武藤道廣議員の税と町政についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の町民税の見通しと町政に及ぼす影響についてでございますが、まず、国全体の状況でございますが、国税庁がまとめました平成21年分個人の確定申告状況によりますと、所得税の確定申告額は、前年より3,770億円、率にいたしますと14.2%少ない2兆2,725億円とのことでございます。また、全体の所得額は35兆3,865億円となり、前年より4兆2,075億円、率にいたしますと10.6%減少となったとのことでございます。

一方、本町の平成21年中の所得の状況は、約63億円となり、前年度より約6億円、率にいたしますと8.7%の減となったところでございます。その減少の主なものでございますが、給与所得が約4億7,100万円で8.7%の減、農業所得が約3,900万円で17.5%の減などとなっております。この金額を基にいたしまして、平成22年度の町民税が課税されるわけでございますが、現在、課税に向けて作業中でございます。今年度の税額がどの程度かは確定はしておりませんが、所得が減少しておりますことから税収も前年度より減額になるものと思われまます。

町政執行に対しまして、どの程度の影響があるかについてでございますが、現時点では推し量ることは難しい状況でございますが、町民生活に必要な事業につきましては、財政調整基金等を活用することなどで、できる限り影響がないよう対応していくとともに、徹底的な経費の削減と事務事業の見直しにより努力をしていく考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、未収金関係に関する徴収対策とその方法についてのご質問にお答えいたします。

平成21年度出納整理期間が終了いたしまして、未収金及び収納率につきまして、現在その数値の整理を行っているところでございます。詳しい数値につきましては9月議会の決算の中で説明申し上げることとなりますが、景気の低迷に伴いまして、町税をはじめ、使用料につきましても、かなり厳しい状況となっております。税等の徴収対策につきましては、平成20年度に税等徴収対策本部会議を設置いたしまして、現在は町長を本部長に管理職が一体となりまして徴収対策に取り組んでいるところでございます。年末や出納整理期間などには、税や使用料などの担当職員と管理職がチームを組み、臨戸徴収を行うなど対策を進めてまいりました。今年度からは滞納処分に関する基準を作成した上で、財産調査や差押などとともに行政サービスの制限等についても検討し、滞納処分に対して、

厳しく取り組んでいく考えでございます。

次に3点目の不納欠損処分の取り扱いと考え方についてのご質問にお答えをいたします。

税につきましては、一旦未納となり一定の期間が経過した場合は時効が成立し消滅することから、その未収金は徴収することができなくなります。本町は、時効を中断しているものを除いては、5年が経過したものを不納欠損として処分を行っております。しかしながら、県などの方法を調査いたしますと、差し押さえなどで積極的に時効を中断させることや、財産がない場合や滞納処分をすることで生活が著しく困難になる場合などは、滞納処分の停止を行い、3年で不納欠損処分を実施していること、また、徴収できないことが明らかなきは、即時欠損の方法で処理している事例もありますことから、今後、これらの方法について検討をし、有効と考えられる場合には積極的に活用するよう進めてまいります。

次に第4点目の国保税についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税は、医療費などで1年間に必要な金額から、国や県などからきます交付金を差し引き、最終的に不足する金額を税として加入者に負担していただく目的税でございます。今年度は、加入者の負担を軽減するため、第4次国保財政3カ年計画に基づき、国保支払準備基金から2,000万円の繰り入れをするとともに、一層の負担軽減を図るため、前年度からの繰越金から2,000万円を減税財源として繰り入れをしたところでございます。国保税の応能・応益の割合につきましては50対50が標準とされておりまして、本町もこれまで、50対50になるよう税率の設定を行ってまいりました。

しかしながら、医療費の増高に伴い、また課税額自体も増加していく傾向の中、本町の国保加入者の所得割課税標準額は、所得の落ち込みによりまして前年度より2億円以上、率にいたしますと16.4%減少しておりまして、応能割、特に所得割にかかる負担が重くなる傾向にございます。このような中、応能割と応益割を標準割合に近い50対50の賦課割合で税率を算定いたしますと、所得割の税率は大幅に上げざるを得ず、所得割のある加入世帯に大きな負担がかかることとなります。このため、所得割がかかるかたのうち、いわゆる中間所得者層のかたがたの負担が加重とならないよう所得割の賦課割合を下げ、税率としてはほぼ前年度並みといたしたところでございます。

なお、所得割の税率を抑えたことによりまして、相対的に応益割は若干引き上げられますが、低所得者につきましては7割・5割・2割の軽減措置がございまして、全体の6割のかたはいずれかの軽減措置を受けてございます。また、全被保険者に課税される医療分と支援分を合わせますと、均等割は3万300円で昨年度より300円安くなっており、世帯に課税される平等割は、2万5,900円で昨年度より700円安くなってございます。

減税財源として基金と繰越金から繰り入れをしたことによりまして、一人当たりの税額は前年度より5,814円、6.2%の引き下げ、1世帯あたりの税額も前年度より1万3,459円、8.2%の引き下げとなったところであります。いずれにいたしましても、税の徴収率を向上させていくことは、現在のような社会経済状況の中であっても、税の公平・公正な負担、また自主財源を確保する観点から徴収対策を積極的に進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 1件、いくつか質問をいたします。

まず、第1点目といたしまして、今ほどの定年制度と職員の定数の適正化、あるいはそれに伴う新規採用者とのバランスをどのように考えておられるのかということと、定年制の延長等は考えておられるかどうか、まずそれを聞きたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ご質問にお答えをいたします。

まず職員の定年と採用の関係でございますけれども、町では、ご承知のように定員適正化計画というものを策定いたしまして、平成26年の4月1日現在で120名の職員数とするように現在考えております。今年の4月1日現在が127名でございますので、これから7名ほど減少する計画でございます。その計画に基づいて退職者、それから採用者の人数のそのバランスを十分考慮いたしまして、年度によっては急激な、集団で退職する時期もでございますので、そのときに一斉にまた採用ということではなくて、計画的にある程度採用人数についてはバランスを取りながらやっていきたいというふうに考えております。

それから2点目の定年の延長というご質問でございますけれども、町といたしましては、現時点で職員の定年の延長については考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 職員の採用には、さまざまな採用方法、あるいは身分等がありますけれども、現在、正規職員以外、町で採用している方法やその条件というものはどのようなものがありますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 正規職員以外の職員といたしましては、委託の職員と臨時の職員という二つの種類がございます。一つは、委託職員につきましては、職務の特殊性、あるいは高度な専門的な知識、技能、そういったものを持っている場合には、委託契約という形をとっております。

それから、臨時職員で、臨時の雇用でございますけれども、これにつきましては、職員が、例えばお産のための産休、あるいは育児休業、さらには病気で休んだ場合の病气休暇の補充と、そういった一時的な雇用ということで採用するのが臨時職員ということで、その2種類でございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 現在のところ、運転技能職と申しますか、技術職と申しますか、正職員としては1名おられるわけでありまして。そして最近、そういった技能職、あるいは技術職というものは、募集はしばらくなかったと思います。これらは、今後どのような形での、早い話が募集とかそういうものを考えておられるのか。あるいはまた、以前、何かの形で聞いたときには、今後は技能職、技術職、運転等に関しては、そういった採用の方法はしないようなことも聞いておりますが、その辺はどうなっておりますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 いわゆる技能労務職の採用ということでございますけれども、これは国県等々からもいろいろと情報提供がございまして、できるだけ民間企業でできるような業務

については、民間の皆さんの人材活用ということでやっていただきたいということでございます。

したがって、町といたしましても、そういった民間でできるような、ある程度職種のなものにつきましては、できるだけ民間にお願いしていきたいというふうに考えておりますので、今後、技能労務職の職員、用務員とかいろいろございますけれども、そういったかたがたにつきましては、現時点では採用の考えというものはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 町長にお伺いします。定年後の再雇用や継続的雇用として、私はすべてがだめとは思っておりません。例外的には特別の技術や特別の免許を持ち、それに代わる人材がない場合や、その人がいないことによって町政や町民生活においてマイナスになる場合が考えられます。今度の採用はどういった要件にあたるものでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員の具体的な今回の委託に関する職員採用というのは、町長車の、いわゆる専門の運転手のことを指しておられるというふうに思っていますが、このことについては、議員もご承知だと思いますけれども、これは誰もかれもが、あるいはある日、面接をして、はいあなたということにはなかなか私はならないと、そこには、一つは、やっぱり信頼性、そしてまた安全性、さらにはこれまでの経験、技能、こういったことを判断をした中で、適任者ということについて採用をするということでありました。したがって、それに合致した内容であることでありまして、今回採用ということになったわけでございます。

したがって、これは先ほど言いましたように、雇用対策と、あるいはいろんな絡めながらの町長の姿勢ということも冒頭申されましたけれども、それには該当しないのではないかと。いわゆる必要性、執行上でどうしてもこの人の技能が必要だという場合については、私はそういう意味において、今回はこれに合致するというふうに考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今その特異性についての説明がありました。3月の当初予算を私は認めたわけですが、このようなといいますか、この人件費等が予算化されているということには勉強不足で気づかなかったわけでありまして。そして、町長運転手の再雇用の身分や待遇、あるいは今言われたような雇用制度の内容等、賃金、そういったものはどのような基準をもって、算定の根拠はどういうふうになっておりますでしょうか。また、この採用計画は、予算化されたということは、どの時点から計画されていたのでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回の採用に関する委託契約でございますけれども、委託契約に関する概要ということでございますけれども、今ほど町長が申し上げましたように、今回の採用の関係につきましては、その職務の特殊性を考慮いたしまして委託契約という形を取りました。その根拠としましては、自治法に基づく競争に付すべき、適さないと、競争に適さない業務の内容ということで、随意契約で契約をしたところでございます。

それから、委託料の積算等につきましては、これは仮にでありますけれども、再任用の手続きをとった場合、それに、これまで実績として時間外手当が町長の運転手でございま

すので、早朝、夜間、休日、こういったときにも常に出ておりますので、それらの時間外勤務手当の実績、それから通勤手当、これらを含めて積算したところでございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 特殊性ということで、ちょっとその辺が私は理解できないわけでありまして。結局それともう一つ、いつころからその人件費、3月計上になっていたわけでしょう、早い話が。なかったですか、この今の4月から採用する分の人件費というのは、3月予算には入っていなかったんですか。ですから、聞きたいのはさっきも言いましたように、定年を迎えるというのは分かっているわけですから、いつからその計画をなされたんですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 これにつきましては、職員が3月で定年を迎えるという部分と、予算編成の時期を考慮いたしまして、その時期を見ながら判断をさせていただきました。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 予算編成の時期というのはいつだったんですか。最初からこれは分かって、そういうふうにするというような形で予算化され、計画されていたことなんですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この運転手の関係につきましては、当初からその職員が定年を迎えるということが分かっておりましたので、その予算編成の時期からそういう考えを持ちながら対応させていただいたところであります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 その特異性に関しては、私も先ほども申し上げましたように、技能職そのもの、運転手等のことは今後採用しないというような方向で進んでいるものと理解しておりました。そして特別な場合にのみは、それは否定しませんよと私も思っています。ですから、町長確かに、町長付きの運転手とは、普通の運転手とは違い、また職員とは違うとは思っております。しかし、その人でなければならないのか、またこういう委託制度でやらなければならないのかということには、ものすごく疑問を持っております。といいますのは、今はっきり言いまして、これは最初から計画されて、最初から予算化される、そういう流れできたということですね。職員の再雇用等については、この天下り対象を含めまして再雇用する場合、雇用の透明性、あるいは公平性を十分に確保するような必要があると考えますが、今回はその辺はどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。町長お答え願います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この件については、今ほど総務課長から答弁しましたように、職務の重要性、そしてこの技能、信頼性、こういう判断の中で一時的な業務委託というふうにさせていただいたわけでありまして。これは、なぜその人なのかということについては、これを採用する判断のもとに、私はその判断によって対応したとこういうことでありますので、それが良いとか悪いとかという問題ではないと私は思っております。これは町政執行上、どうしても必要だということであれば、やはり透明性を明らかにしているわけでありまして、何ら問題ではないというふうに思っています。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私は、正直いってこの退職されるという時点で、今、正職員におられる技能職、一人おられますね、運転手。その人がそこにいて、そして技能職として採用、あるいはその欠けた分というか足りない分を民間委託するのか、あるいは臨時採用してそれをカバーするのかというような形で進むのかと思っておりました、正直な話です。ですが、今の話では、その特異性、確かにそれは普通の運転手、一般の運転とは違いますけれども、それほどそれじゃ町長車運転というものは、ずっとそのままいくということになるんですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　ですから、この業務委託というのは、永遠と続くわけではないですよ。今回は6カ月間の中での業務委託なんです。ですから、私は就任した段階において、やっぱり先ほど言いましたような三つの課題をきちっと対応できる人ということで採用したわけでありまして。したがって、これは行政の執行上の関係でありますから、あなたがどう考えようがそれはそれでいいけれども、しかし私の考えと違うから透明性がないとか、問題があるかということではないというふうに私は思っておりますので、今回はそういう業務の特異性の問題から採用したということでありまして。

○議長　9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　今、透明性がないと、そういうことは一言も言っておりません。問題をすり替えないでいただきたい。私はそういうふうにあるべきだとは申し上げました。それだけはことわっておきます。

それで、そうすると先に戻りますけれども、定年制というのは、ある程度その人材を育てる意味もあるわけなんですよ、今言ったように正規の職員で運転を業務とする人がいるとことは、じゃその人はどうなるんですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　質問の内容が私は理解できませんけれども、定年制は定年制なんです。そこで終わりなんです。業務によってその人の持っている能力や人間性や、あるいは技能、こういったことに対して、短期間でも必要だと、これは行政上必要だということであれば、それは一旦定年をしているわけですから、そしてそのかたにもう一度、短期間の中で、どうしても対応していただけないかということで業務委託契約をするわけです。ですから、その業務委託の内容までうんぬんということでは私はないと思うんです。執行上どうしても必要なんです。そういうことで採用したわけです。

○議長　9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　執行上どうしても必要だというのが分からないんです。今いる職員ではそれはカバーできないことなんですか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　そういうふうに判断をしたわけです。

○議長　9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私も理解しません。町長側としても私とは意見が合わないと、これはしょうがないですね、これ以上は。ただ、私としては定年、永く勤められて定年した、定年退職された。それによって、ただその人に対する感謝もありますけれども、若い人、あるいは

その人材を育てる上では、やはりそのポジションに違う人が就いて、そういった形での町政の執行というものは望ましいのではないかと、そのようにも思うわけですが、それだけは意見として述べておきます。

続きまして、税の関係です。大変前向きな答弁をいただきました。ですが、昨今いろんな意味で2、3聞いておきたいと思います。今、子ども手当での支給等が開始されました。振込み等の支給方法でありますけれども、その中に、先ほどの滞納、あるいはそういった意味での学校給食費とか、あと保育料の、使用料の滞納等があるかたが、もしあられるようなことがあれば、そういったかたがたに対しては説明して、振込みじゃなくて、窓口支給とかという形にして協力を求める、そのような方策は考えておられませんか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 子ども手当の件ということで、ちょっと私がお答えするのはどうかと思ったんですが、子ども手当については、税でございませうか、じゃ税に関してということでお答え申し上げたいと思いますが、実際に支給されるかたで税というものはございませう。ただ子ども手当という手当で自体が、そこにおられる子どもの子育て支援という観点から出されている手当ということがございませうので、それと十分勘案しながらというふうに進めています。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 いや今そうですが、だから、支給方法を変えてでも未納分とかそういうものを納付してもらうような方策は取れませうかと、そういうことです。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ただいまそういう方法は取ってございませう。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 現在そういう方法は取っていないのは分かっているんですが、今後そういった形での協力を求めるような方策は取れませうかと聞いているんです。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 先ほど申し上げましたように、子ども手当のこの支給の趣旨がやはりございませう。子育て支援のために行うということでございませうして、ただ、相談の中で、当然、税でございませうので、相談の中でそちらのほうにという話があれば別でございませうが、基本的には今の税としては今のままで進めていきたいというふうにご考えてございませう。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 先方からそういう話があればじゃなくて、徴収する側としてそういうことを協力を求めるような、そういった対応は取る考えはありませうかと聞いているんです。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 対応、今いろいろ検討しているところでごございませうして、議員おただしのところも含めまして検討していきたいというふうにご考えてございませう。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 あともう一つなんです、今、町では緊急雇用等、あとそういうことやっております。それによって前年53人、今年が20何人か、そういう人たちの給料支払い、本当は仕事がなく大変ではありますけれども、徴税やそういったことについての未納分が

あれば、やはり協力を要請するのが、やはり一つの筋だと思うんですが、その辺はどう考えておられますか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 税の関係でございまして、税の滞納されているかた確かにございます。基本的に税は公平公正の原則のもとに皆さん納めていただいております。そういった中で、やはり未納のかたがあれば、実際にご相談をしながら、じっくりと話を聞いて相談を受けながら、いかにその納めていただけるかということをもまずはご理解いただきながら納めていただくというのが原則でございます。

そういった中で、なかなか生活が厳しい、実際所得が下がっている中でございますから、厳しいという情報もございますので、そういった中で、一番いい方策を進めていくのに、まずは相談、それから実際にやっていくというようなことを考えてございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今答弁をもらいましたけれども、やはり町が雇用するとか、そういった関係者の中に関しては、せめて税の納税に対しては協力してもらおうような姿勢で臨むのが筋だと思いますが、その辺はどう思いますか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 重ねてご答弁申し上げますが、やはりそれは当人との関係がございしますので、やはり相談をしていただいて、そういう気持ち、相談の中でそういう気持ちをぜひ自主的に出していただくような形でうちのほうはご相談申し上げます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 国保税に関しましては、大変、前年より負担、そういったものが軽減されていると、大変喜ばしいことだと思います。ただ、私はこの税については本当に収納率の関係、あるいはそういったものがまじめに納めている人が、まだ納めない人の分まで負担するような、これは制度上のことではありますけれども、収納率を上げることによって、より負担が軽くなるというようなことがあります。これは税全般に及ぶものであります、担当課、あるいは先ほどの組織そのものに対しましては、町民に理解を求めながら不公平感のないような、そういった対策を取られることを要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長 暫時休議にいたします。(11時45分)

○議長 再開します。(13時00分)

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 11番、長谷沼であります。通告に基づきまして一般質問をしまいたします。

早いもので伊藤町長が誕生し、年4回の定例議会もこの6月定例議会で一順をするわけです。今までの議会でのやり取り、一般質問や質疑のことではありますが、伊藤町長は、率直に言わせていただきますが、言葉の持つ重み、言葉の責任などについて軽く考えているのではないかと思うことがいくつかありました。100歳への100万円支給であります。「30万円とする根拠とは」との質問に対して、その答弁は「特に根拠はありません」でありました。また「結婚祝い金を支給することによって、どれだけの効果を予測しているか」との質問に対しての答えは「未知数であります」という答弁でありました。また「町

長が乗る町の公用車の、西会津町という文字を消した理由なぜか」との質問に対しては、「特に理由はありません」などであります。それはさておきまして、今回は議会、議員との関係に絞って質問をしてみたいと思っております。

はじめに、「まちづくり基本条例」についてであります。町政を考える、執行する原点は、基本は、町の憲法ともいえる「まちづくり基本条例」に基づくまちづくりだと思います。そしてその実現は、「協働によるまちづくり」によって成しえるものと私は思っております。昨年9月の議会で青木議員が町長の施政方針、基本方針に「まちづくり基本条例」に触れていない、「協働のまちづくり」といいながら住民と行政という言葉はあるが、議会が入っていないと指摘されました。町長は当たり前のことだからあえて述べなかった旨のお答えをしておられました。

「まちづくり基本条例」には、いろいろな見方や考え方もあると思います。先ほども言いましたが、最も大事なことの一つに「協働によるまちづくり」があると思っております。住民、議会、行政による「協働のまちづくり」によって町政がスムーズに、そして確実に進展していくものと思っております。

そこでお伺いをするわけであります。町長は「まちづくり基本条例」を本当に尊重しているのか、先ほどの青木議員ではありませんが、議会が入っておりませんので、疑問がありますので「まちづくり基本条例」に対しての考え、特に「協働のまちづくり」にはどう対処してきたのか、またこれらはどう対処していくのかお答えをいただきたいと思っております。

今ほど、私は疑問と申し上げましたが、町長と議会、議員との関係でもそう思ったからであります。私は今回の質問にあたり、昨年9月の定例議会から3月議会までの議事録を簡単ではありましたが読みました。伊藤町長によりよい町政のために、実現のために議員の皆さんがたと、町長はじめ町側との真剣な議論を重ねていることが改めて実感できました。議員の皆さんがよりよい町政のために、町長の議会に対する姿勢や町政への取り組みなどを問いただし、町長はじめ町側は真摯に答弁をなされておりました。

町長と議会、議員との関係での町長の答弁は、9月議会では「議員の皆さんを軽蔑、軽視する考えは毛頭ございません」、12月議会では「町民、議会各位の意見、指導を賜りながら町政を執行してまいります」、3月議会では「議員には一切いじめられたとは思っていない、叱咤激励と思っております」、また、別な議員に対しては「議場での発言は重く受け止めます。十分な理解と協力をもらうように努める」などと、誠に立派な答弁をなされております。

しかし、これが本心からそう思っておられるのか、今までの発言を否定するような重大な発言を3月議会中になされたと聞きましたので、改めて議会、議員との関係、結びつきをどう深められていくのかお尋ねをいたしまして、私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11番、長谷沼清吉議員のご質問に、お答えいたします。

冒頭、町長の言葉の重み等々についてのご意見でございましたので、私は適切にお答えをしてきたつもりでございますが、100歳の100万円から30万円にしたことや、あるいは結婚祝い金の創設、さらには公用車の名前を入れなかったこと等々について例を出されました。私は、根っから素直でありますので、率直にお答えをしたつもりでございました。

けれども、そのことが町長の重みとしてとらえているならば、やはりこれまでの内容については、それなりに安易に提出したものではございませんでしたし、あるいはまた、この一つ一つの条例や、それに関係する内容でも十分に、その当時、議員の皆さんとそれぞれ意見交換をしたことをごさいますので、その中での、一つの言葉尻でそう受け止めておられるということであれば、やはり私も心外でありますので、そこは、私はこれからもこの言葉の重みということについては、これまで国会の中継とか、あるいは日本の国の総理のあり方とか、いろいろ勉強になりますので、地方議会の首長としても、そのことについては真摯に議員の内容について、重みを強く感じながら受け止めてまいりたいと、このように思う次第でありますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まずはじめに、「まちづくり基本条例を尊重しているのか」とのご質問でございますが、私は、3月議会定例会の所信表明の中で申し上げましたように、平成22年度の町政運営に臨むにあたり、「町民との対話」「地域経済の均衡あるまちづくり」「みんなの声を聞く町政」を基本理念に掲げ、西会津の新しい時代をつくるため、「まちづくり基本条例」のもとに、町民が主役となり、町民・議会・行政の三者が互いに信頼を深めながら、それぞれが役割と責任を自覚し、協働のまちづくりを推進することをお誓いしたところであります。

また、私は、基本条例に基づく協働のまちづくりを進めるにあたり、本年4月1日にスタートいたしました西会津町総合計画に基づき、町民提案制度の創設や町政懇談会の開催などを通して、町民の皆さんから多くのご意見をいただきながら、活力に満ちた豊かな町、町民の皆さんが夢と希望を持って「住んで良かったと思えるまちづくり」、さらには「みんなの声が響くまちにしあいつ」の実現に向けて、全身全霊を傾注し、町政運営に取り組んでいるところであります。今後とも、基本条例を十分に尊重し、町民の皆さんが主役のまちづくりを進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、「議会、議員との関係・結びつきをどう深めて行くのか」とのご質問でございますが、「協働のまちづくり」を進めるにあたっては、議事機関である議会と執行機関である首長は、まちづくり基本条例の趣旨を体しながら、まちづくりの主役である町民の皆さんが豊かで充実した生活を送ることができるよう、お互いの役割と責任を的確に果たし、理解と信頼関係を深めて行くことが大切であると認識しております。

そのためには、議会と首長が、町政における政策課題は何かを明確にするため、それぞれの立場で広報広聴機能を遺憾なく発揮し、町民の皆さんの意向を酌み取り、町議会の本会議や全員協議会などを通じて、十分に議論を交わしながら、町政の運営を行うことが、極めて重要であると考えております。また、3月議会でも申し上げましたように、そこで出されたご意見、ご提言等につきましては、十分に尊重しながら対応してまいりたいと考えております。

私たちの麗しき郷土・西会津町が、未来永劫へと発展し続けるために、お互いの立場を尊重し、対話と協調を重視することにより、信頼関係と絆が深まって行くものと確信しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私も言葉尻というふうにとらえているつもりは毛頭ありませんし、そんな

つもりで発言はしておりません。町長が西会津の目玉といいですか、トップの「100歳の100万、それを30万円とする根拠は」と聞かれたときに、「根拠はありません」というような答弁は、私はないだろうと。その後、あなたはちゃんと言っているんですよ。県下の平均を、100歳に現金を支給しているのを調べたら、平均が30万円でありました。そして、アンケートをしたならば、100万円を見直ささいという声が圧倒的でありました。最初からそういう答弁をなされるように、これからはお願いしたいと思います。

それは今回のテーマではありませんので、それだけ言っておいて次に進みますが、いわゆる「協働によるまちづくり」に対して、青木議員ではありませんが、議会が最初入っていなかったわけです。だから私も、今まで町長の言動を見ていて、議会というものを「協働によるまちづくり」に議会というものは本当に重要な役割を果たすのかなど、そういう疑念があったので、改めて聞いたわけでありました。「協働によるまちづくり」は住民、議会、行政が一体となって推し進めていくということには間違いございませんでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は、ただいまの議員の質問に対しては、今ほどの答弁の中で、議会と町民と、それから行政の関連、これについて詳しく述べたつもりでございますので、そういう立場をご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そこでお尋ねしますが、町長は町への、町長への提案制度をもうけられました。非常にいいことではあります。ところが、町民の皆さんがたの提案は、町側に対してだけではありません。議会に対してもありました。あるいは教育委員会、農業委員会も行政機関として町とは違うわけですから、そういう機関にもこういうことで町長の提案制度をもうけますので、その関係の提案があった場合には、そちらへ回しますのでよろしくという、いわゆる気配りをしなければ、本当に「協働によるまちづくり」を議会とやるとするならば、あってしかるべきであったと思いますし、あるいは町長が昨年10月ですか、宮古島市長を表敬訪問なされました。そのときの地元の新聞によりますと、伊藤町長は、これまで議員同士の交流がない、交流を考えてほしいと宮古島の市長さんに提案をなされたという記事がありました。議会には、議長には何の話もなく、このことを提案なされているわけでありましたが、なぜ提案の前にそれなりの手続きを踏まなかったのか、疑問ありますのでお答えをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の議員の質問等を拝聴をして、これからどんどんどんといろいろな具体的な項目が出てくるのかなとこう思っているんですが、議員の当初のこの通告でありますと、具体的なことというのは何ら出ていない、方針だけなんです。それについてすぐさまここでコメントをするということにつくと、またあとで議員が、あのときああいった、こういったとこう出てきますので、それはもう少しテーマであれば、あるいは具体的なことであれば、事前に私もそれなりに身構えながら、しっかりとした答弁をしたいというふうに思っていたところではありますが、せっかくの議員の質問でありますので、まず提案制度につきましては、私は冒頭から、この提案制度をつくる際にも、実は農業委員会、あるいは教育委員会、あるいは議会の皆さん、こうしたところまで波及するというふうなことまで

は想定いたしませんでした。いわゆる町長への便り、あるいはまた町行政に対するいろんな角度からのご提言と、あるいはご提案ということでありまして、もしそういうお考えで、これからそれに関する農業委員会、あるいは教育委員会、議会の皆さん、具体的な内容が出てきましたならば、これからでも遅くはないわけでありますので、議員のその内容については十分に拝借しながら、対応してまいりたいと、それぞれの機関に、こういう内容でそれぞれきましたということに対応していけばいいのかなと、こんなふうに思っています。

それから、宮古島市との、市長との表敬訪問をいたしました。宮古島市でも市長は新しくなったわけでありまして、私も新しくなったところでありまして、お互いに意見交換をする中で、その一つに経済交流、それから食改さんとの健康をキーワードとしたこれからの健康を維持して、お互い交流を進めていきたいと思います。あるいはこれから本当に交流を進めていくということであれば、議会の皆さんとのこともこれから必要になってまいりますということで、機会があれば、どうか宮古島市のほうとも議会の皆さんとの交流もお願いしたいものだと、こういう判断のもとに話が出たわけでありまして。

ですから、私が議会の頭をいって、そしてそのことについて約束をしてきたとか、あるいは何の議会の承認も得ないで、勝手なことをしてきたとか、そういうことでは決してありません。先ほども議員が言われましたように、すべてこれから進めていくには、町だけではなくて議会の皆さんの声というのも大事にしなければならぬわけでありまして、当然お互いの首長の話の中においては、そういう議会の皆さんとの意見や、あるいは考え方というものも今後必要としなければならぬという立場の中において、お互いの交流というものも相手方もあるわけでありまして、そうした意味合いの中で話の過程の中で出てきたわけでありまして、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町長というのは絶対的な権限といいますか、権力といいますか、それだけの責任と地位があるわけでありまして。私はトップに立つ人は、何ら気を遣っていることはないんだ、気を遣うのはおれら、絶対力のある人のしなければならぬことは気配りなんですよ。議会に対しての気配り、職員に対する気配り、もし議会に対する気配りがあるならば、宮古島市ではいきさつ上そうなったということでありまして、そうなったならばなつたように、議長には、議会にはこういうことで議会のことも提案してきましたので、いうふうにするのが私としては町長としての気配りではないのかなというふうに思ったから質問をしたわけでありまして。やはり、それだけの権力、権限がありますから、言葉には責任を持たなければならぬと思っております。

先ほど申しましたが、議会ではいじめられたとは思っていないと、叱咤激励を受けていますということでございますが、これは町長も私も、五十嵐議員も招かれて、町政懇談会がありました。町長のあいさつの中で、議会ではいじめられています、議員にいじめられている旨のお話がありました。私もそこに同席してましたから、これに反論しなければそれを認めたことになってしまいますので、私にもあいさつをさせていただきましたので、私はその時こう申し上げたわけでありまして。それは議員がいじめてるんでないんだよ。なぜ9月議会で問題になったかというのは、町長が200何十万円でしたっけかね、その予算のないのに黒塗りの乗用車を処分してしまったと、議決をしないうちにそういう行為をし

たので、議員のわれわれがいろいろと発言をしたんだよと。実はそういうようなチェックの役目は伊藤町長が議員7期もおやりになって、それを立派に果たしてきたんですよ。今度は変わってわれわれがそのチェック機能を果たす役割になったからだよと、いうお話を申しあげました。この件に関してはどうお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はこの一般質問というのは、具体的な内容に対して、町政にかかわる問題に対して、的確に質問がありますれば、それに行政がどう対応するのかということの内容だと思っております。私が町政懇談会にいろいろな話したこと、あるいはどこかに視察にいった、そこで話したこと、それはまったく行政とは関係ないとは言いませんけれども、果たしてこういう場所でお互いの意見交換だけでいいのだろうかというように疑問は、実は持っているところであります。

それはそれとして、議員がおっしゃっておりますように、町長というのは、権限もあるし、またそういうことなんだということでもあります。私はそういうことを意識して行っているつもりは毛頭ございません。やはり責任の重みということについては十分にこれは認識しているつもりでございます。ですから、これまでいろんな分野にわたっても、それぞれの立場に立って、そしてそういうこと以外の中には、気配りや目配りが足りない点もあったであらうけれども、なるべくならばそういったことを心がけて進めていくことも大事だなというふうにご考えてございます。

それから、蛇足ではありますが、議員と一緒に集会所において、町長のあいさつの中でいじめられているということを行った言わないということではありますが、確かに私は、ある意味で、本気になって、これは何かそこら辺の喧嘩をやっているわけではありませぬので、そのいじめられているという言葉の意味というのは、決してそういう意味ではございません。やはり多くの皆さんの中において、実は町長、新しくなって大変だねと、こういうようなこともあるわけでありませぬ。いやそうでよと、議会の皆さんにいろいろこう意見を言われたり、いじめられたりしながら大きくなっていきますよと、そういう意味合いの中で実は使っている言葉でありますので、これを議会の皆さんを前にして、ここで正式な言葉でいじめられておりますなんていうことは、それは私だって良識がありますから、そういうことは言うつもりはありませぬし、言えないんですよ、そういうことは。ですから、そういうことの問題については、広い意味において心の中でしっかり受け止めておいていただければいいのではないかなとこう思うのであります。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そう思いたいんですが、町民はやっぱり西会津の最高の責任者だと。町長のお話なさること、やること、皆さん注目をしているわけでありませぬ。特に、すべてリセットして新しい町をつくっていく。であるならば、やはり町長としての発言は、どの場であろうとも慎重にすべきであろうと。私はそこで思い出すわけでありませぬ。私も余計なことをしゃべったりするほうでありますから、私が議員になったときに、高目のあるおばあちゃんといひませぬか、おばあちゃんからこう言われました。「せいちゃん、鉛筆で書いた字は消せるけれども、しゃべったことは消せないぞ。お前も気をつけろ」私をずっとその人は応援してくださいました。私もその言葉を肝に銘じてはおりますが、なかなかやはり

相手に誤解を与えるようなこともしゃべったりしておりますが、私は議員 14 人の 1 人です。あなたは 8,000 人町民のトップでありますから、そこら辺を重く、常に受け止める必要があるだろうと。

地方自治法を見ましたならば、第 6 章、議会、第 7 章で執行機関ということであります。執行機関よりも先に議会が述べられてあります。これは執行するよりも議会での議決が大事だよというようなことで、1 章、議会のほうが先に書かれているのかなという気がしました。先ほども申しましたが、伊藤町長は 7 期おやりです。先ほど佐野さんもおっしゃっておられましたが、山口町政に対しては厳しい姿勢で臨んで、女流将棋は 3 回も修正動議を提出なされたというわけであります。やはり、議会での議員の発言というものは本当に強く受け止めてもらわなければならないわけであります。

しかし残念ながら、3 月の議会中に賛成できなげうんぬんというお話を議員になされたということを知ったので、こういうことを取り上げなければならないわけであります。私は、町長の政治姿勢は 3 月議会で、9 月からいろいろやってきましたが、3 月議会でも私も取り上げましたし、清野邦夫議員も取り上げて、これで本当に伊藤町長は議会との関係では、われわれの言うことを本当に受け止めてくださると思っていたら、3 月議会中での発言でありますので、なぜそういう発言をされたのか理解ができませんので、お話していただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員も長くやっておられるから、あえて私からいうつもりは毛頭ございませんけれども、質問の内容については、私個人のその姿勢というものも大事でありますけれども、しかし、3 月の議会を持ち出したり、あるいは過去の言葉を持ち出ししながら、やり取りをするということについては、私はあまり一般質問の内容には向かないのではないのかなというふうに思っているところであります。やはりそういったことは、ご自分のご意見として、申すべきことについては私はきちっとそれを受け止めていきたいというふうに思っているわけであります。

したがって、具体的なこれからの町政がどうあるべきかというそういう認識のもとに、町民と一体となったこれからの施策という大事なところについての議論であれば、私もそれに対して本気になって対応しなければならないと思いますけれども、しかし、これずっと振り返ってみて、自分の足跡を一つ一つたどられて質問されるということになってくると、その当時いったい何を自分がしたのかということをもう一度、事前にであれば考え直すこともありましようけれども、たった今、そこであなたあの時なんて、どういうものを何したのかとこうやられれば、それに答えようがないという場合もあるわけですよ。そういうことをやはりしっかり考えながら対応していただければいいのかなと私は思いますが、せつかくでありますので、地方自治法における議会の対応、あるいは議会のあり方ということについては、私も十分にそのことは承知しているつもりでございます。いろいろな課題がありましたと思いますが、そういうことについては、今後、私自身、指摘があればしっかり直していかなければならないし、反省しなければならない点は反省をして、議会の皆さんとこの町のために一生懸命対応するつもりであります。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 何て言ったらいいでしょうかね、それぞれ曲がりなりにも町長、議員、政治の現場にいるわけでありまして。国会や県会等などは本当に何年も、何十年も前のその人の発言を問題にされるわけでありまして。私はそこまで言うつもりはありません。私個人に対してのことであるならば、それはそれでいいわけでありまして。ただし、対議会、議員に対して、本当に三者による協働のまちづくりをしてきたのか、していくのか、ここの1点なんですよ、私の質問は。

それは最後に余計な心配するなど、そうしていくということであるならば、心配しないでいいわけでありまして、ただ私が今あげたように、これだけの対議会に対しての心配り、地方自治法による議会の位置づけ等にそぐわないようなことが見受けられるので、冒頭申しましたように、力を合わせて町のためにやっつけよう、これは議員皆が町をよくしたいということをやっているわけです。

われわれも選挙があれば何百人、あるいは何千人と会って、皆さんの声を聞いてくるわけですから、それを質問したりするわけでありまして。ぜひ、変なことでのやりとりではありませんで、いい町長になるためには、議会というものをもっと大事にしていかなければ、いい伊藤町政ができないと、私は心配しているわけです。そこら辺、ぜひ心配しなくていいよと高らかに宣言をしていただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 高らかにというのと、これ声、大きくなってしまったりしますが、そうではなくて、やっぱり議員がおっしゃるとおり、私も首長になって間もないわけでありまして、そういういろんな指摘については甘んじて受けていかなければならないというふうには思っております。対議会との関係につきましては、何回も言うようでありますけれども、お互いに信頼関係を持ちながら、そして切磋琢磨して、お互いに議論をしながら、そしてこの町民の皆さんの、あるいはこの西会津のためにお互いが頑張っていかなければならないということ高声らかに申し上げたいと思います。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 最後にします。伊藤町長が誕生してから4月まで副町長不在でした。職員のかたがたはなかなか大変でありました。今度は事務方のトップとして副町長が職員の先頭に立って、町長には申すべきことは申す。「これは違います」というようなことで、いい西会津町ができると思っておりますので、副町長のこれからの責任あるお仕事振りをご期待申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今ほどは大変11番から町長の姿勢などについて、大変熱心なご質問がされたんですが、私は議会の本質からいって、議会というのはやはりその、町の執行のやり方、そしてその疑問、そしてまた疑義をただすのが私ども使命だと思って、そういう観点に立って政策面で質問を若干いたします。これは、2番と類似しておりますが、私は私なりの質問をしますので、相当の答弁をお願いしたいと、このように思います。

それではまず、要点だけを質問いたします。それではまず最初に西会津町小学校適正配置についてをお尋ねします。これは「広報にしあいつ」6月号に「小学校は早期に5校を1校に統合する。統合場所は新築で西会津中学校の隣接地とすると、及び統合校舎は当面、

既存の野沢小学校を活用するが確認される」となっております。当面ということは、どのように解釈すればよいのかと、将来新築する考えなのかを伺っておきます。

次に、西会津町内の小学校の廃校利用についてお尋ねします。群岡、新郷、奥川、黒沢地区に廃校になっている校舎を有効活用して、地域の活性化を図れないかということでございます。例えば、※印やりましたけれども、高齢者の憩いの施設と、これはちょっと説明加えなければならない、憩いというのは健康と生き生き学習のようなものを、やはり高齢化になれば孤独にもなるし、そして世間でいう問題になっている痴呆症にもなるし、そういうのを防げる一つの手法として、私はここにあげたわけですから、そのようにとらえてください。

そしてもう一つは、地域の特産物の加工施設などに利用するような施設を図ることなどで、地域の活性化をすべきと思われるがどうかということでございます。

三つ目としましては、雇用についてお尋ねいたします。今度の町の臨時雇用人数は何名であったのかと、町内町外の人数と、今後の雇用計画について伺いますと。※印としまして、以上、質問しますが答弁は簡明にしてください。

以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 12番、長谷川議員の、雇用についてのご質問にお答えをいたします。ご要望でありますので、簡単にお答えを申し上げたいと思います。

本町では、景気の低迷に伴う、雇用情勢の悪化に対処するために、今年度においても国の「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出基金事業」を活用しまして、合わせて6事業で15人の雇用を図るため、事業費2,710万円を当初予算に計上いたしました。

現在まで5事業、11人の雇用を開始しまして、11人のうち10人は町内のかたであります。また、残りの1事業、4人については、現在、事務手続きを進めており、今月中には雇用できる予定となっております。

今後についてであります。県の追加要望があれば、積極的に要望しまして、一人でも多くの雇用機会の創出を図ってまいりたいと考えており、現在、各課に町として必要とする事業の構築を指示しているところであります。また、2番多賀議員にも申し上げましたが、町といたしましては、昨年度に設置しました「雇用促進対策窓口」や、今後設置します「無料職業紹介所」を通して、企業と求職者の橋渡しを積極的に行い、企業支援と雇用対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

このほかのご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 12番、長谷川徳喜議員の小学校適正配置についてのご質問についてお答えいたします。

小学校の統合にあたっての町の考え方につきましては、2番、多賀剛議員の質問の中でお答えしましたように、町では、小学校適正配置審議会の答申を尊重し、「小学校統合に向けた町の基本方針」を定め、これに基づき具体的作業を進めて行く考えでございます。

小学校校舎につきましては、新校舎整備までの間、暫定的に既存野沢小学校校舎を活用

して開校し、新校舎は、西会津中学校の隣接地に新築整備する考えであります。整備にあたっては多額の財源を必要としますことから、まだ整備日程の決定までにはいたっておりません。本年度中に基本構想の策定を行い、来年度には基本設計業務を実施し、国の補正予算などが生まれ、有利な財源により整備ができる場合には直ちに対応が可能な状況まで、作業を進めておきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に廃校舎の利活用についてのご質問にお答えいたします。

町には廃校舎を含め多くの遊休施設があります。このような施設は、貴重な地域の資源ととらえ、町としましてもその有効活用について検討してまいりました。それらにより、旧新郷中学校は国際芸術村として、旧群岡中学校の一部は高齢者健康増進施設に、旧教育委員会庁舎と、旧すわ保育所につきましてはテレワークセンターとして再活用が図られております。

また、本年になり奥川地域づくり会議の皆さんから、「奥川保育所を地域来訪者にそばを提供したり、地域の物産品を販売したりといった、奥川地区を元気にする活動のために活用させてほしい」との要望がございました。

町としましてもこのように地域の皆さんが自ら地域活性化等の活動を行おうとすることに対しては、積極的に支援をして行く考えであり、貸与の方向で検討しているところでございます。

今後はさらに四つの小学校が空いてまいります。議員からは、「高齢者の憩いの場や地域特産物の加工施設にしてはどうか」との貴重な提言をいただきました。2番、多賀議員の質問の中でも申し上げましたように、施設の活用方法によっては、耐震補強等の課題も生じます。費用対効果等についても十分に調査を行ったうえで、使用可能な施設については、積極的に活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今ほどそれぞれの質問に対して答弁がなされたわけではありますが、私は冒頭に申し上げたとおり、2番、多賀君とは類似しておりますがと私、申しているんですから、あなたがたから、昨日、多賀議員に申し上げたとおりなんていうことということ自体がおかしいんだよ。多賀議員は2番、私は12番、12番も2番も一緒にしているの。とんでもないよそんなの。そういうところから入ります。

小学校統合について、担当課長から答弁ございましたが、これは小学校の統合については私もやむを得ないと思うのよ。なぜならば、今年、奥川小学校で1人でしょう。そして新郷で2人、尾野本、群岡でおのおの8名、辛うじて野沢小学校で24名、合わせて45名しかいないのよ。それは私は当然これは合併して、一日も早くそういった子どもの競争意識を高めて、そういう統合したいと、私も望んでいる一人ではございます。がしかし、ただ、これは統合小学校の何とか委員会とか、その答申でしょう。答申はこういうことを出されたということであって、まだこの答申を受けてどうするかということ、まだ私分からないときに、広報あたりがこうやっているんですよ。「小学校の新築であります、町の基本方針では統合小学校の校舎は西会津中学校の隣接地として、新築整備に向け速やかに検討を開始するが、整備するまでの間は野沢小学校の既存校舎を活用する」、これ決定されたんですか。私はこんなことは、あなたがた答申を、何とか委員会を受けただけでも、私

は一議員としてこんなこと聞いてないですよ。それは先ほど申し上げたとおり、生徒が少ないから統合するのはやむを得ない、がしかし、小学校の新築は中学校付近にするとか、こんなことあなたが勝手に執行部がやっているんでしょう、これが私は問題なんですよ。まだ議会も何も通していない前に、広報あたりに出して、そういうことがちょっと出過ぎているのではないかと、私はこう思うから質問しているんですよ。

それと、これは三つ目に私が申し上げるのは、新校舎の建設は大きな財源を要し、直ちに事業を着手することは困難であるが、国の補正予算等有利な財源が生じた場合には、直ちに対処できるよう下記のとおり準備作業を進めると、1、基本構想策定業務、平成22年度事業に対応。9月補正予算に計上。今、私が申し上げたとおり、まだ議会も通していないのに、勝手に9月の補正にあげるとか、これあなたがた出過ぎているんじゃないんですか。こんなことはとんでもないですよ。もっと慎重に慎重を期して、町のそういった適正何とか委員会の答申があったけれども、これでひとつ全員協議会とか、町と議員のね、いわゆる協議会とか、そういうのをもうけて、それからこうすべきで、一言も何もなくて、こういうことを勝手に9月の補正予算に計上するとか、中学校付近に新築をするとか、それだけなめているんですあなたがた、そんなことはだめですよ。私はそう言いたい。

それでその基本設計業務は平成23年度事業で対応だと、23年度事業で対応、こんなことまであなたがた勝手に決めておかしいでしょう、これ。どんな感覚でここまで来たんですか。その点、一問一答だから全部やるわけにはいかないな。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 小学校統合に向けまして、小学校適正配置審議会というようなことで6回にわたり審議をいただいていたことはご承知のとおりだというふうに思います。それで、5月11日に答申が出されたわけでございます。小学校統合に向けては、町の小学校5校を1校にするわけでありますから、よりよい小学校をどういった形で整備していくのが一番ベストなのかというような形で審問をしたわけでございます。それで、その地域の小中学校の関係者、さらには町の議員の皆さんにもご参加いただいたわけでありますが、そういった形でご審議をいただきまして、答申をいただいたということで、町としてましては、この答申については最大限に尊重しなければならないだろうということで考えたわけでございます。その答申が出されて、直ちに町の小学校統合に向けた基本方針というようなことで、今後の統合小学校の進め方について教育委員会とも協議をしながら、町として方針を定めたわけでございます。そういったことをもとにして、今回の議会でも議員の皆さんにご説明をしているわけございまして、そういった方針を発表しているということでございます。

したがいまして、先ほど申し上げましたように、今年度、基本構想の策定業務等は、今年度予算を確保して、9月の予算で確保して実施したい、基本設計業務については23年度事業で来年度の当初予算に計上して実施したいと、これはあくまでも町の方針でございますので、当然、補正予算を取る場合には議会の皆さんにご議決をいただかなければしょうがないわけでありますから、そういった形をお願いをしていくというようなことでございます。

さらには、この基本方針につきましては、今回の議会で、まず議員さんがたにご理解を

いただくということで、全員協議会の場でこの内容についてご説明をさせていただいたところでございます。この議員さんがたの説明をまず一番先に行って、それから今度地域への説明会というような形で、今後の進め方として進めていくというような考え方を持っているところでございます。

中学校の隣に新築をするとか、そういったことにつきましては、答申の中の附帯意見として付された事項でございます、そういったことも含めて尊重するという形で実施するという考えでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、担当課長からる説明があったけれども、私の申し上げているのは、まだ、これ大変な事業なんです、学校新築というのは。まず最初に一番重要視しなければならないのは財源の問題ですよ。私はまだ見積り聞いたわけでもなんでもないけれども、これは今、普通の家だって4,000万、5,000万という時代ですから、一つの小学校となればこれ何十億もかかると思うんですよ。そういった財源の拠出というか、それらからまず考えて、まだまだこんなところまで進むのはちょっと早いんじゃないんですか、あなたがた。もっとそれらをよく下調べと申しますか、そういうことを十分練って、それでこういうふうにもってくるのが筋ですよ。それを今回の議員のあれでもって承認を得て、補正予算組むとか、23年に取り組むとか、それだけあなたがたは議会を軽視しているんだよ。

だから私は言いますけれども、これ率直に申し上げますけれども、私まわりくどいの嫌いだから、いいですか、去年の野沢小学校の学校校舎及び体育館の耐震補強ということで工事しましたね。私は中身は分かりません。外からみる限りでは、すばらしい学校になりました、あの外装。しかもその耐震工事にかかった経費、工事代はなんとこれ2億1,000何がしと、巨大な工事代がかかっているんですよ。率直に申し上げれば、これから生徒の数、語弊がありますけれども、生徒が多くなるんだったら新築工事もこれは考えますけれども、今年45名、来年55名になるわけがないんだから、そういうことを考えた場合には、当面、野沢小学校で、あなたがた、既存の小学校を校舎に活用することになっておりますけれども、私はできれば、あのように立派になった野沢小学校で結構十分できると思うんですよ、西会津統合小学校は。そういうことを私は考えた場合には、先々あなたがた先走って、こういうことを出すことそのものがおかしいでしょう。

そして私は財源のことを申し上げますけれども、あまり長々になってはなはだ恐縮ですけれども、いいですか。これ平成21年度の借金といえはちょっと軽いと申しますか、一般会計でもって67億8,000何がしあるんですよ。それと特別会計、これは下水道、農集排と、戸別排水、国保、簡水、水道、こうなっておりますけれども、合わせて116億何がしあるんですよ。それでこれ西会津は、このような借金を背負っているんですよ。これをまたさらに何十億とかけて工事をすれば、いくら起債が有利な起債といっても100%の助成はないでしょう。100%の助成があるんだったら明日にでもやりなさい。いくら条件がよくても70%そこそこでしょう。そうするその30%は町負担とこうなるんでしょう。そうなった場合どうするんですか、あなた。

今、町で返しているお金もついでに言わせてもらいますけれども、いいですか。これ大変なあれを払っているんですよ。平成21年度、一般会計の返済額でもって8億2,000万

以上あるんですよ。8億2,000万以上、言葉では簡単ですよ8億というけれども。それに伴って21年度の町税収入見込み額で6億1,000万くらいしかないんですよ。6億1,000万くらいしかない町税収入見込み額に対して、8億も返しているんですよ。それにまたこの小学校を新築となれば、それに上乘せなるでしょう。こういう借入を平気でやっているあなたがたの、その肝っ玉が私は分からない。やっとう返済も徐々になくなってきたのに、またその理想の小学校だと、子どもは子宝だと、次世代を背負って立つ子どもだ、それは私は理解していますよ。

がしかし、こういう財源を考えた場合には、もっと慎重に慎重を重ねて、新築が果たして妥当かどうか、野沢小学校でそれはなんとかならないのか、まだまだ検討する余地が私はあると思う。あなたどうですか、その考えは。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 それでは、いろいろお話が出されました。一つ一つお答えしたいと思います。

まず、財源の問題というようなことをごさいました。それで、まだ小学校につきましては、西会津中学校の隣接地につくると言っただけでありまして、実際にその費用がどれだけかかるかも全然町の段階でまだ分かりません。さらには、昨日もお話したように、西会津中学校の校舎をできるだけ活用しながら小学校をつくりますというようなことも同時に申し上げているところをごさいます。その場所、どこに整備をしたらいいのか、その費用はどれくらいかかるのかと、そういったことをきちんとつかむために、まず基本構想というのを策定したいというようなことをごさいます。

さらには、基本設計までやっておきますと、先ほど申しましたように、国の補正予算など組まれた際には、直ちに取り組めると。先ほど70%、起債を借りてやれば70%で30%は町の持ち出しですよというような話をごさいましたが、西会津中学校の整備の際には、有利な起債を、補正予算債を利用したということで、実質的には総体経費30億を超える額だったわけでありましたが、実際は町の持ち出し、最終的に1割にも満たない額で済んだというようなことをごさいますので、そういった機会を逃さないでいきたいというようなことで、基本設計まで準備をしておきますと、そういった有利な補正予算などを組まれた際には直ちに着手できるというような段階まで進めておくというようなことをごさいます。したがって、まだ整備時期がいつになるのかというようなことは言える状況にないということでもあります。

それで、野沢小学校の活用というような話をごさいました。町としましては、適正配置審議会、一生懸命ご審議いただきまして、やはり5校を1校に、西会津町唯一の小学校だというようなことをごさいますので、新築をして、さらには中学校と連携教育をすることが望ましいというような答申が出されたところをごさいます。町としましては、そういったことを最大限尊重しながら、それに沿った形で今後の整備をしていきたいというふうに考えたところをごさいます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 だからそれは、議長が言ったように、いわゆるやるといったんじゃなくて、そういう方向付けを示したというけれども、これ非常に町民の皆さんは関心を持って、私

も何名かの人に、小学校新築は必要ないと、そういう答申がうんぬんだ、また町のあれはというけれども、やはりそういう大きな事業となれば、町民の意向というか、アンケートも取って、大半の人がこれよしというならばいいという人もおりますよ。そういう非常に町の緊迫した財政を心配しているんですから、もっと慎重に慎重を重ねてやらなければ、まだ基本方針を出したという、6月号にちゃんともう載せているんでしょう。そういう点で非常に関心があるということは私は申し上げたわけですから、軽率に23年度予算などにするとか、それからこれこれ6月号に書いてありますけれども、中学校付近に隣接地として新築整備に向けて速やかに開始するんだとかね、こういうことを出すから町民の皆さん、大変心配している、私も心配している一人なんですよ。

だから要は、これ以上、いくら次世代を背負う子どもであっても、今、国の方針だって今やっているでしょう、民主党でもって、これは国のレベルだから関係ないといわれるか分からないけれども、これ参考までに将来を見据えた場合には、今920兆と1,000兆に近い赤字国債を持っているんですよ。それを国では5年経ったら半分にすると、10年経ったら黒字にすると、こういう方針を立てているんだから、中学校の場合にはそういう起債があったけれども、それを当て込んでいいのかということも疑問が出てくるわけなんですよ。それやって悪いとはいわないけれども、もっと慎重に慎重を加えて、そしてやるべきだと、こういうことを申し上げておきたいとこう思います。

それで、問題を変えます。問題というか、質問を変えます。

西会津小中学校の廃校利用についてを申し上げます。廃校利用についてもあなたがおっしゃったように、2番議員に申し上げたと、2番議員に申し上げたといって、私が聞いているんだから、やはりきちっとした答弁をしてもらわなければ困る。例えば、高齢者の憩いの施設と言ったんだけど、これは説明を加えますと、やはり最近、痴呆症とか、そしてそういった歩けない老人とか、そういった非常に健康問題が危惧されているんですよ。そういうことで、その廃校を利用して、そしてそういった施設にできないのか、またその加工施設に活用して、農家生産の向上を図れないかと、こういう質問なんですから、もっと私の質問をよく聞いて、そして答弁しなければだめだと思うんですよ。

そういうことで、この問題はもう一つあるんですよ。例えば、今廃校になれば、今、町の財産になるんですから、そうなった場合の増改築は国や、文部省あたりの補助対象にならないんでしょう。町独自でやらなければならぬということになるんですよ。耐震工事にしてもなんでも。かと言って、今、老人のそういった施設に貸すとか、またその、加工場にするといったって、もし町の財産となれば、それで災害が発生した場合には、結局その補償と申しますか、それは町で背負わなければならない、そういう問題もあるし、だから一部はそうやっていろんな使っているというけれども、それはどういう考えでおられるのか、もう一度その点について。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 廃校校舎の再利用についてのご質問でございます。高齢者の福祉施設、それから加工施設というようなお話が具体的にございました。まず、高齢者の福祉施設というようなことで、大規模に活用していくというようなこととなりますと、先ほど答弁で申し上げましたように、野沢小学校以外は耐震補強というその工事がなされていないわけ

です。地震がきた場合には何らかの影響が出る恐れがあるわけでございまして、公の施設というような形で活用しようとするすと、そういったことも出てきますということになります。先ほど野沢小学校の場合は2億円近くの耐震補強の費用がかかったわけでございますので、そういった経費をすべての学校にかけて補強をして使いましょうというような形にはなかなかちょっとできないのかなということでもあります。

その中で加工という話がありました。校舎の一部を加工場に地域の皆さんが活用していきたいというような話、そんなことを想定されてんのかなというふうに思うわけですが、4月の黒沢での懇談会の中でも、地域の皆さんからそういう活用はできないかなというような話が出てまいりました。そうした活用の仕方であれば、特定の皆さんが生産施設として活用するということでもありますので、耐震補強とか、そういった大それた改修工事は必要ないのかなというふうに思います。

それにしましても、地域の皆さんが私たちこんなことやりたいんだというようなことが町のほうにご提案されてきましたら、町でもその加工場の整備にあたっての補助制度だとか、そういったことをうまく活用しながら応援していければいいのかなというふうに思っています。

それで、先ほど補助の制度の話がございました。廃校を利用して、それを地域活性化のために宿泊施設みたいな形で活用していきましょうということであれば、国の補助制度も実際にはございます。そういったものを活用して改修することも可能です。ただ、そういった形で大々的な活用というようなことにつきましては、本当にそれを、本当にそれを今後とも利用しながら地域活性化のために役立てていくんだというような、結局は取り組み態勢といいますか、活用態勢が整った際には、そういったことも利用できるということでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 加工施設についても答弁がなされたわけですがけれども、実際私このことを考えたときに、その生産農家、キュウリなんですけれども、何人かに聞いてみたんですよ。あなたがた、今のハウス栽培を含めて農協出荷しているようだけれども、規格に合ったものは農協出荷できるけれども、曲がりキュウリとか、細いものとか太いものはどうしているんだと、そしたらそれはそれなりに、その農協で規格外として受け入れるんだと、それは契約先は会津天宝味噌あたりで受け入れるんだから大丈夫なんだと。それともう一つ問題は、われわれ手薄で、生産するのが目いっぱい、私もこれ安易に加工施設なんて書いたけれども、加工までの手はまわらないと、そういうことを申しておる人もおりました。

がしかし、地域の活性化、そして農産物の付加価値を高めて、農家に収益をあげるといふそういう意味合いからすれば、何らかの方策、施策でもって、やはり山菜、ウド、ワラビ、タケノコ、西会津は豊富にあるんですから、そういうものを含めて、それらをどう対応すべきかということは真剣にやはり考えるべきではないのか。あなたがた、ただ机の上で想定しているだけではだめなんです。足を使って農家をまわって、どういう問題があるんだと、じゃ販路契約はどうなるんだと、会社なんか菌茸栽培なんかものすごくやっているでしょう、大々的に。いろんな問題があると思うんですよ。それを含めてどのように旧校舎を利用するのか、またその農業に対してはどうするのか、もっと真剣に考えて対応

すべきが、あなたがたの使命、仕事だと私は思うんですが、農林課、担当課含めて、どのように考えているんですか、こういう問題は。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 廃校利用というご質問の中での答弁でございますので、参考にさせていただきます。ご意見は承りまして、町としても検討していきたいと思っております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 参考にするのはだめなの。あなたがたは、やはり公務員は公務に何しなきゃならないんですよ。国家公務員は国家国民のために奉仕しなきゃならない、あなたがたは地方公務員なんです。地方住民のやはり奉仕者にならなければならないの、今大変なときに、農家の所得は低い、そして採算の取れない農業を、そういった後継者問題を含めれば、もっと真剣になって西会津は農業が基幹産業なんです。どう取り組むべきかということを実際に考えてもらわなければ困るの。参考にしますなんて、そんな答弁ないよ。

○議長 12番に申し上げます。今、さっき企画情報課長も答弁の中で申し上げましたが、加工栽培の問題と廃校利用について、別々に質問されたほうがよいかと思っておりますが、一問一答式ですので、あくまでも廃校利用についてのみ答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 あなたは議長の権限として、あなたはそうおっしゃるかも分かんないけれども。

○議長 権限じゃないです。決め事です。

○長谷川徳喜 私はね、これ虎の巻持ってきているんです。質問とはとこうなっているんですよ。「議員がその町村の行政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めることである」と、この辺、私の特権なんです。あなたに言われるまでもないんです、私はそういうことを考えていますよ。せつかく年に4回しかないんだから、多少のそれ道はあっても、それはあなた大目に見ろというのはおかしいけれども、そういう感覚でやっぱりやってもらいたい。

以上です。

○議長 それは私も分かっています。だけど、うちのほうの議会は一問一答式でということ、これ決まっているんですよ。あれもこれもなんでもしゃべっていいのかと、そんなことはありません。

○長谷川徳喜 関連しているんだから、そんなよそ道まったく入っているわけではない。

○議長 漬物工場と廃校利用は関連していません。

○長谷川徳喜 議長、関連していますよ。廃校、今、統合小学校に向けて、おのおの地区の学校は空くんだから、それを加工施設にしたらどうですかと、その廃校を利用して農産物の加工をされないかと、私はそういうことを申し上げているんです。ちんぷんかんぷんなことは私申し上げておりません。

○議長 それでは、整理します。あくまでも廃校利用についてのみの答弁に限定します。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 農業新聞や、あるいは現代農業などについて、私もときたま見ることがあるわけ

ですが、全国では廃校を利用して加工場をもうけたり、あるいは特産品をその中で展示をしながら直売所として利用しているようなところもございます。ですから、そういうことも一つのアイデアだと私は思っております。しかし、これから、現在も廃校ありますけれども、今後地域に合った活用の仕方ということについては、先ほども担当課長が申しましたように、参考にさせていただきながら、地域においてはそういう使い方もあるのかなど。

しかし、全校舎をすべてこれを使うとなるとなかなか耐震の補強の関係で非常に難しいということで、その中での加工場の一部として対応するというのであれば、使い道もあるのかなど、そういうことありますので、今後そういうことを含めながら地域の皆さんといろいろな意見交換をしながら、今後、廃校になった場合について、あるいは普通財産になった場合についての対応の仕方については計画をしまいたい、ということでも臨んでいきたいというふうに考えております。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 じゃ時間の関係上、質問を変えます。

次に、雇用についてを質問させていただきます。先ほど町長の答弁もあったけれども、11名雇用、あと4名とかといったんだけど、これはやはり近々にあとのどのくらい雇用するとか、そういうお考えあるんですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 雇用についてのご質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁で申し上げましたのは、今年度の予算で15人の雇用ということで、2,710万円、予算計上しております。現在まで15人のうち11名の雇用を実施いたしております。残り4名につきましては、現在雇用の手続き中でありまして、今月中にはその4名も雇用される予定でございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 その予算の関係、あなた言っておられましたけれども、私はこの前の雇用の状況など私はちょっと聞いたんですけど、この雇用人数に対して38名とかの応募があって面接をしたと、このようにも聞いておるんですが、そのとおりなんですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 ただいま議員がお話されたとおり、前回の面接では30名を超える応募がございました。38名近い数です。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私はこれにも一つ問題があるんですよ。この予算の関係だとあなたがた言いたいと思うんですけど、この際だから省略して、ああじゃこうじゃ省略しまして、ざっと町の財政、先ほど私は一生懸命尋ねたんですけど、今、財政調整基金というのがありますね、町で。これはその目的としてましては、緊急な地震、災害、水害、そうした予測できない災害について、それに対応する、そういった予備費といったらおかしいけれども、それに充てなさいというのがこの目的でしょう。それは分かるの。だけどこれ5億というのは、私20何年も議員させていただいていますけれども、私の記憶では、決まりがあると思うんですけど、2億ちょっとくらいだと私は記憶しているんですけど、5億というその基金が本当に必要なんですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 財政調整基金の話でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

21年度末の財政調整基金の残高につきましては、ただいま議員がおたしありましたように5億を超えた金額がございます。正確に申し上げますと5億1,700万ほどございます。この財政調整基金は、今ほどお話がありましたように、災害があつたり、いろんな緊急事態が発生したとき、あるいは年度間の財源調整、こういったものに活用するというのが大きな目的でございますけれども、昨年度実施いたしましたように、緊急の単独の雇用、そういった要望が大きければ、またこういった基金の活用も十分できるのかなというふうに考えております。

それから、この基金の適正な額と申し上げますのは、いわゆる町の標準財政規模があるわけでございますけれども、これは町といたしましては、約35億でございます。その1割が、いわゆる財政調整基金の適正規模というふうにいわれておりますが、近年では各いろんな自治体の状況を見ますと、1割以上を確保しているというのが実態でございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今ほど、その35億の1割と、どんぶり勘定で3億5,000万ですね。したがって、その5億何がしとあるんですから、これ世界的に不況、またリストラ、首切り、そして、どうしようもなく途方にくれている。わが西会津だっているんですよ。先ほどあなたがた募集、募集といったらおかしけれども、15人しか採用しないところに38人もくるんですから、東京大学よりひどいですよ、競争率が。そういう現況を考えた場合には、5億何千万があるんですから、一部取り崩しても5,000万ぐらい、2,000万とか1,000万とかみみっちいことっていないで、5,000万ぐらい崩しても、そういう緊急雇用対策に向けても、私は何ら不思議はないと思うの。これもやはり西会津町民の活性化、そしてまた救済になる大きな一つの使命ではないかと私はこう思うんですよ、町長いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 財政調整基金は、そういうところに活用するというのも一つの方法かなというふうには思いますけれども、まず整理してお答えをしたいと思いますが、今回の15名の中で、38名が応募して、東京大学の入学よりも高いというようなことでありますが、この精査を実はしてみました。この行い方は西会津だけで応募しているわけでは決してありません。これはハローワークを通じて対応しているわけでありますので、詳しい町内と町外の応募者については私、実際そこに面接に携わっていたわけではありませんので、それは必要であればお答えしたいと思いますけれども、多分半分以上は西会津外からではなかったかなと記憶しておりますけれども、町外は10名を超えているようであります。したがって、それは喜多方かその辺の管轄でありましょう。本当に西会津町のかたで仕事が、今本当になくて大変だということについては、ある意味においては現在ぎりぎりの線まで対応しているという状況でございます。

これから、また各課に指示しておりますから、今後、そういう臨時的に対応すべき事業があればすぐに出してくださいということでありまして、すぐに今後、県のほうでもこれらの事業が追加でくるという予測をしておりますので、そういったところがあれば、町と

して手をあげて、しっかり対応していきたい、議員のおっしゃる内容について、町としてできる限り対応していきたいというふうの方針として持っておりますので、ある意味では一生懸命職員も頑張っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは、今の町長の答弁にあったとおり、やはり財政調整基金も災害に匹敵しているんじゃないかと私のそういう理解に対して、またご理解賜ったことは、大変私もうれしく思っております。

それで、これ以上、時間的に私も持ち時間あるんですけども、あとのかたにも影響しますので、終わりに、伊藤町長は先ほど11番の長谷沼議員から相当な激励の言葉があって、これ以上私から申し上げることはないんですけども、いわゆる西会津の過疎問題、そして不景気問題、すべての落ち込んだこの西会津の行政改革ということで、あなた自らが給料半分、退職金半分、ボーナス半分ということでマニフェストに書かれて当選したんですから、大変大勢の町民があなたの、伊藤勝だったらやってくれるんだという期待があるんですから、その期待に応えて、どうかその町民の、やはり生活向上安定のために、ひとつ頑張ってくださいることを私は申し上げまして終わります。

以上です。

○議長 暫時に休議にいたします。(14時36分)

○議長 再開します。(15時00分)

14番、清野興一君。

○清野興一 日本共産党の町議会議員、清野興一でございます。私は、今回2項目について一般質問をいたしますので、明快なご答弁を求めるものです。

その第1は、福島県会津地域地方税滞納整理機構なるものが、会津地方振興局と会津管内13市町村が参加し設立され、4月から業務を開始したと聞いております。この整理機構は、県職員と市町村職員が相互併任方式のもと、個人住民税を中心とした市町村税滞納の回収や整理に取り組むとしておりますが、振興局も認めているように、法律や条例によらない任意の組織だと説明しておられます。この任意組織が相互併任方式の辞令というものを発行できるのかどうか、その点をまず聞いてみたいと思います。

そして、振興局が記者発表資料として出したものの中に、組織形態及び事業内容というところで、県と市町村の職員が相互に徴税吏員の身分を併せ持ち、協働で滞納整理にあるとされております。そしてまたこの機構の中には、特別滞納整理チームと、そのチーム以外の市町村とに区別されておりますが、西会津町は特別滞納整理チームには加盟しておらず、それぞれ自分の市町村の滞納案件を処理するチームになっております。最初、組織の性格というものが分かりませんでしたので、質問項目にあげましたが、これはこの振興局が発行した記者発表資料でもちゃんと任意組織と書いてありますので、この組織の性格については答弁は結構でございます。

今回、特別滞納整理チームには加盟しておりませんが、将来も加盟しない方針なのかどうか、こういうあやふやな任意の組織になぜ加盟する必要があるのか、私はこの機構からは脱退したほうがいいんじゃないかと思いますが、町の考えを伺うものであります。

2項目目に、町政執行上の若干の問題点ということで2、3お尋ねしますが、奥川健康

マラソンも 35 回目を間もなく迎えようとしておりますが、私もこれ大変不勉強で、実行委員会が主催者だとばかり思っておったので、この予算書に補助金とあがっているものをまったくなんの疑問も抱かずにそのまま賛成してきたわけではありますが、ポスターをよくよくみれば、町と教育委員会と民友新聞社が主催者なんです。

主催者であれば、補助金としての公金の支出、これはどうもなじまないのではないかと、いうよりも、むしろ主催者であるならば、事業費として計上するのがいいんじゃないかと思うんですが、補助金の支出は適当なのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

2点目は、何人かの議員も取り上げておりましたが、なつかし Car ショーそれで町の施設である駐車場を、これは町は無償で貸したと思うんですが、駐車料金を徴収したと。しかも 1 台 300 円という具体的な例まで出ていましたが、これは駐車料金を徴収するには、実行委員会は町と相談があったと思うんですが、どのような理由で駐車料金を徴収してもいいという許可を出したのかどうか。徴収することに問題はないのかどうか。

次に、町民バスの料金体系の見直しであります。現在は 10 キロ以上、10 キロ未満、これによって 100 円、200 円の差が出ておりますが、町民バスの運行にあたっては、料金収入というのは、非常に微々たるものじゃないかと思っております。むしろこれは町民の足の確保というサービス、町民サービスの一環としてやられること、そういう事業だと思っておりますが、この問題についても私は何回か取り上げてきましたが、一向に改善の兆しがありません。早急にこの現行料金体系を見直す考えはございませんか。

以上で総括的な質問を終わりますが、一つ武藤君の質問の中で、町民税務課長が「滞納者には行政サービスの制限も考えている」とこのような答弁ありました。それは実際に実行するという前提のもとで、そのような発言がされたのか、この点については町長の町としての統一見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 14 番、清野興一議員のご質問のうち、町政執行上の諸問題の中で、町民バスの使用料見直しについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、町民バスは、誰もが気軽に利用できる公共交通手段として、統合中学校が開校することに合わせ、平成 14 年 4 月 1 日から運行を開始いたしました。スクールバスとして通学をしている中学生や高校生から、買い物や通院の足として利用している高齢者まで、幅広く多くの町民の皆さんにご利用いただいているところであります。運行時間や運行回数、さらには路線の変更といった点については、毎年開催をしておりますバス交通体系整備検討会議の中で、委員の皆さんから意見をいただきながら、より利用しやすい改善を行いながら運行に努めてきたところであります。

私が主要事項報告の中で申し上げましたように、これまで運行していた路線に加え、本年 4 月からは、バスが運行されていなかった集落、いわゆる未運行集落でありました弥生、弥平四郎、小杉山、大滝の 4 集落へ新たに運行を開始し、改善を図ったところであります。

さて、おただしの、この町民バスの使用料は、平成 14 年 4 月の運行開始から今日まで、大人は 10 キロ未満で 100 円、10 キロ以上は 200 円という安価な料金に設定しております。おただしの町民バス使用料の見直しについてであります。町にありますさまざまな使用

料がございますので、この際見直しをするにあたって、併せて、これらを含めて検討をしていくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

なお、最後の質問の中で、町が行っておりますサービスの中において、先ほど9番議員の武藤議員がサービスの件についておただしがございましたけれども、その中で統一見解を求めたいということがございますが、これは滞納の一つの手段として、こういう対応もあるのかなということ、いろいろ検討してきた内容の一つでございます。したがって、実施する段階においては、ただその具体的な内容等がございますので、そういうことが可能かどうか、十分精査をしながら実施にあたっては検討してまいりいというふうにて考えてございます。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長から答弁いたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 14番、清野興一議員の町政執行上の諸問題についてのご質問のうち、奥川健康マラソン大会のご質問にお答え申し上げます。

ご承知のとおり本大会は、緑と溪流と山菜の里の自然豊かで人情味あふれる奥川路を堪能してもらい、生涯を通して愛好することができるマラソン競技を多くの人に楽しんでもらい健康づくりに寄与する目的で、昭和51年に奥川へとへとクラブの皆さんなどの手により産声をあげたところでございます。

当初は、町体育協会奥川支部などが主催、奥川へとへとクラブが主管となり開催しておりました。町からの補助金は、第10回大会から支出しておりました。そののち、大会の規模がだんだんと大きくなり運営上の問題などから、平成8年の第21回大会から、町と町教育委員会、町体育協会、民友新聞社が主催、奥川健康マラソン大会実行委員会が主管となり、町から団体育成補助金として実行委員会に支出してまいりました。さらに、平成15年以降は、町体育振興事業費補助金交付要綱に基づきまして、町補助金として実行委員会に支出され、現在にいたっております。

今まで、地方自治法をはじめ、法令・規則等に基づいて実際に大会を運営していただく実行委員会に補助金を支出してまいりましたところから、補助金の支出については適正であると考えております。しかしながら、町など主催者と実行委員会との関係につきましては、より整合性を図るべきと考えられますことから、町をはじめ関係機関、団体で組織する奥川健康マラソン大会実行委員会を名実ともに主催者とするよう、次年度以降改善を図ってまいりる計画でございますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ご質問のうち、会津地域地方税滞納整理機構についてお答えをいたします。

ご質問のありました福島県会津地域地方税滞納整理機構とは、本年2月22日に、福島県内では初の滞納整理の組織として設立し、6月1日から本格的に活動を開始したものでございます。議員がお話申し上げましたように、この組織は任意の組織でございまして、県と市町村の税務の職員が相互に併任するというによりまして、県職員と市町村の職員が協働になって徴収や研修、これらを行うことによりまして、個人住民税をはじめとした市町村税の滞納整理の推進と徴税技術の向上を狙ったものでございます。事務局は、議

員もおっしゃったように会津地方振興局の県税部にございまして、実際に活動する場合は各市町村ということ为原则としております。

今回、この機構には、管内全ての 13 市町村が参加をいたしました。しかしながら、他の市町村にまで出かけて徴収を行うという、特別滞納整理チーム、これには 5 市町が参加しております。会津若松市・柳津町・三島町・金山町・会津美里町の 5 市町でございます。

西会津町は、滞納処分についての基準を定めている段階であることから、現在のところ、このチームには参加しておりません。しかし、チームには参加しなくとも機構自体には参加いたしましたので、事例の研究・搜索、動産差押などがございますが、預金調査、インターネットの公売など各種債権の徴収方法を学ぶことができます。また、本町での徴収困難なケースがある場合には、県職員と一緒に徴収することもできることから、その効果は期待できるものと考えます。

したがって、現在のところ、この機構から脱退するとの考えはございませんし、また、条件が整っていないことからチームには参加をしておりますが、参加するか否かは 1 年ごとに見直すこととしております。今後のチームの活動実績、またその機構での他市町村の動向を踏まえながら進めていくというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 14 番、清野議員の、町政執行上の諸問題のご質問のうち、西会津ふるさととなつかし Car ショーについてお答えいたします。

まずはじめに、主催者は誰かのおただしであります。4 番、荒海議員と 7 番、五十嵐議員にもお答えしたとおり、17 団体で組織しております西会津クラシックカーで元気な町へ実行委員会が主催となり開催しております。

次に、町の無料駐車場を借りて、駐車料金を徴収することに問題はないのかのおただしであります。イベントの会場となったさゆり公園とふれあい交流施設は町振興公社が指定管理者として管理している施設であります。施設利用の承認は、条例によりまして指定管理者である振興公社が行うこととなっておりますことから、駐車場を含めた今回の施設利用については、実行委員会から振興公社に申請がされているところであります。

なお、今回はじめて駐車場料金を徴収することとなったことから、承認にあたっては、振興公社から施設の設置者である町に協議があったところであります。

町といたしましては、このイベントが交流人口の拡大につながるとともに地域の活性化に結びつく事業であること。駐車料金とはいえ、実際は運営のための協力費的な意味合いであること。営利を目的としたイベントではないこと。これらを総合的に判断して承したところであり、問題はないものと認識しております。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 町長にお尋ねしますが、これ通告には出していないので、そうお尋ねするのどうかと思いますが、滞納者に行政サービスを制限するということは、まったく考えていないわけではないと、いずれやるときもあると、そういうふうなお考えですか。その場合は、もちろん条例などを制定してやると思うんですが、私は今のこの、誰も税金を滞納機構でもそうですけれども、税金を駄々こねて払わないというのではなくて、払えば食べ

ず、食べば払えずという、やむを得ない状況で払えないという人が大半だと思うんですよ。それを行政サービスの制限までやるというのはいかがなものかと考えるんですが、再考されるお考えはございませんか。

あと、バス料金体系の見直しというのは分かりました。

それから、健康マラソンについても、補助金が名実ともに補助金だと、誰が見ても分かるようなふうに変えていくというふうにお答えになられておられますので、これも了解いたしました。

ただ、なつかし Car ショー、これについては、17 団体に組織する実行委員会だから、町の所有で、設置である駐車場での料金徴収ということが問題であって、別にこれ入場料というか見学料、こういうものを取ってやれば誰に文句も言われることもないと私は考えるんですよ。町が無償提供しているところから金を取ると、取らざるを得ない理由というのも、何番だっけ、8 番議員あたりにもちゃんと広域連合からの補助金も切れてと、金ないのが分かるから、どこかしらで徴収しなければならぬ理由は分かるけれども、俗っぽい言葉でいえば、人のふんどしで相撲取るような、そういうことはするなと、そういうことを指導するのが町の役割だったんじゃないかと思うんですが、終っちゃったことだから、来年からの続けてやるのであれば、そのように指導すべきではないかと私は考えますが、再度その点についてお尋ねをいたします。

町民税務課長に再度お尋ねしますが、これは1年間やってみて、その効果なり、それで判断するというんでしょうか。この機構への加入については、負担金とかそういうものは発生してくるんですか、こないんですか。それと、私は分からないのは、任意組織であって、相互併任方式だと、そういう辞令というのは誰が出すんですか、そういうのは何法に、公務員法ですか、そういうものに抵触しないんでしょうか。そして徴税吏員の身分、これは徴税吏員というのは、一自治体の中においても特別に徴税吏員の証明書、発行していますね。公金を扱うこういうあれが、任意組織だというのがどうも分からないんですよ。何ら法的に問題ないと言い切れるんだったらそれで、そして、組織体制をみると、チーム員を含む 13 市町村の併任職員が連携支援すると。そのことによって捜索など単独市町村では困難な滞納整理も可能になるんだと言っておるんですが、これをもうちょっと平たくかみ砕いて言うとうどういうことなんですか。

○議長 14 番、清野議員、一問一答方式で。

町長、伊藤勝君。

○町長 バス料金の体系の問題については、いろいろご指摘ありましたので、これは統一したほうがいいのかなど、その場合いろんな委員の皆さんとか、あるいは町民の皆さんのご意見ありますので、その際に十分にその中で検討し、できれば統一でも、サービスの提供という意味からはいいのではないかというふうに考えております。

それから、サービスの滞納者の一時的な停止という言葉で使わせていただきたいと思いますが、これは私が、この徴税等の対策の委員長ということになりまして、やはり税の公平性、あるいは使用料の適正な支払いと、こういうことからすれば、先ほど議員がおっしゃいましたように、本当に払えない、そして生活の苦の中でこういう状況になっているということも、やはり認識をしなければならないと思います。

しかし、これは西会津町としてではなくて、いろんな一般的なことでお聞きになっていたと思うんですが、中には、やっぱり競売にかけるべきものもあるというようなことも、全国的なこの清算する中で出ているわけでありまして。西会津町はまだそうしたことはやっておりませんが、しかし町としてのこれからの公平な税の徴収ということについては、こうした場合については、やはりどういう対応の仕方があるかということで、いろいろと協議をしているところでありまして、その中の一つとして、いわゆるこの現在さまざまなサービスを提供しているわけでありまして、一時的なサービスの停止というようなことも、やはり考えなければならないのではないかと。

これについては、やはりどういうサービスがあるかということについては、これからいろいろ検討しなければならないし、あるいはどういう場合においてこれを適用するかということも必要でありますし、あるいはおっしゃるとおり、条例等が必要であるということであれば、やはり法的手続きを取ってきちっと対応をしなければならないというふうに思っておりますので、この点については、もっと整理をしながら対応していきたいというふうに思っています。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 なきかし Car ショーの駐車料金の件でございますが、議員おただしのおり、町の無料駐車場を使って駐車料金を取るということでは、誤解をまねくということでございますので、来年度以降につきましては、入場料ということで、実行委員会と町で十分協議をして進めてまいりたいと思っておりますのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 会津地域地方税滞納整理機構の関係でございますが、まずこれにつきましては、1年間というような形でやらせていただいております。1年後のことでございますが、これにつきましては、答弁の中でも申し上げたんですが、どれだけ効果といたしますか、実績があがるかということと、今回、加盟は13市町村ということで、全部足並みをそろえて機構に入ったということもございまして、それらの動向をみながら来年は考えていきたいというふうに考えております。

あと加入に関してなんですが、負担金というものは特にございません。この組織でございますが、任意組織ということでございまして、ある意味では試行的な組織というような形でございます。今回、県職員と市町村職員が相互の併任という形で、お互いの市町村長、あと知事が辞令を出す形で、相互併任という形でやらせていただいております。したがって、違法性はございません。

お互いに徴税吏員証を持ち合うことによりまして、県の税、あと市町村の税あるわけですが、どちらも徴収ができるような形で、今回連携をしているというような内容でございます。これまでも、地方税法48条の関係で、滞納処分の特例ということで、県の職員のかたが市町村にきたときに、一緒に徴収をするということをしておったわけですが、今回、相互の併任辞令を出すことによって、それがスムーズに進むという点がございまして、

あと連携して滞納整理ができるということでございまして、実際それだけではなく研修の機会ということで、県のほうでも任意組織ではありますが、一応そういう形で皆さん入っていただくことによって、さまざまな意見が聞けたり、またいろいろな方法を学ぶこと

ができるということで、そういう点でも福島県で一番初めにできたものということで、期待をしているところでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 先ほど差し押さえについてもお触れになりました。それで、国税徴収法では、差し押さえをしなければならない財産というのは、75条でこと細かく書いておりますね。町の税もこの国税徴収法に準用したようなことでやっておられるのか、それとも町は町で差し押さえ財産にはそういう国税徴収法を遵守するなんてことは考えていないということなのか、どちらですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 たたいま差し押さえの関係でご質問がございました。議員おただしのおり、国税徴収法ということで、地方税につきましてもそれを準拠する形でやっているところでございます。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(15時37分)

平成22年第4回西会津町議会定例会会議録

平成22年6月16日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	11番	長谷沼 清吉
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	長谷川 徳喜
3番	青木 照夫	8番	佐野 悦朗	13番	清野 邦夫
4番	荒海 清隆	9番	武藤 道廣	14番	清野 興一
5番	清野 佐一	10番	大沼 洋平		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	農林振興課長	佐藤 美恵子
副町長	和田 正孝	建設水道課長	酒井 誠明
総務課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	高橋 謙一
企画情報課長	杉原 徳夫	教育委員長	矢部 征男
町民税務課長	成田 信幸	教 育 長	佐藤 晃
健康福祉課長	藤田 潤一	教 育 課 長	大竹 享
商工観光課長	新田 新也	代表監査委員	廣瀬 渉

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健一	議会事務局主査	齋藤 正利
--------	-------	---------	-------

第4回議会定例会議事日程（第6号）

平成22年6月16日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 西会津町一時保育事業条例
- 日程第3 議案第3号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 平成22年度西会津町一般会計補正予算（第1次）
- 日程第9 陳情第2号 給水施設の整備を求める陳情書
- 日程第10 陳情第3号 「非核三原則」の法制化を求める議会決議・意見書採択の陳情
- 日程第11 陳情第4号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書
- 日程第12 意見書案第1号 「非核三原則」の法制化を求める意見書
- 日程第13 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第14 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第15 経済常任委員会の継続審査申出について

日程第16 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第17 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議員互助会総会)

(議会広報特別委員会)

第4回議会定例会議事日程（第6号の追加1）

平成22年6月16日

追加日程第1 議会案第1号 西会津町議会基本条例調査特別委員会の設置について

追加日程第2 西会津町議会基本条例調査特別委員会委員の選任

○議長 平成 22 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

12 番、長谷川徳喜君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 議案第 1 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、地方税法の改正に伴い改正を行うものでございます。

主な改正点は、会社から解雇をされたり、また、会社が突然倒産したことによる失業、いわゆる非自発的理由によって失業し、その結果、国民健康保険に加入したかたは、在職していた際の保険料と比較して負担が過重とならないよう、所得の中に給与所得がある場合には、その給与所得は 100 分の 30 に相当する額とみなすことで、所得割を算定できるようにするものでございます。

失業いたしまして国民健康保険に加入したかたで、これに該当するか否かにつきましては、公共職業安定所からの雇用保険資格者証に記載された離職理由で判断することとなります。

次に、期間ですが、所得を 100 分の 30 に相当する額とみなす期間は、離職をした日の翌日の年度とその翌年度まででございます。

地方税法の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことに伴い、公共職業安定所、また本町においても、該当者への制度の周知と窓口での対応をとる必要があったことから、議会を招集するいとまがございましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、専決処分により調製をいたしましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは議案書に基づき改正内容についてご説明申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

まず、第 23 条でございますが、ここは、国民健康保険税の減額について定めたものでございまして、地方税法の改正に伴いまして、第 703 条の 5 は、第 2 項が削除され 1 項のみとなりましたことから、文言の整理を行うものでございます。また、軽減の判定となります金額は 33 万円でございますが、これまでの条文の引用から金額の記載に変更したものでございます。

また、軽減の判定となります被保険者数は、後期高齢者医療に移行した被保険者数も含めて計算することから、「特定同一世帯所属者」の文言を追加するものでございます。

次に第 23 条の 2 は特例対象被保険者等に係る国民健康保険税額の課税の特例について

の規定でございます。先ほど、主な改正点でご説明申し上げました、解雇等により失業し国民健康保険に加入されたかたの課税の特例についての条文でございます。総所得金額に給与所得が含まれている場合につきましては、給与所得を100分の30に相当する金額にみなすものでございます。

次に、第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告に関する規定でございます。これは先ほどの前条の該当者につきまして雇用保険受給資格者証などの証明書を添付して申告しなければならないという旨の追加でございます。

次は、附則に関する規定でございます。第2項、第7項、第13項及び第14項は、文言の追加と引用法令の名称の変更に伴う整理でございます。

最後に、本改正条例の附則でございますが、第1項は施行期日を定めるものでございます。平成22年4月1日からとするものでございます。附則の第13項及び第14項につきましては、法の施行日が平成22年6月1日でありますことから、同日の平成22年6月1日から施行とするものでございます。

第2項は適用区分でございます。改正後の規定は平成22年度分の国民健康保険税から適用するものとしたしまして、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　23条で改正案では金額が33万円となっておりますが、現行の法第314条の2第2項に規定する金額と掲げてありますが、この金額とは何万円なんでしょうか。

○議長　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　この23条に書かれております33万円ということで今回変えたわけでございますが、もともとこの条文にございます金額が33万円でございます。条文で明記したもののから金額のほうに変更したということで、33万円ということで変わってございません。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　これは非自発的な失業による人の救済だと思うんですが、西会津で実際この救済によって救われるという人はどのくらいの人数がおられるのかということと、もう一つは、これは国が決めたことだからいたし方ないとしても、今まで雇われていた人は何かしらの健康保険に入っておられたと思うんですよ。それを失業したからといって、国保に入れると。なぜ、現在この非自発的な失業になった人が、その保険で救われないのか。本当は、2年間その保険で救ってやれば国保でそんな収入のない人を救ってやるという必要はどこにあったのか。まったく国保はごみだめみたいに、もう所得がなくなれば全部国保で救うという国の政策のやり方というのは腹立たしくて仕方がないんですが、町長なんかはその辺どう考えておられますか。以上です。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　この制度については、今ほどのやつに関して言えば、選択制ができるのではない

かなというふうに私は思うのであります。例えば今まで入っていた社会保険、そして国保、それはどちらでも選択はできるのではないかなと私は今ちょっと考えていたんでありますけれども、その点定かであれば担当課のほうではっきりとさせたいと思いますけれども、通常であれば、実は私も会社に努めてご相談をしましたらば、あなたどちらでもいいんですと、こういうことであります。

ですからそのかたが社会保険の継続制でいてそれでいいのか、あるいは国保に加入した場合についてはこれだけの金額ですよということで明示をされまして、この倒産の場合についてはどうかちょっと分かりませんが、言ってみればいわゆるそういう自治体に負担のかかるようなことについては非常に私は残念な制度であるというふうには思っております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 まず1点目の西会津町でこれに該当するかどのくらいあるかというご質問でございますが、公共職業安定所、いわゆるハローワークでございまして、この場合喜多方が一応管轄してございます。そこでは、うちの町分だけというような調査をしてないようございまして、現段階ではどれくらいのかたが実際にいるのか、またこれからどれくらいになるのかということもございまして、そちらについてはちょっと不明でございます。

なお、相談という形でハローワーク、または本庁のほうにこられているかたはございますので、これから実際該当されるかたはお見えになるのかなというふうに思っております。

もう1点でございまして、失業したかたが国保に入ることとございまして、先ほど町長から話があったように、退職という形でやめられたかたについてはそれまで入っていた保険に引続きしばらく入ることができるわけなんです、会社が倒産したなどそういう形で失業という形になりますと、今の国の制度としましては国民健康保険のほうに入ってくださいというような形でございます。

なお今回、国民健康保険に入ったかた、100分の30ということで7割分数字が軽減されるということで、今回国としても救っておきたいということでございます。なお、その分100分の30ですから、100分の70分実際そのかたについては納める額が減るわけですが、町としましては、その分は保険基盤安定制度、また、特別調整交付金という形で国から補てんがまいりますので、そういう点は心配ないというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分承認については、承認することに決しました。

日程第2、議案第2号、西会津町一時保育事業条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第2号、西会津町一時保育事業条例の制定についてご説明をいたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でも申し上げましたが、子育て家庭のさらなる支援を図るため、保育所等に入所していない児童の保護者が傷病や出産、介護等などにより家庭での保育が困難になった場合、保育所において児童を一時的に預かる一時保育事業を実施するため条例を制定するものであります。

それでは条例案をご覧くださいと思います。

西会津町一時保育事業条例。第1条は、趣旨でございます。この条例は一時保育事業に関し必要な事項を定めるというものであります。

第2条は、事業の実施です。一時保育は町長が指定する保育所で行うといたしまして、現在、基本的には芝草保育所を予定しております。

第3条は、対象児童ですが、一時保育の対象となる児童は、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施の対象とならない満1歳以上の就学前児童で、次の各号のいずれかに該当するものとするということでございまして、この中の児童福祉法第24条第1項の規定という内容でございますが、これにつきましては、保育に欠ける児童は保育所で保育をしなければならないという内容でございまして、したがって、本条文では保育に欠けなくてもこの児童を一時的に保育するというものでございます。保育に欠けない児童を預かるというものであります。

該当する要件であります。1号といたしまして、保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により一時的に保育が必要と認められる児童。

2号といたしまして、保護者の育児等に伴う心理的及び身体的負担の解消、その他の私的理由により一時的に保育が必要と認められる児童。

3号といたしまして、保護者の就労形態等により、家庭での保育が断続的に困難となり、一時的に保育が必要と認められる児童、こういうことといたします。

第4条は、利用の申請です。一時保育を利用しようとする保護者は、規則の定めるところによりあらかじめ町長に利用の申請をしなければならない。

第5条は、利用の決定です。町長は前条の申請があったときは、速やかに実態を調査の上、利用の可否を決定し、その旨を保護者に通知するものとするということでございます。

続きまして、第6条は、費用の負担であります。一時保育を利用した児童の保護者は、別表に定める一時保育料を納めなければならないということでございまして、次のページの別表をご覧くださいと思います。

別表でございまして、区分、日額、備考ということになってございまして、まず区分では、生活保護世帯、日額0円、無料です。それから市町村民税非課税世帯、日額300円。市町村民税課税世帯又は所得税課税世帯、日額1,000円でございます。

なお、市町村民税非課税世帯及び市町村民税課税世帯、又は所得税課税世帯につきましては、右の備考の欄にございますように、1といたしまして午前7時30分から午後6時までの保育時間のうち、午前のみ又は午後のみを利用した場合は半額とするということをございます。

2号といたしまして、午前7時から午前7時30分まで、もしくは午後6時から午後7時までのいずれか、又は双方の延長保育時間を利用した日は100円を加算するというものであります。

前のページに戻っていただきまして、6条の2項であります、これは免除規定でございまして、前項の規定にかかわらず、町長が特別の事由があると認める場合は、一時保育料の全部、もしくは一部を免除することができるという条項でございます。

第7条は、規則への委任です。

附則でございまして、この条例は平成22年7月1日から施行するというものでございまして。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　いろんなケースを考えられると思うわけでありまして、例えば西会津に住んでいて、住所を有していればこれはいいわけでしょうが、例えば住所は西会津にあるが若松に住んでいる。そういう場合とか、あるいは住所も住んでいるのも西会津でなくて親元へ預けて、そういう児童まで対象とするのかというのが説明がされておりませんので、どの範囲までこの条例によって保育に欠けない保育をするのかというのをもっと詳しく説明していただきたいと思ひます。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　本事業につきましては、国でも平成20年度にいろんな子育て支援という形で児童福祉法を改正しました。その中の一部がこの一時預かり保育でございまして。本町でも、これまで里帰り出産ということで年に1、2度相談がございまして。ぜひ保育所で預かってくれないかと。しかし保育所に入所するには、基本的には西会津町に住所を有するということが基本でございまして、これまで入ったかたにつきましては、一時的に住所を持ってきていただいて入所していただいたというケースがございまして、今度は里帰り出産等についても、住所はなくてこの一時預かり保育で対処したいということをございまして、これらの理由があれば住所がなくても本町の保育所で一時預かるということにするということをございまして。

○議長　11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　今の説明で分かってはきましたが、第3条の(1)で掲げている災害から冠婚葬祭等まで同じように認めるのかということ、今出産だけ説明なさいましたが、出産だけではなくて、例えば新しく職業に就くために1カ月の講習を受けなければならないとかというようなケースも考えられるわけでありまして、そういうケースまで、いわゆる災害から冠婚葬祭等まで全部含めて預かるというふうにございのかを尋ねたいと思ひます。

す。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 これまでは相談があったのは里帰り出産だけでございましたが、今度はここに書いてあります条項につきましては、一応一時預かり保育するということでございます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 この1歳以上としたということは、やっぱり0歳では施設が十分でないという結果なのか。この条文には出てこないけども、芝草保育所というようなことを想定されておられますが、野沢保育所であれば0歳児から預け入れしてんですよね。0歳児だってこういう要望が、むしろ強いんじゃないかというふうに思うんですが、なぜ1歳以上にしたのかということが一つと、あと、6条の2項で町長が特別の理由があれば保育料の全部又は一部を免除するんだということなんですけど、今想定できる特別な理由とはどうなのか。

そして、裏のページの市町村民税非課税世帯を300円とした根拠はどうか。例えばこれ、めでたいことでやる分にはこういう事態が発生したということであればいいんでしょうが、ほとんどが傷病だの災害だの事故だの、こういう出費がかさむときに、非課税世帯まで300円というのは、1日でその条件がクリアできるんだったらいいですけど、かなり長引く場合だって出てくるのではないかな。

だからそういうときに、何か根拠があればいいんですよ。非課税世帯の現在の保育料が日割りにすれば300円になるとか、そういう何かしら根拠があって定めたことだと思うのでお知らせを願いたいということと、今現在、保育所に入所していない子どもたちというのはだいたいどのぐらいいるんですか。以上です。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 まず、ご質問の第1点目ではありますが、今想定しておりますのは芝草保育所でございます。今、町には4カ所の保育所がございますけれども、芝草保育所が定数60名でございますけれども、今年は現在19名入所しています。そのため、保育室が二つ空いてるという状況がございまして、この部屋を利用して実施していきたいということでございます。

野沢保育所につきましては、現在、90名の定員に対して73名おりました、特に0歳、1歳と、非常に手間がかかる子どもが多くおりました、その0、1だけで20名おります。これには非常に保育士の数が必要ということでございまして、新たに一時保育するという状況では保育士のほうもある程度大変だということがございます。

それと同時に芝草保育所を利用するために、0歳児用の沐浴室とか、いろいろ設備に関してはちょっと芝草保育所は無理だということでございまして、1歳以上というふうにしたわけでございます。近隣の市町村を見ましても1歳と。喜多方も1歳でございますし、1歳以上というところが結構多いようでございます。

次に、特別の理由でございまして、議員がお話されましたように、われわれが一般的に考えますのは疾病、傷病、あとは災害等でございますね。ですから、ここにございまして、その理由として災害、疾病、これについては特別な理由の一つになるのかなという

ふうに考えております。

それから非課税世帯 300 円ではありますが、議員もご承知のように福祉というのは応能負担が原則でございまして、保育所の保育料もそのような区分で 7 段階になっております。今回、この保育所の保育料の月額を 26 日で割ったわけです。土曜日保育もございまして、そうしますと非課税世帯はおよそ 1 日 300 円、それから課税世帯の一番低い 4 階層、これがだいたい 1,000 円に近いということございまして、このように設定をさせていただきました。

それから、入所しない子どもはどのくらいいるんだということですが、本町では野沢保育所は 0 歳から。それからへき地保育所は 2 歳から子どもを入所させておりますけれども、だいたいの子どもは、ほとんど 2 歳以上は保育所に入所している状況でございます。ですから、0 歳、それから 1 歳の子どもたちが入所をしないという状況でございますが、その数はだいたい 40 名くらいかなというふうに考えております。以上です。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 第 6 条の 2 項、7 条で実施に関し必要な事項は規則で定めるというんですが、この規則の中に保育料が免除される具体的なことも明記されるお考えか。ぜひ明記すべきじゃないかと私は思うんですが、いかがでございしますか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 規則にはいろいろと申請の手続きとかいろいろ載せますけれども、免除規定の、免除の種類については規則で載せる場合と載せない場合があるんですね。一般の保育所事業でも規則に委ねたりあるわけですが、免除規定は条例にあるわけですが、規則には種類は載ってないということになっております。しかし、今議員がお話されましたように、これについては規則で載せるか載せないかは少し検討させていただきたいと思ます。

○議長 13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 ちょっとお尋ねしてみたいんですが、先ほど 11 番から質問あったように、例えば冠婚葬祭等によって一時帰郷した人も含まれるというふうに私理解したんですがそのとおりでいいですね。ということですが、今これ新しい条例をつくるというような観点からちょっと確認してみたいんですが、第 3 条にそれらのことが書いてあるわけですね。その対象児童ということで第 3 条でいってるんですが、一時保育の対象となる児童は児童福祉法に基づくものだとうたっているわけですね、最初に。

(1)には保護者のということにしていますね。その中でこの児童福祉法による対象となる児童というのはどういうふうになっておりますか。要するにこれは児童福祉法ですから国のあれだから、保護者ということであれば、別に町内町外問わず、帰ってきた人のために一時的に預かるんだよと、そういう解釈でいいのかどうか。その辺ちょっと説明していただきたい。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 先ほどもご説明申し上げましたが、この児童福祉法の第 24 条の第 1 項というものは家庭で保育ができない子ども。つまり保護者が仕事等で家庭で保育ができない子どもを預けるのが保育所だよという規定なんです。で、これ以外の子ですから、家庭

で保育ができて預かります。できる子を預かりますということでもありますので、保育所に、家で見ている、普通家で見れば保育所に入らないわけですね。

しかし、今回はその保育所に入れたい要件の子どもであってもこの一時保育を、場合は対象にしますということでございます。それは町内であっても町外であっても、うちの町でそれは見ますということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号、西会津町一時保育事業条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町一時保育事業条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第3号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正により、月60時間を超える時間外勤務に対して、代休時間制度がもうけられたことに伴い、職員が給与を受けながら、職員団体のためにその業務を行い、又は活動することができる場合の規定に、時間外勤務代休時間を追加するため、本条例の一部を改正するものがあります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の6ページをご覧くださいと思います。

第2条は、職員団体のための職員の行為の制限の特例を定めるものでありますが、これまでの第2号を新たに第2号と第3号に分割し、新しい第2号のほうで、時間外勤務代休時間の規定を追加するものであります。

次に、附則でございますが、施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで議長を交替します。

(議長交替)

○副議長 議長を交替しました。

日程第4、議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 議案第4号、西会津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、今次の改正は所得税法及び地方税法の改正に伴うものでございます。

主な改正点といたしましては、次の三つございます。

1点目は、住民税での扶養情報の把握に関する条項の追加でございます。

本年4月から子ども手当が創設され、また、高校では実質授業料が無料化されたことから、所得税におきましては平成23年1月より、16歳未満の年少扶養控除と16歳から19歳までの特定扶養控除の上乗せ分が廃止となります。このため、所得税では、年少扶養に関する情報を収集しないこととなりました。しかし、住民税は、非課税限度額の制度がもうけられておりまして、その判定基準額の算定には、扶養控除の人数を用いますことから、引き続き年少扶養者を含めた扶養親族情報を把握する必要がございます。現在、扶養親族の情報は、確定申告書や個人住民税の申告書のほか、給与支払報告書により把握をしています。このため、所得税での控除見直し後も、市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう、措置を講ずるものでございます。

2点目は、公的年金所得がある給与所得者のうち、65歳未満のかたからの特別徴収に関する規定の追加でございます。65歳未満で公的年金所得がある給与所得者は、平成20年度までは、給与から特別徴収の方法により徴収しておりました。しかし、平成21年度に公的年金からの特別徴収が導入されたことに伴いまして、同制度の対象とならなかった65歳未満で公的年金所得を有する給与所得者は、公的年金にかかる所得割額は普通徴収されることとなっております。この結果、納税の手間が生じたことから、65歳未満のかたであっても公的年金所得に係る所得割分を、給与から特別徴収の方法により徴収ができることとなり、その所要の改正をするものでございます。なお、本町におきましては、公的年金からの特別徴収は23年度から実施することとしております。

3点目は、たばこ税の引き上げに係る改正でございます。

たばこ税は、たばこの消費を抑制するため、税率を引き上げていくという方針から、旧3級品以外のたばこ税については、平成22年度においては、国・地方を合わせて1本あたり3.5円の税率引き上げを行うことになりました。

地方のたばこ税につきましては、このうちの半分の1.75円の税率引き上げを行うこととし、町たばこ税は1,000本につき3,298円から4,618円と1,320円引き上げとなります。

また、旧3級品の紙巻たばこの税率は、1,000本あたり1,564円から2,190円となり、626円の引き上げとするものでございます。

税率引き上げの時期でございますが、たばこの価格の改定、また手持品課税の準備等に一定の期間が必要であることに加えまして、今回の改正は、これまで以上の税率の引き上げを行うため、駆け込みの需要が多数発生すると見込まれることから、その対応の期間を勘案いたしまして、10月1日となったところでございます。

それでは改正内容について条例案によりましてご説明申し上げたいと思いますが、併せて条例改正案新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

まず、第19条及び第31条第3項でございますが、ここは延滞金及び均等割の税率についての規定でございます。地方税法の一部削除によりまして条項番号に変更が生じたことから引用条項を改正するものであります。

次に、住民税での年少扶養に関する情報を把握するため、第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書を、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する規定を追加したものでございます。

次に、第45条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収についての規定でございます。給与所得分の個人町民税が給与から特別徴収されているかたにあっては、公的年金等所得に係る所得割額についても給与から特別徴収の方法により徴収できるよう改正をするものでございます。

なお、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収の実施にあたり、第45条中に新たに項目の追加が必要となりましたことから、第5項を第6項に、第4項を第5項にそれぞれ繰り下げいたしまして、第4項として「年齢65歳以上の老齢等年金給付の支払を受けている者」の読替規定を追加するものでございます。

次に、第46条は給与所得に係る特別徴収義務者の指定等についての規定でございます。第45条の項の繰り下げに伴いまして、第1項中の「前条第4項」を「前条第5項」に改めるものでございます。

次に、第49条は法人の町民税の申告納付について、第51条は法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についての規定であり、地方税法及び法人税法の一部削除等により条項番号に変更が生じたことで引用条項を改正することと文言の整理を行ったものでございます。

第55条は固定資産税の納税義務者等についての規定でございますが、地方自治法の改正に伴い、「地方開発事業団」を削除するものでございます。

次に、第96条はたばこ税の税率について定めたところでございます。旧3級品以外の

町たばこ税の税率を 1,000 本に付き 4,618 円に改正するものでございます。

附則の第 15 条は読替規定でございまして、地方税法附則第 31 条の 2 が削除されたことに伴い、同条に基づく読替規定であります本条も削除するものでございます。

附則の第 15 条の 2 は特別土地保有税の課税の特例についての規定でございしますが、附則第 15 条の廃止に伴い、条番号の改正を行うものでございます。

附則第 16 条の 2 は町たばこ税の税率の特例についての規定でございします。旧 3 級品紙巻たばこのたばこ税を 1,000 本に月 2,190 円に改正を行うものでございます。

附則第 19 条の 3 は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例に関する規定でございします。非課税口座におきます譲渡所得等は、当該非課税口座以外の株式等の譲渡所得と区分して計算するとことによりまして、譲渡金額の規定を定めたものです。

次に、第 20 条の 4 は条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でございまして、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴いまして改題、名前が変わったことから「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改正するものでございます。

第 20 条の 5 は保険料に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でございします。同じく「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改正するものでございます。

最後に、本改正条例の附則でございします。第 1 条は施行期日を定めてございします。それぞれ根拠となる法律の施行日にあわせ、その定める日から施行することとしております。

次に第 2 条から第 4 条までは、町民税、固定資産税、町たばこ税それぞれについての経過措置について規定したものでございします。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一　これは国の所得税法等の改正により改定がなされるものだと理解しておりますが、町民税務課としてはこの改定によって仕事の量というのはどうなるんですか。従来より減るのか増えるのか。それと、町民にとってはこの町民税条例の改定によって有利になるのか、あるいは負担が増えてくるのか、一言には言えないかもしれませんが、たばこ税なんかは分かるわけです。それは愛煙家にとっては増えてくるというのは分かるけど、そのほかはどうですか。

○議長　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　今回の税条例の改正は所得税法に絡むものがございします。まず一つは扶養情報の関係でございまして、所得税法の関係でこれまでは申告、給与支払報告書等によりまして、基本的には所得税の関係で情報を把握をしてきたというものでございしますが、今回控除がなくなるということで、その情報は市町村に把握をするために今回改正をするということでございします。

ただ、仕事の量というようなご質問でございましたが、基本的にはこの改正によりまして市町村に情報が入ってくるということでございますので、そういう点については特に支障もございませんし、あまり変わらないのかなというふうに考えてございます。

あと、今回改正された中で所得税の関係で扶養控除の関係ですが、町民にとっての影響とございますか、どうなのかというようなご質問でございますが、なかなかこれにつきましては難しい判断でございまして、国としては今回子ども手当等ができた。そういうことでこういう措置をしたいということでございまして、ちょっとその影響等については計りかねる面がございまして、国としては基本的にはツープイとございますか、同じ程度というような形で見込んでいるようでございます。

○副議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、子ども手当が出たけども、控除がなくなるということでツープイだということになれば、何兆円だっけ、子ども手当。それだけは増税になると。控除がないんだからそれだけは所得税のほうでは増税になると、そういうふうに理解していいんですか。

○副議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 子ども手当の金額ということですが、全国として2兆5,000億円程度だそうでございます。今回、所得税の関係、控除が年少扶養の部分、あと特定扶養の上乗せ分、これが23年以降なくなるということで、その金額的には同じくらいかなということでございまして、なお、所得税の関係はその年の所得によりましてかなり大きく変動いたしますので、控除と基本的には同じかなというふうに考えております。

○副議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今も子ども手当で出てましたが、子ども手当をもらうことによって所得税、住民税にそうすると影響及ぼすということなんですね、これは。

○副議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 先ほど申し上げましたように、子ども手当ができたことによりまして、これまでであった一般扶養控除のうちの年少、子どもの部分の控除が33万円であったわけですが、これがなくなるということで、先ほど申しましたように、手当が出る一方こちらの控除はなくなるよというふうなことでございます。

○副議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 控除がなくなるということは分かったんですが、子ども手当を所得と見なして課税の対象とするのかしないのか、その点はいかがですか。

それと、たばこ税が上がりますので、愛煙家にとっては高くなるわけですが、町そのものではこの値上げによってたばこ税の動向はとなると予測をしておられますか。

○副議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 まず1点目の子ども手当の関係ですが、これについては非課税でございます。

次に、2点目のたばこ税でございまして、今回、だいたい40%ということでもかなり大きな税率の増額でございます。したがって、先ほどちょっと説明の中で申し上げましたように、10月1日からたばこ税が上がりますので、その直前、10月の直前はかなり駆け

込み需要ということで大量にたばこが買われるのではないかなというふうに考えられます。

それ以降、逆に駆け込み需要の関係で、10月以降は売上ガタッと落ちるようなことも考えられますので、現時点ではどのくらいの影響があるのかというのはなかなか難しいわけですが、10月以前はかなり上がり、10月過ぎてからは需要が減るというような形の影響が出るのかなというふうに考えております。

○副議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条を議題とします。本案についての説明を求めます。

町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　議案第5号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、新規の設備投資等にかかる固定資産税の課税免除につきまして、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正が本年3月31日に成立したことに伴い、町税特別措置条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げたいと思いますが、併せて条例改正案新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

西会津町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第3条は、過疎地域における固定資産税の課税免除についての規定であります。適用期限を平成22年3月31日から平成23年3月31日まで1年間延長するものでございます。

次に附則でありますが、施行期日を公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　現行を見ますと10年間の期間があるわけではありますが、それが1年間だけの延長ということでありますが、こういう1年間だけの期間の設定の背景とございますか、

それと来年度以降どのようなふうになっていくのかという予測、動きといたしますか、その国の動きをつかんでおられるならば背景等も説明していただければより理解が深まりますのでお願いをいたします。

○副議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 今回1年間ということで、過疎自立促進法に伴います特例ということで1年間期間を延長したというものでございます。これまでこれにつきましては毎年1年間ずつ延長しておりまして、今回もまた1年間延長するというものでございます。議員もご承知のとおり過疎自立促進法は6年間延長されましたのでこのような形で毎年1年ずつ延長していくというような状況でございます。

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第6号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の中でも申し上げましたが、児童数の減少により平成19年4月より休所しております奥川保育所につきまして、地域活性化のための交流施設として利活用を図るため廃止をするための改正を行うものであります。

なお現在、奥川地区からはバスの送迎により、1名群岡保育所に入所しておりますが、今年度で満了となります。

それでは議案書をご覧ください。併せて条例改正新旧対照表26ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町へき地保育所条例の一部を次のように改正する。第2条の表、西会津町奥川保育所の項を削る。

附則、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君

○長谷沼清吉 廃止をするということで、行政財産から普通財産というふうに変るのか変わらないのかということが一つ。

それと、保育所でありましたから健康福祉課がこの建物を管理していたでしょうが、廃止することによってどの課がこの建物を管理していくのか。

そして交流施設として開放するというので、非常に喜んでおるわけですが、そういう場合はやはり契約を結んできちっとするのか、そこら辺もどのように考えておられるか説明をしていただきたいと思います。

○副議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ただいまの議員がおただしとおり現在は行政財産でございます。これは地元の皆さんのほうにお貸しすると。地元のいろんな地域活動に使っていくということになりますと、普通財産ということになります。普通財産になれば総務課のほうで担当しまして貸し付け行為をしていきたいというふうに考えております。

○副議長 総務課長、伊藤要一郎君。

答弁漏れがございました。契約は総務課で行いたいと思います。

○副議長 14番、清野興一君。

○清野興一 今まで休所となっていたことは存じておりますが、この廃止となれば地元の人話し合い等はなされたと思いますが、その結果などはどんな状況でしたか。

○副議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 平成19年4月に休所の際は、保護者、自治区長等とお話をしながら了承を得たということでございますが、今回につきましては、奥川自治区長連絡協議会の会長さんとお話をしまして、地域活性化のためならいいでしょうという返答をいただいております。

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題します。本案についての説明を求めます。

町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 議案第7号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容につきましては、町長が提案理由の中で申し上げましたように、地方

税法施行令の一部改正による国民健康保険税課税限度額の引き上げ、及び平成 22 年度分に係る税率の改正であります。

まず、国民健康保険税の課税額は、被保険者の所得や人数等を基に世帯ごとに算定されます。しかしながら、保険料としての性格があることから、課税額が過度に高くないように上限が定められております。この限度額が他の保険の上限額と比較して低いことと、中間層及び低所得者層の負担軽減を図る観点から、課税限度額を引き上げるものでございます。

次に、平成 22 年度国民健康保険の税率改正についてご説明いたします。はじめに、税率改正の基礎となります平成 21 年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みと医療費の動向について説明を申し上げてから、平成 22 年度税率改正案の概要について、ご説明申し上げます。

本日、参考資料といたしましてお手元のほうにお配りをいたしました平成 22 年度西会津町国民健康保険税条例の税率改正（案）資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

ここは、平成 21 年度国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みでございます。歳入合計では 10 億 9,995 万 2,058 円、歳出合計では 10 億 5,709 万 7,949 円となり、歳入歳出差引額は 4,285 万 4,109 円となる見込みでございます。

このうち、医療分については 3,076 万 8,694 円であり後期高齢者医療制度への支援分につきましては 1,141 万 3,881 円、介護分につきましては 67 万 1,634 円となる見込みでございます。

次に 2 ページをお開きいただきたいと思います。国保税率を算定するにあたりまして、最も基本となる療養給付費、いわゆる医療費の見込みについてでございます。年度内にかかります医療費は、疾病等により大きく左右され、的確に把握することは困難なことから、これまで、前年の 4 月分から本年 3 月分までの給付実績を基に必要額を算出しております。

本年度におきましても、4 月分から 3 月分までの給付実績を基に算出いたしますと、昨年度の月平均は 4,653 万 8,145 円となっております。一人当たりの保険給付費は増加傾向にありますことから、それを切り上げをいたしまして、月額 4,700 万円、年額で 5 億 6,400 万円の医療費として見込んだところでございます。ちなみに金額につきましては、昨年度の本算定時の見込額と同額でございます。

次に右側でございます基金最低保有額をご覧くださいと思います。

基金の最低保有額の積算方法につきましては、西会津町国民健康保険条例第 13 条に規定されておまして、保険給付に要した費用の前 3 年間の平均年額の 4 分の 1 相当額以上に達するまで積み立てるとされているところでございます。

このことから、本町における基金最低保有額を算定いたしますと 1 億 6,583 万 9,158 円となります。平成 21 年度末基金保有残高が 2 億 724 万 9,205 円であり、第 4 次国保財政 3 カ年計画に基づき基金繰入金 2,000 万円と介護従事者処遇改善臨時交付金分 83 万 2 千円を取り崩しますと、平成 22 年度末の基金残高は 1 億 8,641 万 7,205 円となります。この結果、基金の最低保有額と比較いたしますと、基金残高は 2,057 万 8,047 円上回る見込みでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。ここは一般医療分に係る必要額を算出したものでございます。先ほど説明申し上げました決算の見込み、医療費の見込み、基金残高等に基づきまして本年度の必要額を算出した資料でございます。

まず、歳出の表でございますが、保険給付費の療養給付費につきましては、先ほど説明したとおり、月額4,700万円、年額5億6,400万円として見込んだところでございます。

歳出の部分の下から3段目の欄でございますが、国県等支出金（過年度分）は、平成21年度に交付されました国や社会保険診療報酬支払基金からの交付金のうち、多く交付されました1,640万円を返還するために計上したものでございます。

次に歳入でございますが、歳入につきましては、国県支出金はルールや実績等に基づき算定したものでございまして、年間の歳出見込み額からこれらの額を差し引いて不足する額、これが国民健康保険税とするものでございます。

町では、国民健康保険税については、加入者の負担をできるだけ少なくするため、独自の政策といたしまして、第4次国保財政3カ年計画を策定し、これに基づき支払準備基金から2,000万円繰り入れるとともに、加入者の所得の減少を勘案いたしまして、一層の負担軽減を図るため、前年度繰越金から2,000万円、合計4,000万円を減税財源として計上したところでございます。

さらに、国保加入者の特定健康診査受診者の個人負担の無料化分といたしまして、一般会計からの繰入金698万5千円も計上したところでございます。

これらの減税財源を計上したことによりまして、平成22年度の国保税額は、一人当たりで1万7,710円、一世帯当たり3万2,628円の軽減がされることとなります。

次に4ページをお開きいただきたいと思います。ここは、後期高齢者支援分の必要額の資料でございます。平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴いまして、この後期高齢者医療への財政の支援として負担をするものでございます。額につきましては、社会保険診療報酬から示されることとなっております。本年度の必要額は1億415万390円と示されたところでございます。この額から国県支出金等を差し引いた不足額、それが国民健康保険税となります。

次に5ページをお開きいただきたいと思います。ここは介護分に係る必要額の資料でございます。

この介護分と申しますのは、40歳以上65歳未満で国保に加入しているかた、いわゆる2号被保険者の負担分を国保税として納めていただくものでございます。その額につきましては社会保険診療報酬支払基金から示され、国県支出金等を差し引いた不足額を税として納めていただいております。本年度の必要額は、5,447万1,739円と示されたところでございます。

次に、6ページから12ページでございますが、ここは平成22年度の税率改正案の概要でございます。

まず6ページでございますが、ここは医療分でございます。医療分の基本方針といたしまして、①でございますが、今年度国民健康保険税として必要な額は、一般医療分で1億1,707万8,000円、収納率は91%で見込んだところでございます。

②の国保税の算定基礎数字でございますが、①の必要額を基に、本年4月1日現在の世

帯数、被保険者数、総所得金額を適正に把握するため、基数調査日を本年5月31日に設定したところでございます。

次に、③の応能・応益の賦課割合でございますが、この割合につきましては、これまで、50対50が標準とされておりまして、本町もほぼ50対50となるように設定をしてきました。

しかしながら、景気の悪化に伴いまして所得が減少した世帯が増加している一方、また税額の軽減対象者、これについては増加をしています。このような状況の中、標準割合に近い賦課割合にいたしますと、所得割の税率が昨年度と比較して著しく上昇いたしまして、所得割がかかる世帯へ過重に負担がかかることとなります。

したがって、所得割の税率の上昇を抑え、ほぼ前年度並みとするため賦課割合を調整いたしました結果、応能割合は所得割が37%、資産割が10%の合計47%となり、応益割合につきましては均等割が37%、平等割が16%の合計53%となったところでございます。

④の低所得者に対する軽減措置につきましては、引き続き7割・5割・2割の税負担を軽減することといたしました。また、後期高齢者医療制度創設に伴います激変緩和措置による軽減は継続をいたします。

この結果、一般医療分に係る税率、賦課割合、軽減額の改正案は、税率につきましては、応能割合のうち所得割を5.94%に、資産割を29.51%とし、一方応益割合のうち均等割を2万3,200円に、平等割を1万9,900円にそれぞれ改正するものでございます。

次に、低所得者層への軽減でございますが、改正案の額は、先ほど税額で申し上げました均等割額2万3,200円、平等割額1万9,900円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字でございます。なお、軽減対象者の人数でございますが、平成22年度は1,457人でございまして、被保険者全体の58.61%、およそ6割の被保険者がいずれかの軽減に該当することとなります。また、軽減に該当する世帯は832世帯で、全体の60.38%、こちらも約6割の世帯が該当することとなります。なお、この軽減されます額の2分の1は国が持ちまして、次に4分の1は県が負担をし、残り4分の1は町が負担することとなります。

次に7ページをお開きいただきたいと思います。ここは一般医療分の算定基礎表でございます。まず、左の一番大きな表にあります「1. 所得割課税標準額」の欄をご覧くださいと思います。ここは課税の基本となります所得金額を表しておりまして、前年度と比較をいたしまして2億円以上の大幅な減額となったところでございます。

次に、右上をご覧くださいと思います。ここは一人当たり及び一世帯あたりの税負担額です。一人当たりの税負担額は昨年度より597円増え5万1,760円となり、1世帯あたりの税額は反対に863円減額となる9万3,380円になります。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。ここは後期高齢者医療制度への支援分でございます。

まず①の税として必要な額は3,763万3,390円でございますが、②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置の適用につきましては、先ほど説明申し上げました医療分と同じでございます。

この結果、支援分にかかる税率、賦課割合、軽減額の改正であります。税率については、それぞれ所得割を1.70%、資産割を10.00%、均等割を7,100円、平等割を6千円とするものでございます。

次に賦課割合につきましては、応能割合と応益割合の比率は、47対53でございます。

次に軽減額は、均等割額7,100円、平等割額6千円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字でございます。軽減対象者の人数でございますが、合計で1,528人、被保険者全体の57.60%となります。一方、世帯の合計は859世帯ございまして、全体の59.65%の世帯でありまして、約6割の世帯がいずれかの軽減を受けることとなります。

次に9ページをお開きいただきたいと思います。ここは支援分にかかる算定の基礎表でございます。右上の部分をご覧いただきたいと思います。支援分の一人当たり及び一世帯あたりの税負担額ございまして、一人当たりで昨年度より6,450円低い1万5,539円となり、1世帯あたりは1万2,467円低い2万8,628円となったところでございます。

次に10ページをお開きいただきたいと思います。ここは介護分の税率改正(案)についてでございます。

まず①の税として必要な額は2,123万9,739円で、②基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置につきましては、医療分、支援分と同じでございます。

この結果、介護分にかかる税率、賦課割合、軽減額は、税率については所得割が1.65%、資産割は11.00%、均等割は9,300円、平等割は5,400円となったところでございます。

次に賦課割合につきましては、これまでと同じく47対53となったところでございます。

次、軽減額でございますが、均等割額9,300円、平等割額5,400円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字でございます。軽減対象者の人数は、合計で587人、被保険者全体の51.99%となります。一方、世帯の合計は471世帯で、全体の54.64%の世帯がいずれかの軽減を受けることとなります。

次に11ページをお開きいただきたいと思います。介護分にかかる算定基礎表ございまして、右上の部分をご覧いただきたいと思います。介護分の一人当たり及び一世帯あたりの税額でございますが、一人あたりは昨年度より39円増え2万654円となり、1世帯あたりは反対に129円減りまして2万7,051円となったところでございます。

次に12ページをお開きいただきたいと思います。

この左下の表でございますが、ここは平成21年度と平成22年度との税額を比較したものであります。減税財源を投入したことと、軽減世帯が増加したことに伴いまして、合計といたしまして一人当たり8万7,953円となり、平成21年度と比較しますと5,814円の減額となったところでございます。一方、一世帯あたりは14万9,059円となり、同じく1万3,459円の減額となったところでございます。

それではこれより、条例の改正内容についてご説明を申し上げたいと思います。併せまして条例改正案の新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思いますというふうに思います。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条は、課税限度額についての規定でございます。第2項は基礎課税額、いわゆる、一般医療分の課税限度額を3万円引き上げまして50万円とするものでございます。同じく第3項は、支援分の課税限度額を1万円引き上げ、13万円とするものでございます。

第3条から第5条の2までは、一般医療分に係る税率の改正でございます。第3条第1項は、所得割の率を「100分の5.44」から「100分の5.94」に改正するものであります。

第4条は資産割の率を「100分の27.98」から「100分の29.51」に、第5条は均等割の額を「1万1,200円」から「1万3,200円」に、それぞれ改めるものでございます。

第5条の2は、世帯別の平等割額のうち、特定世帯以外の平等割額を「1万8,400円」から「1万9,900円」とし、特定世帯の平等割額については「9,200円」を「9,950円」に改めるものでございます。

第6条から第7条の3までは後期高齢者医療制度への支援分にかかる税率の改正でございます。第6条は所得割の率を「100分の2.42」から「100分の1.70」とし、第7条は資産割の率を「100分の12.55」から「100分の10.00」に、第7条の2は均等割の額を「9,400円」から「7,100円」にそれぞれ改めるものでございます。

第7条の3は平等割の額でありまして、特定世帯以外の額を「8,200円」から「6,000円」に、特定世帯の額を「4,100円」から「3,000円」に改めるものでございます。

第8条から第9条の3までは、介護分に係る税率の改正でございます。第8条は所得割の額を「100分の1.48」から「100分の1.65」に、第9条は資産割の額を「100分の10.78」から「100分の11.00」に、第9条の2は均等割の額を「8,600円」から「9,300円」に、第9条の3は平等割の額を「4,800円」から「5,400円」にそれぞれ改めるものでございます。

第23条でございますが、国民健康保険税の減額についての規定でございます。減額後の課税限度額につきましては、第2条と同じく一般医療分を50万円に、支援分を13万円に改正するものでございます。

次に、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の軽減額を定めたものであり、均等割額及び平等割額について、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正するものでございます。

次に附則でございますが、第1項は施行の期日、第2項は適用区分を定めたものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、本条例の一部改正案につきましては、去る6月7日開催の国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、適当である旨の答申をいただいたところでございます。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。ありませんか。

14番、清野興一君。

○清野興一　ただいまの税率の改正案、提案されましたけども、この案で国保税を算定すると、当初予算では2億2,854万5千円と、このような22年度歳入見込みであります。改定案によるとどの程度になりますか。

それと、応益と応能割合が変わったことによって、応益のほうはずっと税率高くなった提案ですが、被保険者平均で見れば5千程度の減額だと言っておるんですが、高くなるという人は出てこないんですか。所得がなくて応益のほう。

そしてまた、収納率を**91%**と見ておられるようですが、担税能力を超えていることを町そのものが認めていることになりはしませんか。以上です。

○副議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 まず2点目の応能、応益の割合の関係でございますが、先ほど私がお説明申し上げましたとおり、今回はこれまで標準割合が**50対50**であったものが**47対53**という形で設定をさせていただきました。この要因でございますが、一番は所得の減少ということで国保世帯の所得がかなり減少しておりまして、その観点から、これまでの**50対50**の割合、特に所得割でございますけれども、同じ形でいきますとかなり中間所得者層の世帯に大きな荷重がかかるという観点から、税率については昨年度並みに抑えるというような形で今回いたしましたところ、最終的には**47対53**という割合になったところでございます。

今回こういう設定をさせていただいた結果、いわゆる軽減される世帯ということで、これまでだいたい5割くらいがだいたい7割・5割・2割のうちのいずれかに該当しておったんですが、今回算定をいたしましたところ、約6割のかたが7割・5割・2割のいずれかに該当するというところでございまして、全体的に一人当たり、一世帯当たり、議員ご指摘のとおり、全体としては一人当たり、一世帯当たりも下がってございます。したがって、ある一定の層に大きな負担がかかるというようなことは今回はないかなというふうに考えております。

あと、収納率の点でございますが、今回は**91%**ということで設定をさせていただきました。これまで**94%**くらいで設定していたことが多かったわけですが、この基金の残高の中で説明申し上げましたんですが、基金の残高が**22**年度末で**2,000**万円ちょっとというような形に一応なる見込みでございます。

3カ年計画もう一年ございますので、それを取り崩しますと**2,000**万円ちょっと分なくなるということもございまして、また、頑張って徴収対策はこれからやるわけでございますけれども、一旦設定をいたしました徴収率を下回ったというようなことが起きると、その分金額的に当然基金とかそちらのほうに大きな負担がかかりますので、何とかこのパーセンテージは頑張っていきたいということで今回設定をさせていただいたところでございます。

1問目の金額の関係でございますが、一般と退職を含めた数字でございますけれども、**2**億**2,850**万**5**千円でございます、見込みとしましては**1**億**9,000**万円くらいというふうに見込んでおりますので、実際**2,500**万円くらい減額の見込みでございます。

○副議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、今次の改正によって被保険者すべて**21**年度に比べて増税というか、上がるという人はいないと、こういうふうに理解していいんですね。

それともう一つは、収納率**91%**と見込まざるを得ないということは、逆に言えば被保険者の担税能力を超えているということを役場自身が、あなた自身が認めた結果、そういうあれでしょう。みんなが払えるということであれば、**99%**、**100%**見込んでもいいわけでしょう。それを**91%**しか見込めないということは、何だかんだ言っても国保税は高いので、もう払えないだろうと、こういうことを認めた結果でしょう、違いますか。

○副議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 まず1点目の今次の賦課割合並びに税率の改定でございますが、これにつきまして、先ほど申し上げたと思うんですが、今回どうしても前年の所得がかなり大きく落ち込んでいるということがございまして、その中で所得割を前年度と同じようにしてしまいますと、やはりその層にすごく大きな荷重がかかるということから、今回改正をさせていただいたものでございます。

したがって、こういうことを勘案しながら設定した率でございますが、すべてかと言われますと、これにつきましては、国保については出たり入ったりもございまして、いろいろなケースがございますので、基本的には大きな負担がかかる層はないというふうに認識しております。

2点目でございますが、収納率の関係でございます。これにつきましては、やはり前年の所得が大幅に落ちているという現状、また、景気の低迷が相変わらず続いているという現状から大きな収納率を見込むということは、会計自体に大きな支障が生じる可能性があります。

したがって、今回は **91** という形で固く見させていただいたというような状況でございます。

○副議長 14番、清野興一君。

○清野興一 なかなかね、これ、認めたくないと思うの分かるんだ、その気持ちは。だけでも目的税のために必要な金は被保険者から徴収しなければならないというこの制度上、やむを得ないとなぜ言えないのかな。**91%**なんて、**9%**、約1割近い人が納めるようないんだというくらい認めたらいいでしょうが。高いんでしょう。

○副議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは国保税に限ったことではありません。これは一般の町民税そのものについてもこの収納率の状況については、議員も長くおやりになっているので分かると思いますが、**100%**、これすべて納めていただけるという状況には現実的にならないわけでありまして。確かに税の中におけるいわゆる国民健康保険税というのは税の中でも最もウェイトが高いと思います。やはりそういう中においてこれまでいろいろと決算の中でもご議論になりますが、滞納、あるいは不納欠損、こういったこともやはり毎年のようにこれを措置しなければならないわけでありまして。

したがって、過去のいきさつから今次の予算の本算定に当たっては、先ほども担当課が言いましたように、本来集めるべくして対応すべき額が落ち込んでしまった場合についてのその問題のほうはるかに大きいというようなことから、総体的に健全財形ということもある意味では踏まえながら、今回の徴収率を **91%** にさせていただいたということでありまして。

これにつけても確かに**1%**上乗せすれば**2,000**万円以上からの収益が上がってくるわけでありまして。しかし、本当の意味からすれば、今の現実的な経済環境、こういった中での対応ということについても十分こういった中で反映しなければならないということで、先ほどの話にもありましたように、応能、応益の関係についてもこの際、細部にわたって検討してみましましょうと、こういうことになって、平準的にした結果、最終的にはこういう形

になったわけでありませう。

もう一つ蛇足でありますが、今回このように一人当たり、あるいは一世帯当たりが昨年からは比べると相当額減額となっております。このことは繰越があるため、そして基金からの繰り入れがあるため、4,000万円の財源があるためにこうした全体的なこういう減額の財源になって、実はございます。

しかし、この基金としても過去3年間を、過去は5年間で運営してきたわけですが、3年計画というのはまさにこの国保の第3条における保有額、これと比べた段階において、この保有額を割ってしまうような状況も、実は今の段階で出てきているわけでありませう。

したがって、その時点になったならば、また議員の皆さんにご相談を申し上げなければならぬわけでありませうので、そういったことも含めながら、今回非常に苦慮しているということも現実でございませうので、今回はなるべく負担がならないようにということいろいろとシミュレーションをしながら最終的にこういう結果になったということでご理解をいただきたいと思ひませう。

○副議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 収納率が出ましたが、納められないかた現実におられるわけでありませうが、その分は納める人が負担をするというようなことになるわけでありませうから、やはり収納率というものは上がるように努力してもらわなければならないし、医療費がかかるから国保税が高くなるわけですから、そこら辺もよく理解をしてもらって、国保の運営をしていかなければならぬだろうと思ひませう。

そこでお尋ねしますが、収納率のパーセントによって国からくる交付金というのかな、普通調整交付金とか、特別交付金とかあるわけでありませうが、それにはどのような影響を受けるわけでありませうか。

○副議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 収納率によります調整交付金の影響ということでございませうが、これにつきましては、徴収率が1月の末現在、これが基準でございまして、その時点で前年を下回った場合には調整交付金のほうに減額という形で影響が出るということでございまして、今回の場合、1月末現在では下がってございませうので、その点で減額ということでございませう。

○副議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 確認するわけでありませうが、それは目標とした徴収率ではなくて、実質の徴収率によって影響を受けるということだと思ひませうが、それで間違いありませんか。

○副議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 実質の徴収率でございませう。

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めませう。これで討論を終わります。

これから議案第7号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(11時53分)

○副議長 再開します。(13時00分)

議長を交替します。

(議長交替)

○議長 議長を交替しました。

日程第8、議案第8号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第8号、平成22年度西会津町一般会計補正予算(第1次)の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正は、年度開始間もないことから、緊急かつやむを得ないものについて、補正を行うものであります。

その主な内容といたしましては、野沢まちなか再生事業、障がい者福祉事業、創作和太鼓創設事業にかかる事業費の組替えと、コミュニティ育成事業補助金、学校医慰労金、一時保育事業使用料の新規計上などであります。

これら歳入歳出予算の調整を行った結果、294万9千円の剰余金が生じたので、全額財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成22年度西会津町の一般会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,867万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります。12款使用料及び手数料、1項2目民生使用料5万円あります。これは、一時保育事業にかかる使用料の新規計上であります。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金及び次の14款県支出金、1項1目民生費県負担金ありますが、いずれも障がい者福祉事業に係る負担金について、事業対象者の異動に伴う予算の組替えであります。

次に、7ページをご覧いただきたいと思えます。14款県支出金、2項5目農林水産業費県補助金50万円ありますが、森林整備加速化・林業再生基金事業の増であります。

15 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入 12 万円ではありますが、建物貸付収入の増であります。

次に、8 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 41 万円の計上であります。これは、職員用宿舍借上料であります。5 目財産管理費 294 万 9 千円の追加であります。今次補正の歳入歳出予算を調整した結果、剰余金が生じたことから、財政調整基金を追加するものであります。6 目企画費 114 万 4 千円の追加であります。これは当初予算で計上させていただきました 8 款土木費のまちづくり交付金事業計画策定業務委託料について、新たに野沢まちなか再生事業として組替えて実施するため、企画費に所要の経費を計上するものであります。8 目自治振興費 28 万 8 千円の追加であります。集会所改修に係るコミュニティ育成事業補助金であります。

次に、3 款民生費、1 項 5 目障がい者福祉費であります。事業対象者の異動に伴う支出項目の組替えであります。2 項 2 目児童措置費であります。一時保育事業使用料の計上に伴う財源の移動でございます。

次に、6 款農林水産業費、2 項 1 目林業総務費 50 万円の追加であります。森林整備加速化・林業再生基金事業による間伐対策事業委託料の追加であります。

次に、8 款土木費、3 項 1 目都市計画総務費 120 万円の減であります。先ほどの企画費への組替えであります。

次に、10 款教育費、1 項 2 目事務局費 42 万円の追加であります。これは学校医として 42 年間お勤めいただいた医師の退職に伴う慰労金であります。4 項 1 目社会教育総務費 384 万 1 千円の減であります。西会津創作和太鼓創設事業に係る事業費の組替えであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一　私、2 点ほどお伺いをしたいと思います。

8 ページ、歳出の自治振興費、補助金のコミュニティ育成事業補助金ありますが、これ、もうちょっと具体的な内容をお聞きしたいと思います。

それから 10 ページの 10 款の教育費の中、社会教育総務費、西会津創作和太鼓の備品が 500 万円は減になりました。しかし謝礼としての芸術文化講師謝礼追加が 50 万円になってます。先日全員協議会の中で、創作和太鼓についていろいろご説明いただきましたけれども、やはり会員のまず募集ですか、順序として、募集してどの程度の会員がいるのか、やりたい人がいるのかということをおある程度把握した中で予算というのは組むべきではないのかなというような考えもしていますので、この前の説明の中では会員募集も入っていました。それはいつごろまでにやるのか、時期的なことも含めてお伺いをしたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　それでは、私のほうからはコミュニティ育成事業補助金についてお答えを申し上げます。

これは自治区の集会所の改修事業に係ります補助金でございます。今回二つの自治区

から集会所の改修の要望がございました。事業費の 100 分の 40、4 割を補助するものであります。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 5 番、清野議員のご質問にお答え申し上げます。

仮称でございますけれども、愛好会の参加者の募集はいつごろまでなのかということでございますが、私ども現時点で 4 月から調査検討、それから今年は来年度から本格的に創作和太鼓の活動を展開するための準備期間というふうなとらえ方をしてございまして、今年度、本議会でご議決を賜りまして、じゃ、何月何日まで会員を募集しますというふうなやり方は、この新しい文化を創造する事業におきましてはそぐわないのではないかというふうに考えております。

したがって、11 月のふるさと祭り、あるいはその前に一度ぐらいイベントをやって和太鼓を知っていただいて、実際に触れていただいたり、そんな機会をもうけて、興味、関心お持ちのかたに手を挙げていただいてということ、極論いたしますれば、本年度末までそのような活動を展開し、4 月から本格的に、まさに予算を計上させていただきまして、ご議決を賜ってから作曲の依頼だとか、本格的な活動に入りたいなど、こんなふう考えているところでございます。

したがって、何月何日という期日を限定、期限を切ったりということではなくて、随時、これから募集をしながらお集まりいただいたかたがたに早速、まだ曲はできておりませんが、太鼓になじんでいただきましょうということで、練習ということも取り入れて計画を立てさせていただいたところでございます。そんなことのでございますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

9 番、武藤道廣君ほか 7 人から修正動議の提出があります。

暫時休議にします。(13時13分)

○議長 再開します。(13時32分)

本案に対して、9 番、武藤道廣君ほか 7 人から、お手元に配りました議案第 8 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算(第 1 次)に対する修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。

9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 議案第 8 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算(第 1 次)の修正案についての提案理由を説明いたします。

これは、西会津創作和太鼓創造事業についての修正案であります。この議案については、3 月定例会において、そしてまた今次の全員協議会等の説明により、同僚議員からの質問や町側の答弁により事業の概要についてはつかむことができました。

しかし、今次の町の補正内容は 3 月定例会における既存の町の民俗文化の伝承や、そしてなぜ今これが必要なのかという点、つまり何度も言うておりますけれども、不景気が続く中での町の対応、そういうものは急ぐべきではないか。また、災害があったにもかかわらず災害に認定されないという点でそれがなかなか復旧されない。そういうようなものが

相当あります。

そういうものを踏まえ、22年度は調査にあて、その後実施計画やローリングで示すこと、そして6月定例会で調査に必要な金額だけを計上し、きちっと補正をすることが議会側から示されました。

町長はこの事業に対し、今年度以降の問題については事業を具体的な事業かどうかという状況にないということはまだ不明確であり、もしこの事業が継続的に行われなければならないということで、その調査検討中で、必要であれば国県の補助事業がどういうことがあるかということ、22年度で調査対応する。必要な諸経費についてはもう一度精査し、6月の補正で具体的な対応をする旨の答弁が3月になされております。

私は、この事業そのものを否定するものではありません。22年度は町のほかの民俗芸能の伝承、継承とそして創作太鼓事業とともに、町民の意向調査等を含めた調査に取り組み、その結果を23年度の予算に示すべきと考え、調査費のみを残し、ほかは財調に一時繰り入れ、凍結する修正案を提出するものであります。

それでは説明に移ります。

議案第8号、平成22年度西会津町一般会計補正予算（第1次）に対する修正案。

議案第8号、平成22年度西会津町一般会計補正予算（第1次）の一部を次のように修正する。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。事項別明細書で説明いたしますので2ページをお開き願います。

歳出におきます2款総務費、1項総務管理費、財産管理費82万2千円を追加し、財政調整基金積立金に追加し、377万1千円とするものであります。

10款教育費、4項社会教育費、82万2千円を減額し、その内容としましては、報償費を25万円、需用費を2万1千円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、同僚各位のご理解、ご賛同をお願いするものにあたり、また、誤解のないよう一言申し添えておきたいと思っております。

先の全員協議会におけるこの案件の説明時の質疑、あるいは答弁の中で、町長は賛成してもらわなくてもいい旨の発言をなさいました。私は、賛成するか反対するかは町長に言われたからではありません。この事業や事案が町民や町にとってどのような効果があり、影響があるのかを第一に考えての提案であります。その考えに基づいての修正案でありますので誤解のないよう申し添えておきます。

改めて同僚各位のご理解、ご賛同をよろしく申し上げますとともに、ご審議の上、修正案にご議決いただきますようお願い申し上げます。私の提案理由の説明とします。

○議長 暫時休議にします。（13時43分）

○議長 再開します。（14時15分）

これから修正案について質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一 この修正案の提案理由の説明の中で、創作和太鼓は等分の間見合わせたいんだと。だから修正案を出したというような説明がありましたが、教育費で82万2千円の減額、そしてその減額した分を総務費に82万2千円追加。これでこの和太鼓の事業とい

うの中止できるんでしょうか。よく分からないんですよ。

芸術文化講師謝礼追加、これが町提案の半分にしたと。25万円という根拠というのはどういうところなんですか。芸術文化講師謝礼は既決予算で、128万2千円とっていますね。で、そこにまた25万円追加、町の提案の半額にした根拠、それと消耗品費の追加、これ町提案よりも57万2千円だけ減額してありますが、こういうので太鼓の事業とどこがどう関係してくるんだか、もうちょっと説明してください。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 お答えします。

まず、私は先ほども申し上げましたように、これを完全にやめるという意味での修正ではありません。結局、調査費を残して財調にそれ以外の分を凍結するというような考えでありますのでご理解願います。

まず、そして、報償費と需用費でありますけれども、芸術文化講師謝礼追加50万円を25万円にしたといいますのは、先ほど教育長のほうから話ありましたように、その実演、あるいはそういうものを町民に見てもらって、和太鼓そのものがどういうものかという、それはやはり調査の上で必要ではないかということと、それに関係した町民の意向調査も含めた金額であります。

それを2回、町では予定しておりましたが、1回でいだろうというような形での減額であります。

それと、消耗品でありますけれども、これは原案によりますと練習用和太鼓が入ってありました、購入の中で。その分を削って、ほかのちょっとした備品ということですので、まず、研究が、調査が先だと。それからの話であるということでこういう減額になった次第であります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 練習用和太鼓は消耗品として買うわけですか。町の提案は。私は、和太鼓、全員協議会の時も1,200万円だかかるといようなあれだったから、調査費も含めて、当分の間見合わせておいたほうがいいと。まったくもう和太鼓、それは好きな人がやればいいんであって、そういう立場で、この修正案でも調査費はつけるなんてそんな生ぬるいことをうまくない。以上です。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の順序は、最初に原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に、原案賛成者、次に、修正案賛成者の順に願います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私は、今ほどの太鼓の修正案に対して反対の立場で意見を述べます。

と申しますのは、これ町民の皆さんには大変影響あると思いますので、遠慮しますけど

も、この修正案に対しての議論だけじゃなくて、根っこは、はっきり申し上げますけど、この案に対して賛成してもらわなくてもいいというようなね、町長の声に対しての反論なんですよ。私の立場としましては、最初は太鼓なんて、そんなものはいらないと言ったんだけど、この不景気、今後の町の活性化のためにそれをぜひ購入して、そういうふうに町のイベントと申しますか、まちおこしのために、活性化のためにやるんだという、そういう町側の強い意志と、そしてこの前は、佐藤教育長から説明あったとおり、教育の場で小中学校のやはりそういういわゆるイベント、教育上も持ちたいと、そういった熱心な要望があったために、私はこの修正案なんていうものには何ら目的存在ないんですよ。よく見ると。

ただ感情が絡んだようなことで、こんな修正するなんていうことに私は反対します。以上です。

○議長 次に、原案賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今ほど長谷川議員からお話ありましたが、感情的にという言葉もあったみたいであります。これは3月の議会で私から申し上げたわけでありまして。22年度は調査にあてて、しっかりとした計画を23年度の実施計画、ローリングの中で示して、23年度の予算のときに提案すべきだろうと、いかがでしょうか。

これに対して町長の答弁は、22年度で調査をし、対応してまいりたいという答弁でありました。ですから、今回は500万円だけの削減と思いましたが、今提案された創作和太鼓のことを認めるならばゴーサインを出したと同じになってしまうわけでありまして。ですから、これは3月の答弁のとおり、23年度に提案すべきだろうということでありまして。

この提案には振興開発審議会に町が提案をして、議論を経て議会に提案されております。今回は年度が改まりましたから振興開発審議会がなく、西会津町総合政策審議会にかけて提案されたわけでもありませんので、なぜ、今これが必要なのか、原点に立ち返ってしっかりとした調査をして、14番は調査もする必要ないとおっしゃいましたが、調査をして、そして本当に創作和太鼓によってまちおこしが可能かどうか、どれだけの希望者が意欲を持って参加するのか、そういう実数をつかんでいただいて、改めて23年度の予算で計上してやるべきだということで修正案に賛成をします。皆さんがたのご賛同をお願い申し上げます。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから、議案第8号、平成22年度西会津町一般会計補正予算（第1次）に対する修正案を採決します。

修正案のとおり決することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第8号、平成22年度西会津町一般会計補正予算（第1次）に対する修正案は修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(14時28分)

○議長 再開します。(14時40分)

ただいま、清野佐一君ほか5人から、議会案第1号、西会津町議会基本条例調査特別委員会の設置についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、西会津町議会基本条例調査特別委員会委員の選任についてを追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、西会津町議会基本条例調査特別委員会の設置について及び西会津町議会基本条例調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加第1、第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議会案第1号、西会津町議会基本条例調査特別委員会の設置についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

5番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、議会案第1号の説明を申し上げます。

なお、提出者は荒海清隆議員、青木照夫議員、武藤道廣議員、多賀剛議員、目黒一議員そして私清野佐一でございます。

西会津町議会基本条例調査特別委員会の設置について。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

上記の議案を下記のとおり、西会津町議会委員会条例第3条の規定により提出します。

記といたしまして。

特別委員会の名称、西会津町議会基本条例調査特別委員会。

特別委員会の定数、6名。

提出の理由、地方分権時代を迎え、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大しており、二元代表の一翼を担う議会の責務と役割も拡大している。これと呼応して地方自治体の自立に対応できる議会になること、及び自らの改革を継続・発展させることなどを目的として「議会基本条例」を制定する議会が全国各地にできています。そこで、本特別委員会を設置し、全国各地の議会で制定されている主な「議会基本条例」を調査するとともに、本町議会における「議会基本条例」の制定の必要性を調査するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会案第1号、西会津町議会基本条例調査特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、西会津町議会基本条例調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2、西会津町議会基本条例調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

西会津町議会基本条例調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定によって、清野佐一君、荒海清隆君、青木照夫君、多賀剛君、目黒一君、武藤道廣君、以上の諸君を西会津町議会基本条例調査特別委員会委員に選任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を西会津町議会基本条例調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

このあと直ちに、西会津町議会基本条例調査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を選任してください。

暫時休議にします。(14時47分)

○議長 再開いたします。(14時59分)

先ほど設置された西会津町議会基本条例調査特別委員会の委員長に清野佐一君、副委員長に多賀剛を選任した旨の報告がありました。

日程第9、陳情第2号、給水施設の整備を求める陳情書から日程第11、陳情第4号、安心・安全な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書を一括議題とします。

なお、審議の方法は、各委員会の報告終了後、1議題ごとに質疑・採決の順序で行います。委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡部昌君。

○渡部昌 それでは、陳情調査報告書を行いたいします。総務常任委員会で審査しましたところ、本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第1号。これは付託年月日は平成22年3月12日に所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択を求める陳情書については、委員会の意見としましては、継続

審査を要すると決定しました。

陳情第3号、平成22年6月11日「非核三原則」の法制化を求める議会決議・意見書採択の陳情。審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、報告終わります。

○議長 経済常任委員長、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それではご報告申し上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定によって報告いたします。

受理番号、陳情第2号、付託年月日は平成22年6月11日、件名は給水施設の整備を求める陳情書。審査の結果、継続審査を要するものと決定をいたしました。これは現地視察をしまして、水源その他の調査をする必要があるためでございます。

続きまして、陳情第4号を申し上げます。付託年月日は同じでございます。件名は、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書。審査の結果、継続審査を要するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わりますが、この4号、高度な陳情となっております。国土交通省の地方出先機関の存続なんていうことは、1日、2日、短時間では到底中身を調査したり、検討したり余裕がないということで継続審査になりましたので、ご了承をお願いしたいと思っております。以上です。報告終わります。

○議長 これから、陳情第2号、給水施設の整備を求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第2号、給水施設の整備を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、給水施設の整備を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第3号、「非核三原則」の法制化を求める議会決議・意見書採択の陳情の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第3号、「非核三原則」の法制化を求める議会決議・意見書採択の陳情を採

決します。

お諮りします。

陳情第3号、「非核三原則」の法制化を求める議会決議・意見書採択の陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、「非核三原則」の法制化を求める議会決議・意見書採択の陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、陳情第4号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これ以て質疑を終ります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第4号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第4号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、意見書案第1号、「非核三原則」の早期法制化を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

6番、渡部昌君。

○渡部昌 意見書案第1号、提出者は総務常任委員会。氏名は記載のとおりでございます。

「非核三原則」の早期法制化を求める意見書。

標記の意見書案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、衆議院議長、横路孝弘様、参議院議長、江田五月様、内閣総理大臣、菅直人様。以上です。

それでは、意見書を朗読をもって説明いたします。

「非核三原則」の早期法制化を求める意見書。

広島・長崎の原爆被害から65年が経った。「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被害者の悲痛な願いをはじめとして、わが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできた。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、さらにその流れを強めている。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が、核兵器のない世界を追求

していくことを明言した。今こそ日本は、核戦争の唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けた主導的な役割を果たすべき時である。

そのためにも、「非核三原則」を国是として掲げるだけでなく、その法制化を早期に図ることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると考える。

よって、国会及び政府は、被爆国日本として、世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえ、「非核三原則」の法制化を早期に決断することを要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

以上です。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第 1 号、「非核三原則」の早期法制化を求める意見書を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　ご異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号、「非核三原則」の早期法制化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、常任委員会の所管事務調査（管内）実施申し出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管に係る事項の現況を把握するため、9 月定例会前の閉会中、3 日以内において管内行政調査を実施したい旨の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会からの申し出のとおり所管事務調査を実施することに決定いたしました。

加えて申し上げます。

所管事務調査の結果は、9 月定例会において報告をお願いいたします。

日程第 14、総務常任委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 15、経済常任委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

経済常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

経済常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 16、議会運営委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 17、議会広報特別委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

資料配布のため暫時休議します。(15時17分)

○議長 再開します。(15時19分)

ただいま、西会津町議会基本条例調査特別委員会から継続審査申し出が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、西会津町議会基本条例調査特別委員会の継続審査申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、西会津町議会基本条例調査特別委員会の継続審査申し出についてを議題とします。

西会津町議会基本条例調査特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

西会津町議会基本条例調査特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、西会津町議会基本条例調査特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 本6月定例会閉会にあたり一言ごあいさつと御礼を申し上げます。

6月11日から今日までの6日間にわたり熱心にご議論をいただき、一部修正がございましたが、議案のすべてに原案どおりご議決を賜りました。本議会でのご意見などについては、今後の町政執行に活かすべく努めてまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月11日の開会以来、本日まで実質4日間にわたり、平成22年度一般会計補正予算をはじめ、重要案件についてご審議を賜りましたが、本日をもって全議案とも議決、成立を見ました。

会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し深く敬意を表しますとともに、本会議、あるいは委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く要望いたす次第であります。

これから、梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ議員各位におかれましては、この上ともご自愛くださいまして、町政の積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の言葉といたします。

これをもって平成22年第4回西会津町議会定例会を閉会します。(15時24分)